

第百九十三回国会

参議院財政金融委員会會議録第四号

平成二十九年三月二十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月九日

辞任

徳茂 雅之君

松川 るい君

補欠選任

武見 敬三君

中曽根弘文君

三月十日

辞任

武見 敬三君

中曽根弘文君

補欠選任

徳茂 雅之君

松川 るい君

三月十七日

辞任

愛知 治郎君

藤末 健三君

補欠選任

渡辺美知太郎君

浜口 誠君

三月二十一日

辞任

渡辺美知太郎君

浜口 誠君

補欠選任

愛知 治郎君

藤末 健三君

小池 晃君

辰巳孝太郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

藤川 政人君

大家 敏志君

中西 健治君

長峯 誠君

三宅 伸吾君

大塚 耕平君

委員

愛知 治郎君

石田 昌宏君

徳茂 雅之君

中山 恭子君

松川 るい君

三木 亨君

宮沢 洋一君

山谷えり子君

渡辺美知太郎君

風間 直樹君

古賀 之士君

白 眞勲君

浜口 誠君

藤末 健三君

杉 久武君

平木 大作君

小池 晃君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

藤巻 健史君

渡辺 喜美君

麻生 太郎君

原田 憲治君

大塚 拓君

木原 稔君

武村 展英君

杉 久武君

三木 亨君

樋口 尚也君

小野 伸一君

土生 栄二君

内閣官房内閣審
議官

内閣府大臣官房
審議官

金融庁総務企画
局総括審議官

総務大臣官房審
議官

総務大臣官房審
議官

外務大臣官房長
官

財務大臣官房政
策評価審議官

財務省主税局長
官

財務省理財局長
官

国税庁次長
官

文部科学省高等
教育局私学部長
官

厚生労働大臣官
房審議官

経済産業大臣官
房審議官

国土交通省航空
局長

国土交通省航空
局航空ネット
ワーク部長

日本銀行副総裁

向井 治紀君

田中愛智朗君

森田 宗男君

池田 憲治君

開出 英之君

山崎 和之君

浅野 僚也君

星野 次彦君

佐川 宣寿君

飯塚 厚君

村田 善則君

坂口 卓君

保坂 伸君

佐藤 善信君

和田 浩一君

岩田規久男君

参考人

日本銀行副総裁

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

岩田規久男君

去る十七日までに、藤末健三君及び愛知治郎君が委員を辞任され、その補欠として浜口誠君及び渡辺美知太郎君が選任されました。

○委員長(藤川政人君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

所得税法等の一部を改正する等の法律案の審査
のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、
政府参考人として財務省主税局長星野次彦君外十
五名の出席を求め、その説明を聴取することに御
異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(藤川政人君) 参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

所得税法等の一部を改正する等の法律案の審査
のため、本日の委員会に参考人として日本銀行副
総裁岩田規久男君の出席を求め、その意見を聴取
することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(藤川政人君) 所得税法等の一部を改正
する等の法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。麻
生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりま
した所得税法等の一部を改正する等の法律案につ
きまして、提案の理由及びその内容を御説明させ
ていただきますと存じます。

政府は、日本経済の成長力の底上げのため、就
業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、経済の

好循環の推進、酒類間の税負担の公平性の回復、国際的な租税回避への効果的な対応などの観点から、国税に關し、所要の改正を一体として行うため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明をさせていただきますと存じます。

第一に、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するという観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うことといたしております。

次に、経済の好循環を促す観点から、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し、中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うことといたしております。

第三に、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、酒税の税率構造及び酒税の定義の見直しを行うことといたしております。

第四に、より効果的に国際的な租税回避に対応する観点から、外国子会社合算税制の見直しを行うことといたしております。

このほか、災害に関する特例の整備を行うとともに、土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長と整理合理化等を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 藤川政人君 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三宅伸吾君 おはようございます。

自由民主党の三宅伸吾でございます。

早速、質問に入りたいと思います。

まず、我が国の税制に少なからず影響を与えます米国の法人税等の改革につきまして財務省にお聞きをしたいと思っております。時間の関係で、質問を併せてさせていただきます。

まず、米国では法人税制改革を主要政策の一つにしていると聞いております。まず、法人実効税率について、トランプ新政権及び議会の与党共和党からはそれぞれどのような主張がなされているのか、概略をお教えいただきたい。そして、実効税率を下げる方向で提案されているそうでございますけれども、税率引下げに伴う代替財源、財源の手当てをどのように今米国の方では提案されているのか、併せてお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(星野次彦君) お答えを申し上げます。

米国の法人税改革につきましては、現在、米政府及び議会において検討、調整中であるとお伺いしております。具体的な税制改革案の内容が明らかではないため、トランプ大統領の公約、またこれまでの発言等、及びアメリカの下院共和党が昨年六月に発表いたしました税制改革案に基づいて御説明をさせていただきますと思っております。

法人税率の引下げにつきましては、トランプ大統領はこれまで会見等におきまして、現行三五％の連邦法人税率を一五ないし二〇％に引き下げると発言をしております。また、下院共和党の税制改革案におきましては、連邦法人税率を二〇％に引き下げることが提案されております。

その財源でございますけれども、トランプ大統領は昨年の選挙期間中の公約や演説等におきまして、税制を含む政策パッケージ全体を財政中立で行うこととし、租税特別措置を原則廃止すること等により財源を確保する旨の発言をしております。

他方、下院共和党の税制改革案におきましては、税制改革全体を税収中立で行うこととされて、租税特別措置の原則廃止等により財源を確保する旨が記載されております。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

今、先進国で一番高い実効税率を持っている米国でございます。一〇％以上下げたいということでございますけれども、なかなか代替財源を出すのが難しいという評価を聞いているところでござ

います。

法人実効税率、それから国際課税、それからいわゆる一番話題になっております国境税、この三つが大きな柱かと思うんですけれども、次に二番目の国際課税についてお聞きしたいと思います。

海外の子会社が稼いだ利益についてどのように課税をするかということでございますけれども、アメリカの新政権及び与党は、海外子会社、米国人の海外子会社ですね、の内部留保についても新たな課税を検討しているようでございますけれども、その概要はどのようなものでございましょう。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

海外子会社の内部留保への課税の話でございますけれども、トランプ大統領は選挙期間中の公約等におきまして、米国企業が海外に留保する資金を米国内に配当したものとみなして一〇％の税率で一度だけ課税することを提案をしております。

また、下院共和党の税制改革案では、米国企業の海外子会社が海外に蓄積した所得について、現金又は現金と同等の形で保有されている場合には八・七五％、それ以外の場合は三・五％の税率で課税することが提案されております。

○三宅伸吾君 この課税は昔、ブッシュ政権が少し一度やろうとしたことがございます。

次に、我が国の海外子会社のために内部留保の近年の状況を教えてください。そしてあわせて、日本は近年、税制改正により結果的に海外子会社から日本の親会社への配当を促すような方策を取っているように私は思っておりますけれども、その仕組みと政策的効果をどのように評価されているか、お聞かせください。

○政府参考人(星野次彦君) 我が国の海外子会社の内部留保の近年の状況でございますけれども、国際収支統計によりますと、近年、我が国の直接投資収益のうち、海外子会社等の内部留保に充てられる額、フローで見ますと、今先生が御指摘になられました外国子会社から日本の親会社への配当

を益金不算入とする制度、これを平成二十一年度改正で導入しております。その直後と直近の数字を比較して申し上げますと、平成二十二年には一・九兆円、これが留保金額でございましたけれども、直近、平成二十八年の数字で見ますと五・三兆円へと増加をしております。

一方で、配当金等として国内に還流した金額、これも増えておりまして、平成二十二年三・一兆円に対して、直近、平成二十八年には五・一兆円へと増加をしております。

外国子会社からの日本の親法人への配当につきましては、今申し上げました平成二十一年度税制改正において、企業の外国子会社が海外で獲得した利益を必要な時期に必要な金額だけ国内に戻せるよう、企業の配当政策に対する税制の中立性等を確保する観点から、また適切な二重課税の排除を維持しつつ制度を簡素化する観点も踏まえまして、外国子会社から受け取る配当を益金不算入とする制度としたところでございます。

なお、外国子会社による日本の親会社に対する配当の支払は、子会社の現地での収益状況ですとか各企業の投資計画、また財務戦略等様々な要因に左右されるものでございまして、外国子会社からの配当還流の増減に対する本制度の影響のみを切り出して把握することは困難であることを御理解いただきたいと思います。

○三宅伸吾君 海外子会社から日本の親会社への配当について益金不算入ということでございますけれども、正確に申し上げますと五％は益金に算入しているわけでありまして。その理由をお聞かせください。

○政府参考人(星野次彦君) 外国子会社配当の益金不算入制度では、今御指摘がございましたとおり、五％だけ除いて配当の九五％だけ益金に計上しないということになっているわけでございますけれども、これは、海外子会社からの配当については親会社の益金に計上しない一方で、その配当を獲得するための親会社の費用についても損金に算入しないという考え方の下で、当該費用相当額

を、諸外国の例ですとか制度の簡素さ、事務負担等を勘案いたしまして、これを配当の五%とみなして、配当の九五%だけを益金に計上しないこととしていっているものでございます。

こうした考え方はドイツやフランスでも採用されているものと承知をしております。

○三宅伸吾君 ドイツ、フランスの例は今御説明いただきましたけれども、私の理解ではイギリスでは一〇〇%益金不算入になっていたように思います。

優秀な企業経営者、資金調達力の高い企業から見ますと、海外の子会社から配当をもらうと五%が益金に入って、それに法人税が掛けられるということになるわけでありまして。としますと、超低金利、一%未満で資金調達ができる企業から見ますと、配当をすると目減りをするわけでございまして、五%掛ける税率分が目減りすると。一〇〇もらうと五%が益金に入って、掛ける税率ということになるわけですから一・五%ぐらいの目減りをするということになります。

としますと、配当をせずに利益は海外に置いたままにしておいて、国内でもし手元の流動性が無い場合は融資を受けて、それも一%未満の安い金利で調達をした方がグループ全体としてはキャッシュマネジメントがうまくいくというようなことをよく耳にするわけでございます。

いろいろ、今局長がおっしゃった理由がよく分かるんですが、今局長が言っているわけでは、国内にお金を戻すという意味で、イギリス等を参考にしたいだいて一〇〇%益金不算入ということも選択肢に入れているので、今後御検討いただきたいというふうに思います。

そして、最後の国境税の問題でございます。

これが一番話題になっているわけでは、ないと思いますが、国境税、まあ国境調整税という言い方もしている場合もありますけれども、トランプ新政権として議会、与党共和党からそれぞれどのような主張がなされているのか、概略を教えてください。また、これらが実現した場合、対米輸出企

業や米国の消費者への影響としてどのようなことが一般に指摘されているのか、お答えください。○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

御指摘の国境税、国境調整税、国境調整措置とも言われておりますけれども、それにつきましては、まず、トランプ大統領はこれまで会見等で、海外に生産拠点を移転し米国に輸出を行う企業に対し国境税を課すと述べております。また、下院共和党の税制改革案におきましては、米国から輸出される製品等は課税対象とせず、米国に輸入される製品等は課税対象とする国境調整措置の導入が提案をされております。

大統領が言及をされている国境税と下院共和党提案の国境調整措置との関係も含めまして、現時点では制度の具体的内容が明らかではありません。で、これらが対米輸出企業や米国消費者に与える影響について予断を持ってお答えすることはなかなか難しいと考えておりますけれども、一般的には、これらの措置が導入された場合、輸入に係る課税により米国消費者の購入する輸入品の価格が上昇するなどして米国消費者の実質所得が損なわれる可能性があること、また、輸入品価格の上昇が対米輸出企業の価格競争力に影響を与える可能性があること等が指摘されているものと承知をしております。

○三宅伸吾君 この国境税、国境調整税、WTO上のルール違反だという多分主張がなされる可能性もあります。どうも、いろいろ専門家の方の話を伺っていると、グレーではないかというような話でございます。

いずれにしましても、日本の対米輸出企業にも大きな影響を与える税制改革だと思えます。

三つ申し上げました。実効税率の引下げの問題、それから海外子会社の利益の問題、それから今の国境の問題でございます。多分日本に一番大きな影響を与えるのは一番目と三番目だと思えますけれども、特にその実効税率を大幅に引き下げた場合、グローバルな競争をしているわけでござ

いますので、もしアメリカが本当に二〇%を切るような水準まで下げることができれば他の先進諸国に大きな影響を与えるというふうに思います。しかしながら、問題は、アメリカでも日本でも同じだと思えますけれども、代替財源でございます。先ほど局長から御説明がございましたように米国の今の議論では、税率を下げた場合には代替財源をきっちり捻出をして、それで税制中立を保つような方向で提案がされているということでございます。しかしながら、租税特別措置を削るというのはなかなか、日本においても様々な議論がございますし、アメリカにおいてもそう簡単に租税特別措置をばつさり全部ゼロにする、研究開発を除くそうでございますけれども、ばつさりや

いづれにしても、きつちりとこれから日本政府も我々もフォローをしなければいけないと思っております。最後に、麻生大臣に大局的なお話をお伺いしたいと思っております。

この国境税の導入を米トランプ大統領そして共和党言っているわけでは、ないけれども、トランプ大統領は一方で、先週の十五日もアメリカ・ミシガン州でトヨタ自動車など自動車大手の経営陣と会談をされました。そして、工場労働者を造るよう重ねて求めました。また、工場労働者に対する演説では、トランプ大統領は、オバマ前政権が厳格化した燃費規制を緩和すると明言をされました。国境税の問題では、日本の企業経営者、また海外に生産子会社を持つ米国の企業経営者、そして米国のウォルマート等の海外から商品

を輸入する企業経営者を震撼とさせる一方で、どどん米国内に工場を造ってくださいよ、それから環境規制は緩和する方にやりますよという硬軟織り交ぜた動きをされております。

先週でございましたけれども、日本自動車工業会の西川会長はこれにおっしゃっておられます。日本を含めて、国に責任を持つ大統領や首相

が自国に投資してほしいと思うのは当然である、それをストレートに表現しているだけで、全く違和感がないと、このように自工会の西川会長はおっしゃいました。なるほどなと思えました。

私は、トランプ大統領はなかなか交渉上手だと思えます。対米輸出企業に対して課税強化の拳を上げて、その一方で海外生産シフトを牽制し自国内に工場をどどんと誘致しよう、出ていくな、こっちへ工場を持ってきてください、増強をしてくださいと、こういうふうにおっしゃっているわけでございます。

麻生副総理は、四月からベンス米副大統領と日米の経済対話を始められるわけです。先般の参議院予算委員会でも、トランプ大統領につきまして麻生副総理は、白いキャンバスに向かっておられるような感じがすると、それからとても聞き上手だというふうな印象を持たれたそうでございますけれども、賛否両論入り交じる米国の法人税制改革につきまして、どのような御賢察と申しますか関心を持たれているのか、是非、四月からの日米経済対話を控えた麻生副総理にお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) トランプ大統領のこれまでの演説やら、これまでの言動やら何やらの話の中で、これは法人税率の引下げ、例の三五%を二〇%にするという話やら何やらを含めて、そういった話もあれば、国境税という、この国境税のデフエネーションが、定義がいま一つよく分からぬし、かつ、これは下院で言っている話もこれまた違いますので、今どの程度の話がどの程度になっているんだか、これさっぱり私らのところじゃよく分からないんですが、ただ、議会において検討中って、検討を開始したことは確かかなんだろうと思っておりますので、これ現時点でちよつと具体的なコメントというのはなかなかちよつと難しいところなんです。

その上で、当然のごとく、これは各国の課税自主権というのは、これ当然のこととして尊重されてしかるべきなんですが、アメリカぐらい大きな

国になりますと、これ、一國の關稅自主權に基づいて大きな稅制變革をやるとこれは他國にどうと影響が出てくるということも、これは今のこういったような密接な國際經濟社會の中においては影響が大いいで、この点よく注意しておいてもらわぬとできませんよという話は、この間、ムニューシンという人と話をしたときに私の方から申し上げております。

かつ、G20なんかのこの間の會場の、何か他國の發言はちょっと申し上げられにくいんですが、ムニューシンとのバイの會談なんかやっていますと、國境稅とか、まあ本人も余り國境稅の意味がよく分かっておらぬようだし誰も分かっていないんでしょけれど、新政權の經濟對策というのは、結果として日本とアメリカとの間でウイン・ウインの關係になるようなものをつくり上げないという意味なし、日本とアメリカだけが良くなったって意味がないんで、これ周りの、少なくともアジアなんかの國々にとつてある程度いい影響が出てくるものにつくり上げないという意味がないということとを私とペンスという人と二人で話してありますので、いずれ、二人で全部できるわけじゃないので、例えばいわゆる稅の話やら經濟の話やら何やらを個別に各担当の大臣に下ろしていくという、ムニューシンさん、おたくとはいろいろ稅の話やら何やらしていくことになるんだと思いますけれども、是非いろいろな意見を聞かせてもらいたいんですが、少なくとも今言っている話は、我々から見ても、あなたの場合はゴールドマン・サックスに長いこといて、日本にもしばらくいたことがあつてというような感じでよく分かっているんだと思いますので、時代が随分変わってきていますので、あなたがいたときの日本と今と全然違つてきていますから、そういった点も含めていろいろな話をしなきゃいかぬという話をしたところなんです。

まあ第一回目でしたし、向こうは中國もアメリカも両方ともG20の、今回のG20、新人はその二人ですから、その二人が一番肩に力が入つてい

て、片っ方はフリー、片っ方はフェアで言い合つていまして、これなかなか話が、まとまる話もまとまらぬので、間に入つてまあまとまるのがドイツと日本ということに役割がそうなるんです。

いずれにしても、そういった中で、今始まつたばかりではありますけれども、この人は言つてみてその結果を見ながらいろいろ反応していくんだというの、これまでのこの二か月間の言動を見るのはつきりしていますので、安倍・トランプ會談以後、対日に関する話は全くこの人たちから出なくなりまして、そういった意味では非常に分かりやすいところは、分かれれば話早いんだというふうにしておられますので、手間と時間を掛けある程度きちんと話をしたいかなあかぬというの、これからの我々の仕事なんだと思つておりますけれども。

いずれにしても、事情は、フリートレードでやつた場合に、アメリカにおける對外貿易の赤字の約四七％は中國一國ですから、まずそこから片付けなにかぬということになるのは当然なんだと思ひますけれども、傍らそれをフェアでやろうじゃないかという、中國は自分のところだけがやられるというからこのフェアという言葉を入れるのは反對するという、どこにでもある、むしろ國際交渉をやるとよく出てくる話で、でき上がった文章があつた文章なんですけれども、たつた一つだけはつきりしていることは、保護貿易を推進しようという國は一か國もいませんので、その意味で自由貿易が主ということとはつきりしています。

それは、その上に立つてあの種の文章ができておりますので、是非その点だけは何となく、いかにも保護貿易主義が台頭してきて自由貿易主義が落ちてきているというようなことではなくて、そこらのところは、まあ新聞とは大体あんな書き方になるのは大体通常なんですけれども、そういう世界におられたんでよく御存じだと思ひますが、書き方としてはあなつていますけれど、會場の雰

囲氣の中はその二点、二か國とその二つの單語、フェアとフリーと、この二つの言葉だけが妙におつかつたみたいな形になつているので、全体として自由貿易反對、保護貿易賛成という風潮は全くなかつたということだけは今の段階で御報告申し上げますので、これから後はいろいろちよつと、まだ始まつたばかりとはいへ、今からしばらく詰めていくところはいつばいあるうかと思つて、ペンスさんとは四月にやることになつておりますので、向こうは乗り込んでくるんですけれども、まだ下に人は誰もおりませんからね、役人で、私一人で乗り込んでいつて、次官も局長も課長もなしで行つて何の話ができるのかねという感じはしないでもありませんけれど、現実は今そうですから、これはしばらく、夏までぐらゐ時間掛けて、お互いにしばらく時間を掛けて辛抱強くやらないかぬところだと思つております。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。是非、日本の國益のため、そして世界平和のために自由貿易という普遍的な価値を麻生副總理を先頭に誠実に執拗に米國首脳に説得いただいて、悪い方向に世界が行かないようによろしくお願いを申し上げます。

最後に、國稅庁にお聞きしたいと思ひます。麻生大臣の御尽力で交際費について課稅を少し見直しました。いい方向に行つていると私は思つておるんですが、いいますけれども、今日は社員旅行についてちよつとお聞きしたいと思ひます。

日本の強みはチームワークでございます。チームワークを醸成する一つの仕組みとして社員旅行というのがありまして、いろんな企業がやつているわけがございますけれども、皆様にお配りの資料の、國稅庁の資料の後ろから二ページ目でございます、ここに事例二と事例三というのがございますので、これをちよつと御覧になりながら残り五、六分の質疑をお聞きいただければと思ひます。

國稅庁にちよつとお聞きしたいんですけれども、世の中では、社員旅行において、一人当たり

年間十萬元を超えて会社が社員旅行に對して支出をするに従業員に對する所得課稅が発生するという十萬元基準という話が出回つておまして、私も何人かの税理士の方からお聞きをいたしました。稅務の執行の現場においてこの十萬元基準なるものがあるのかどうか、そしてまた、そのような通達、そういうふう言われるような通達等を出されているのかどうか、お聞かせください。

○政府参考人(飯塚厚君) お答えいたします。会社負担の社員旅行により従業員が受ける經濟的利益に關しましては、その社員旅行の内容が従業員向けの福利厚生の一環として社會通念上一般に行われていると認められる場合に、課稅しなくて差し支えないとの取扱ひを従来から行つてきているところでございます。

お尋ねの社員旅行の会社負担額に關してでございますけれども、委員が御指摘のように、一律の金額基準を設けて、例えば会社負担額が十萬元を超えると課稅するといった取扱ひは行つていないところでございます。

いずれにいたしましても、課稅の要否につきましては一つ一つの社員旅行の実態に即して判斷しているところでございます。

○三宅伸吾君 今、十萬元を超えたからといってすべからず所得稅が課されるということではないという明確な御答弁を賜りました。私も理屈上はそのとおりだと思つてございまして、この通達というか、今お配りしている事例二、事例三をさらつと読むと、もうどうも十萬元まではオーケー、でもそれを超えると何となくアウトというふうな読めなくもないわけでございますので、今御答弁をいただいたようなところが酌み取れるような文言をこの國稅庁ホームページに載つているページに少し加えていただいて、ケース・バイ・ケースだということを是非周知いただきたいと思ひわけでございます。

と申しますのは、少額は非課稅で扱う、所得稅法上ですね、それは私のとおりだと思つてございまして、その少額といった場合に、う

ちの会社は毎年やっていると、別の会社はうちは隔年に、二年に一回しか社員旅行をしないんだという場合で、全く同じような業態で、もし利益水準も同じで、もし他の福利厚生に対する会社の支出がもし同じであれば、毎年やる会社と隔年やる会社と、やはりその少額の基準というか所得税法上課税する基準は、例えば隔年の場合は倍になつても私は整合性は取れるのではないかと思うわけでございます。

そういった趣旨から、十万円基準というのが実は一つの目安ではあるけれども必ずしもそうではないということをは是非明記をしていただいて、日本の強みでございますチームワーク、これを支える税務行政が執行の現場においてもきっちりとなされて日本経済が強くなるようにお願いをしたいと思つております。

最後にちよつと国税庁の方から私の考えに対するコメントを賜つて、私の質問を終わりたいと思つております。

○政府参考人(飯塚厚君) 委員御指摘の国税庁ホームページ、これタックスアンサーという部分でございますけれども、これの解説についてでございますけれども、旅行費用や会社負担額について例示として記載しておりますけれども、あくまで目安として例示しているものでございまして、課税の要否の判断に係る一律の基準というものはございません。

ちなみに、この同じタックスアンサーの少し事例の前の方になりますけれども、「従業員レクリエーション旅行や研修旅行を行った場合、使用者が負担した費用が参加した人の給与として課税されるかどうかは、その旅行の条件を総合的に勘案して判定します。」と、こういうふうに書いておりまして、まさにいろんなこの内容を総合的に判断して解釈していくものと考えております。ただ、少しこの記述の場所が事例の場所から離れてもおりまして、先生がおっしゃいますような誤解を招くおそれがあるということであれば、やはりこの記述につきましても、課税上の取扱いが適切

に周知されますように、この解説の仕方の見直しも含めて対応を検討してまいりたいと考えております。

今申し上げました総合的な判断ということでございますけれども、具体的には、旅行の目的や規模、行程、あるいは全従業員等に占める参加者の割合、あるいは旅行費用と会社負担の割合と、こういったものを総合的に勘案しながら実態に即した判断を行うとしているところでございます。

○三宅伸吾君 終わります。ありがとうございます。

○白眞勲君 民進党の白眞勲でございます。まず、法案の審議の前に、森友学園による国有地取得に関してちよつと分からないことがありまして、お聞きしたいと思つております。

佐川局長、大変恐縮ではございますが、念のためちよつとお聞きしたいんですけれども、森友学園、龍池さんと会ったことはありますでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

○白眞勲君 そうしますと、電話で話したことはありますでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

○白眞勲君 そうしますと、誰か人を介して連絡したこと、あるいは受けたことというのはありますでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 龍池理事長との関係で私はそういうことはございません。

○白眞勲君 本日添付一枚目の資料を皆さん御覧いただきたいと思うんですけれども、これは小川敏夫議員が三月十三日の予算委員会であつた資料ですが、この赤枠で囲まれた部分について、佐川局長、そのときこう答えていらつしやるんですね。議事録を読みますね。

本件、二月の九日だったと思いますが、最初に新聞報道がございまして、翌日、民進党の方からそういう会合を開くので説明に来てくださいというところでございまして、私も大変慌ただしく本省で資料を作らせていただきました。その際、現実に新たな埋設物は二十八三年三月十一日に見付かったところでございますが、当初、三月の十日だったと思いますが、民進党の勉強会に御提出した資料の中では、二十七年の八月十六日に発見されたと言つてしまつた、二十六に書いてしまつた。多分これ十六、二十六の言い間違いだと思つておられますけれども、ここからまた議事録言います。これは明らかに、当時の有益費の工事に関する現地の話でございまして、明らかに誤りであるというところでございまして、翌週、二回目の民進党の勉強会におきまして謝罪をするともに訂正をさせていただいて、三月の十一日にさせていただきます。ただいたというところでございましてとされております。

そういう中で、ここでお聞きしたいのは、これは佐川局長がこうおっしゃつていらっしゃるんです、これは明らかに、当時の有益費の工事に関する現地の話でございまして、明らかに誤りであるというところでございましてとされているんですが、ちよつと分からないのは、この赤枠全体が誤りであつたということなんですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

今、翌週、今委員がおつしやいました二月の十日に民進党の勉強会で資料を出させていただきました。そこについて、翌週新たに、十四日だったと思いますが、その資料が正しいわけでございます。その資料には、以前に分かつておりましたその浅い部分の埋設物ではない深いところから見付かったのが二十八三年三月十一日と新しい資料には記してございます。

そういう意味では、今委員がお配りになられておりますこの資料で、その八月、二十七年でござ

いますけれども、大森と、これちよつと名前も、済みません、間違えてございますけれども、大変慌ただしい中でやつた感じがあります、本当に。森友学園から本地で地下埋設物が発見されたという意味では、発見されたという意味では新たに発見されたという意味でございますので、その点については誤りでありましてということで翌週訂正をさせていただいたというところでございまして、その現地を確認したというところにつきましましては、たしか、国土交通省の方から写真などもたしか提出させていただいていと思つておりますので、そういう意味では、現地の確認についてはそこは誤つていないわけではございませんが、いかにも新たな埋設物が二十七年の八月に発見されたかのような記述に読めるというところが誤りであるということをお申し上げた次第でございます。

○白眞勲君 これ、大森学園と書いて、これはこちらの間違いで、財務省さんの資料には森友学園と書いてあるようなんです。

それはそうとして、今おつしやつた中で、確かに二月の十四日に、資料を見ますと、この赤枠の部分二つとも消されていて、二十八年の三月十一日の部分が新たに資料には加えられている。ということは、もうちよつと確認するんですけど、この赤枠の部分の二つの日付は完全に間違つたということなんですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

私が先ほども間違いだとして申し上げたのは、新たな埋設物が発見されたのは二十八年の三月十一日であるということでございますので、ここにありますような、この埋設物が発見されたとの連絡というふうなこういう用語でありますれば、何か以前から分かつていたものとは違うものが発見されたかのような印象を与えますので、それは誤りでございましてということで、八月のこの二十七でございまして、この辺りに大阪航空局なり近畿財務局が有益費の関係でそこに行つて現場を確認しているというのは、そこは過ちではないという

ことでございます。

○白眞勲君 いや、ちよつとお聞きしたいんですけど、この二十六日、二十七日が合っているのかどうかということなんです、私が聞きたいのは、この辺りで行ったでしょうということではなくて、八月二十六日、八月二十七日のこの辺りは合っているのかどうかを、ちよつと具体的な日にちが出ているので聞いているんですけれども。

○政府参考人(佐川宣寿君) この委員の御提出のその最初の方の間違った方の資料、間違いだといつて訂正させていただいた方の資料でございますが、この八月二十六日に埋設物が本地で発見されたというのは、これはもう誤解を招くような誤りだということでございます。

それから、八月二十七日に近畿財務局なり大阪航空局と現地関係者とその現地を確認したということにつきましては、この二月の当初の時点では我々その詳細な資料はもろろ存じておりませんでしたが、後ほど国土交通省の方からこの時期に現地に行って工事、有益費に関する工事でございますけれども、以前から分かっておった埋設物についての工事についての現地確認をしたというのは聞いておりますので、その点につきましては過ちではないんだらうというふうに思っております。

○白眞勲君 もう一回ちよつとまとめますと、八月二十六日についてはこれは誤りであるということですね。

○政府参考人(佐川宣寿君) 八月二十六日、学校法人大森学園から本地で地下埋設物が発見されたとの連絡と書いてございますのは、新たに今まで分かっていないところから埋設物が発見されたという意味では二十八日の三月十一日でございますので、そういうことを想起されたとすれば、この点については誤りであるというふうに申し上げてございます。

○白眞勲君 いや、私が聞いているのは、この連絡があったか。連絡があったわけですよ、八月二十六日、この記述ですとね、誤った記述ですと。

ですから、この連絡があったかどうかということについての状況を聞いていますけれども、連絡があったかどうかということ、八月二十六日にです。

○政府参考人(佐川宣寿君) 何度も御説明させていただいておりますが、個別の日付でというやり取りがあったかという記録は残っておりません。ただ、八月二十六日に、新たなとは書いてございませぬけれども、本地で以前からなかったかのようなものが発見されたとの連絡という意味では、これはなかったんだというふうに思っています。

○白眞勲君 そうすると、この二十七年八月二十七日は合っているということですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) この資料を当初作ったときには、本省においてそういう詳細のことについては存じませんでした。

しかしながら、その後ずっと様々な資料を御提出させていただいていの中で、二十七年の八月二十七日だったと思いますが、国土交通省の方において現地確認した写真というものを提出させていただいているということでございますので、その点につきましては、その現場、いわゆる浅い部分にあった埋設物、有益費に関係するものに對する現地確認を実施しているということでは合っているんだらうと思います。

○白眞勲君 そうすると、いずれにしましても、これは八月二十六日については誤りだったと。

この間違いの原因は一体何だったんだというふうに思われますか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 様々、いろんなところで、私どももそうでございますけれどもいろんなミスは行いますので、本当の原因はよく分かりませんが、本当に慌たしい中で、当時の中でのこの時系列を作る中で、単純なミスをしたんだらうというふうに私は考えてございます。

○白眞勲君 単純なミスと言うんですけれども、普通は大体何か書いてあるものを書き写すような形でこういった表というのは作りますよね。そう

いう基となるものはないんですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) ちよつと、詳細については、私自身がこれ作成しているわけではございませんので、当時、九日に新聞報道が出て、翌日、民進党の先生方に説明をしるというふうに出て、わけてその資料を作っているわけでございますので、いろいろな、契約書なり当時のそういう資料を見ながら作ったんだらうと思いますが、ちよつとこの部分についてどういふものを見たのかはよく分かりませんが、いずれにしても、この新たに、新たにとは書いてございませぬが、発見されたとの連絡については過ちであるということでございます。

○白眞勲君 外務省にお聞きいたします。

当時、総理大臣夫人の非常勤で働いていたというか付いていた外務省職員が二名いらつしやるとのことですけれども、総理夫人が森友学園に行つた平成二十七年の九月五日の土曜日は公務をしていらつしやいますか。

○政府参考人(山崎和之君) お答え申し上げます。

総理夫人をサポートする職員として内閣官房に併任されておりました外務省職員は、当時三名おりました。この三名が御指摘の日に公務を行ったとの記録はございません。

○白眞勲君 では、もう一つ聞きますけれども、平成二十六年の四月の二十五日の金曜日、この日は夫人が森友学園を訪問したと報道されていまして、この日、外務省職員は休まれていますか。

○政府参考人(山崎和之君) 御指摘の平成二十六年四月二十五日につきましては、総理夫人をサポートするということで内閣官房に併任されている外務省職員は三名おりました。御指摘の日に休暇を取得した者と公務を行っていた者、両方がございませぬ。

○白眞勲君 つまり、休んでいる人もいたし公務を行っていた人もいらつしやるといふことで、もう一回、ちよつと確認なんですけれども。

○政府参考人(山崎和之君) 同日、一日の休暇を取得していた職員が一名、公務を行っていた職員は二名という記録が残っております。

○白眞勲君 この日は出張をされていいますか。

○政府参考人(山崎和之君) この日、出張者はございませぬ。

○白眞勲君 内閣官房にお聞きいたしますが、十七日の衆議院厚生労働委員会、安倍総理夫人の加計学園訪問に際し政府職員二名が同行したとの答弁についてお聞きしたいんですけれども、この職員は経産省からの派遣された職員でしょうか。

○政府参考人(土生栄二君) お答えいたします。

衆議院内閣委員会での御質問でございますけれども、平成二十七年九月十九日に総理夫人があることも園の訪問をされた、これ自体は総理夫人の私的な用務ということでございませぬけれども、総理夫人の公務の遂行の補助に関する活動の連絡調整のために職員二名が同行していたということでございます。

これらの職員は、いずれも経済産業省の採用ということでございます。

○白眞勲君 そうすると、公務ですね、それは。

○政府参考人(土生栄二君) 先ほど申し上げましたとおり、総理夫人は私的な行為ということでございませぬけれども、職員の同行につきましては公務遂行補助のための連絡調整ということでございますので、公務による出張ということでございます。

○白眞勲君 当然、公務であるならば、出張報告書、旅行命令は出ているということよろしゅうございませぬ。

○政府参考人(土生栄二君) お答えいたします。当時の手続の状況について確認したところでございますけれども、これらの職員の出張に当たりましては、法的に申し上げれば旅費法に基づく旅行命令発令手続が必要であつたわけでございますけれども、職員は、交通費、宿泊費などの旅費が全て総理夫人の負担となつており、国に請求する必要がないため、旅行命令発令手続を取っていない

かつたというところでございます。このため、旅費の請求手続は行われておりませんで、個別の出張報告書も提出をされていらないということが確認できたところでございます。

今般、個々の出張の旅行命令発令手続を取つていかなかったことが確認をされましたので、業務の適切な管理の観点から、必要な場合には個別に手続を適切に行うよう改善を図つたところでございます。

○白眞勲君 今のお話ですと、今、ほかの人が負担を、交通費とか出張費とか負担してくれているから出張命令出さなかつたんだというふうな言い方なんですけど、そういうことですか。

○政府参考人(土生栄二君) お答えいたします。

当時の事情といたしましては、旅費の請求が必要になつたことから手続を取つていなかったというところでございますけれども、これは適切な事務処理とは申し上げられませんが、今般、適切な管理の観点から個別に手続を行うこととしたというところでございます。

○白眞勲君 非常に正直申し上げてずさんなんだという印象を受けるんですけど。

ちょっとここでもう一回確認しますけど、先日、森友学園に同行した職員も出張報告書や命令は出ていなかった。つまり、安倍夫人の同行した職員というのはいつも出張命令や旅行命令は出していないということなんですか。

○政府参考人(土生栄二君) お答え申し上げます。

国会におきまして様々な御指摘をいただいております。塚本幼稚園に関する公務による出張、それから今委員から御指摘がございました、また衆議院内閣委員会でも御指摘のございましたことも園に関する出張等につきましては、今申し上げましたような事情で個別の旅行命令の手続は行われていなかったというところでございます。他方で、外交案件で公務遂行補助等によりまして同行する場合に適切な手続が行われていたということを認めているところでございます。

今後は、先ほど申し上げましたとおり、いずれにしても適切な旅行命令発令手続が必要だというふうな考えておりますので、そこは改善をさせていただきたいというところでございます。

○白眞勲君 いや、ちょっと、私がお聞きしたのは、安倍夫人が国内で、同行者職員はいつも出張命令や旅行命令は出ていなかったのかどうか、その確認なんですけど、お答えください。

○政府参考人(土生栄二君) お答えいたします。

御指摘のございました塚本幼稚園それからこども園における出張、それから別の委員会でも御指摘ございましたスキーイベントにおける平成二十七年、平成二十八年、平成二十九年の件でございますけれども、少なくとも当時は事前の手続はなされていなかったというところでございます。平成二十九年三月の分につきましては直近のことでございますので改善を図つたというところでございます。それ以前のものについては旅行命令手続は取られていなかったというところでございます。

○白眞勲君 ちょっと、ちゃんと聞いていただきたいんですけど、要は安倍夫人が国内でいろんなところに行かれていきますよね、行かれていたんですよね。そのときに、随行している職員がいっぱいいますと。その職員の方は公務ですというお答えをされました。その公務について出張報告や旅行命令というのは出ているのかどうか聞いています。

○政府参考人(土生栄二君) お答えいたします。

私も確認した限りでは、夫人が私的行為で単独でお出かけされると、その場合に公務遂行補助のために連絡調整等を行う職員が同行しているというところでございますけれども、これらにつきましてはいずれも旅行命令手続が取られていなかったというところでございます。

○白眞勲君 出張報告書はどうだったんですか。

○政府参考人(土生栄二君) 今申し上げましたような事情で旅行命令手続が取られておりませんでしたので、いわゆる出張報告というところで旅費の請求もなされていなかったというところでございます。

す。

○白眞勲君 こんなこと役所でまかり通っているのかなというのがちょっと不思議でしょうがないんですけども、なぜそのようなことが起きるんでしょうか。その理由は何なんでしょうか。

○政府参考人(土生栄二君) これまでもお答えいたしましたとおり、職員に対しましては、一般的な職務命令といたしまして常時の連絡調整に当たるといふこと、それにつきましては、必要に応じて夫人に同行して出張するということも含めて指示をしていたわけでございますけれども、旅行命令手続につきましては、先ほど申し上げましたとおり、夫人の私的経費により負担をされていたというところでございますので、その請求手続としては必要がなかつたという認識の下で適正な手続が行われていなかったというところでございます。

○白眞勲君 いや、全然理由になつていないんですけど、要は、今の話ですと、安倍夫人が国内に出張する際には全く出張命令も旅行命令も出ていなかったというふうな御答弁だと思ふんですけど、その理由は一体何なんですか。つまり、私的行為になぜ公務遂行補助の職員が付くんですというかということなんです。

○政府参考人(土生栄二君) お答えいたします。

夫人の私的行為のものにつきましては、職員はサポートをしていないというところでございす。安倍内閣におきましては、いわゆる総理の公務遂行補助の活動、外交案件あるいは国内の案件、極めて増大しているというところでございす。このため、常時の連絡調整が夫人との関係で必要という観点から職員二名を配置をしているというところでございます。その観点から、職員については、必要に応じて夫人が私的行為を行つている場合にも同行して公務の遂行補助に関する連絡調整等を行うということは適正な公務としてあつたわけでございます。

他方で、旅行命令手続につきましては、先ほど申し上げた観点から適正なことがなされていなかったというところでございますので、その点につ

きましては改善を図つたというところでございます。

○白眞勲君 私的行為に政府の職員が二名付く、連絡だけです、私的な話については一切手を着けていませんという今のお話なんですけれども、二名も付く必要が本当にあるのかと私は疑問に思ふんですけれども、それだけ忙しいんですか、そんなに忙しいんですか、お答えください。

○政府参考人(土生栄二君) 先ほど申し上げましたとおり、総理夫人による総理の公務遂行補助に係る活動全体が飛躍的に増大しているというところでございます。

一例で申し上げますと、例えば総理大臣の海外出張に総理夫人が同行する件数も四年間で二十五回、これは前政権では一回のみでございましたけれども、そのように増大をしているところでございます。また、来訪した外国要人に係る接遇等に関する外交活動も四年間で百四十七回というふうな多数に上つているというところでございます。このような状況に鑑みまして、常時連絡調整等を行う職員二名を配置しているという現状でございます。

○白眞勲君 海外に行くから人を付けるんだ、それは分かります、それは分かります。ただ、今言っているのは、国内の同行に二名、私的、スキーに何とかとか、そういったところに本当に二名必要なのかということに対して、ちょっと、ちゃんとお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(土生栄二君) 御説明いたします。

今、一例を挙げて申し上げさせていただきます。たけれども、そのようなことで総理の公務遂行の補助に係る活動全体が飛躍的に増大しているというところでございます。その場合に、当面必要な連絡調整等を行うということが必要になります。これについては常時そのような状況になっているというところでございます。その間に、総理夫人が私的な用務で国内を旅行される場合にも、例えば旅行の移動中あるいは空き時間等を活用いたしまして対面での綿密な打合せが必要という趣旨の下で

同行するということはありません。同行するということでは、夫人の私的行為そのものに支援をしていないということではないということでございます。

○白眞勲君 外務省にお聞きいたします。

外務省の職員が夫人の随員として国内出張をさせることはありますか。

○政府参考人(山崎和之君) お答え申し上げます。

総理夫人が総理の公務の遂行を補助する活動のため国内移動をされる場合、これに同行する外務省職員を出張で同行させることはございます。(発言する者あり) ございます。

○白眞勲君 例えば大使と会つたりということはあるんですけれども、外交案件じゃない場合においても出張させることがあるわけですか。

○政府参考人(山崎和之君) ただいま申し上げましたように、総理夫人が総理の公務の遂行を補助する活動のために移動される場合に、旅行命令を出して公務出張をさせるということがございます。

昨年でございますと、伊勢志摩サミットや山口県において十二月に行われましたブーテン・ロシヤ大統領の訪日、このような際には今のような事例として該当するものと思われまします。

○白眞勲君 当然、海外にも出張されているわけですね、出張させているわけですね。そのときは、当然、海外渡航に関する出張命令や報告書も提出されているということですね。

○政府参考人(山崎和之君) お答え申し上げます。

総理夫人が総理の公務の遂行を補助する活動のため外国を訪問される際も同様、同行する外務省職員は旅行命令を受けて公務出張として同行させていただいております。

○白眞勲君 そのときの職員の出張費、つまりその交通費や日当というのは出しているんでしょうか。

○政府参考人(山崎和之君) お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたようなケースで公務出張をしている場合には、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき旅費の支給も行っております。

○白眞勲君 これ非常に不思議なのは、外務省は非常勤の職員なんですけど、出張命令も報告も、そして日当も出している。ところが、常勤職員の方は出張命令や報告書を出さしていない。これ、内閣官房として、その理由は何かですか。

○政府参考人(土生栄二君) お答えいたします。当時の事情といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、旅費、交通費、宿泊費等全てでございますけれども、夫人の私的経費により負担をされておりましたので、国としては支給する必要はなかったというところでございます。

そうしたことから、手続、旅行命令手続が適正に行われていなかったということは事実でございます。そして、それにつきましては今後適正な手続を行うということで改善を図らせていただいたということでございます。

○白眞勲君 何かすごいしつこいようで申し訳ないんですけど、当然、外務省職員さんと経産省職員さんが一緒に同行する例というのは、今おっしゃったように伊勢志摩サミットとか何かのときにもあったかもしれない。そのときに、片方の省、何か二人の会話で、あら、あれつと、こう思わなかったのかなというのが、それ不思議でしようがないんですね。その辺、どうなんですか。

○政府参考人(土生栄二君) ちょっと想像も含めて申し上げますと、総理と同行するような出張というものは、当然、総理随行者一行ということで、全体として適正に手続をされていたということではないかと思っております。

他方で、夫人の私的行為の間に同行する、これも公務出張でございますけれども、これはやるとすれば当然個人として手続をしなければいけないというところと違いがございまして、費用負担が

発生しないため個別には手続をしていなかったというところ、結果としてはそうだったのかなというふうに思いますが、いずれにいたしましても、これは適切なことではございませんので改善をさせていただきます。

○白眞勲君 これでもちよつと最後にしたいんですが、先ほどのこういう国有地の経緯について、これが誤りであったということについて、部会では、十六日の民進党のヒアリングではこの二十七年八月二十七日がまた入っているんですね。だから、そのときには確認が、この写真があったからこれを入れたということでもよろしゅうございますか。財務省、国交省の書類の中に、また八月二十七日にこれが入っているんですね、現地確認をというふうには、これは、何ですかね、写真で確認が取れたから入れたということでもよろしゅうございますか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

八月二十七日につきましては、その当初の、その慌ただしい中で確認はできていなかったのかもしませんが、事後的に八月二十七日に行つたことを確認して入れたものだということに考えております。

○白眞勲君 麻生大臣、お待たせいたしました。まず、配偶者控除の議論についてお聞きしたいんですが、配偶者控除の議論についてお聞きしたいんですが、女性女性の活躍ということの中で、安倍総理は女性の活躍の方だつて様々なものがある。中には自分の結婚前のキャリアをそのまま結婚しても子供ができても続けていきたいというふうな女性もいらっしゃる。片や旦那の給料がそこそこ家庭で子育てに専念したいというふうな女性もいるんじゃないかなというふうな思いがします。

私が結婚した頃は、女性が結婚したら家庭に入

るものだというのが普通だった。まあだんだん、何か過渡期かなという感じはしたんですけど、まあ今はその辺り大分変わってきているなというのも確かなんです。

そもそも、この国の終身雇用制が崩れて、いわゆる配偶者がいつどうなるか分からないという不安の中で、またさらには非正規雇用という非常に不安定な状況の中で、この配偶者控除の見直しの議論が生まれた気がしますが、麻生大臣、どういふふうな思われているのかなと、ちよつとお聞きしたいと思ひまして。

○国務大臣(麻生太郎君) これはまだいろいろ議論の過程の最中で、配偶者控除に関しては丸々なしにしろという御意見の方もいらっしゃいますし、これは家庭の中における主婦の力というものに對して当然の配慮として配偶者控除があつてしかるべきという御意見と分かれているという、今過渡期と言われましたけど、まあ過渡期かもしれないです。

○白眞勲君 そういう中で、ちよつと財務省にお聞きしますが、そういう前提だとすると、税としては、女性は家にいるものだよ、つまり内助の功だ。まあこれ、そういうことを発言されている委員の方もいらっしゃるんですけど、そういう内助の功という税の思想から生まれてきたものが配偶者控除とも言えるんじゃないか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

配偶者控除のそもその制度趣旨ということかと思ひますが、配偶者控除の制度は、合計所得金額が一定金額以下の配偶者を有する場合に、当該納税者本人の税負担能力の減殺を調整する趣旨から設けられたものでございます。

配偶者については、かつては一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたわけでございますけれども、夫婦は相互扶助の關係にあつて一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑みまして、昭和三十六年に扶養控除から分離する形で配偶者控除が創設されました。配偶

者控除として分離された後も、収入の少ない者を扶養している納税者の担税力に配慮する仕組みという性格は維持されておりまして、こうした仕組みには、民法上、夫婦間に扶助義務が存在することとも影響を与えていると考えております。

○白眞勲君　つまり、そういう考え方が今もずっとこのまま続いているのかなというふうに思ふんですけれども、その辺、財務省さんはどういうふうにお考えなのか。

○政府参考人(星野次彦君)　制度の趣旨自体は扶養控除として存在をしているわけでございます。

先ほど先生がおっしゃいましたその働き方が変わってきているというような状況変化を踏まえて、今回行いましたことは、最近共働き世帯が増えていく中で、特に夫がフルタイム、妻パートタイムの世帯が増加しているというふうな中であって、就業調整問題が非常に大きなものとなってきたと。特に、最低賃金の引上げなどに伴いましてそうした傾向が更に強まる可能性もありましたので、そういった構造変化を踏まえて、今回、配偶者特別控除の拡充というところを行ったということでございます。

○白眞勲君　資料の二に、これは税制調査会から出た資料で、本当にこれを見ると、共働き世帯が一九八五年ぐらいからどどと増えて、まあ一度ちよつと踊り場にはなっているけど、また増え始めているという状況ですよ。

ということは、妻は家でしつかりと子育てをして、夫は外で頑張つて稼いでこいという、こういう一種の家庭内分業というんでしょうか、そういったものが今までの日本の家庭は大体昔はしていたところ、この二十年ぐらい前に、共働き、これ完全に逆転しているわけで、どんどん増えていく。

財務省は、まあ財務省さんがこれを聞いて答えられるかどうか知りませんが、この原因は何だと思ひますか。

○政府参考人(星野次彦君)　こうした傾向が現れている原因というのはもちろん様々あると思ひます。

すけれども、奥さんが外に出て働いている、これはフルタイムの場合もございまして、パートタイムもございまして。今、先生がお配りになられたその資料を見ますと、パートタイムの比率の方が高くなっているわけでございましてけれども、旦那さんがフルタイムで働いておられる中であって、奥様がこういう形でパートタイムで出られる、そこはいろんな状況があるんだと思ひますけれども、ただ、こういうことで共働きの世帯が増えているというところを踏まえて行つた改革の一つだということでございます。

○白眞勲君　そういう観点に立ちますと、この税の公平性という立場からすると共働き世帯にとつてみて配偶者控除って一体何なんだと、決して良く思われないような感じもするんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君)　共働き世帯が良く思われないという御指摘がどういう意味かはあれなんですけれども、冒頭申し上げましたとおり、配偶者控除の制度自体は、合計所得金額が一定金額以下の配偶者を有する場合に納税者本人の税負担能力の減殺を調整する趣旨から設けられたものであり、またその就業調整がかなりこれからひどくなるのが予想される中で行つた制度でありまして、そこはパートタイムで外に出てくる家庭に対しても適用があるわけですから、そこについて何か問題があるというふうなことにはならないのではないかと考えております。

○白眞勲君　もう一回ちよつと確認なんですけれども、配偶者控除、元々扶養控除から独立したものだという考え方、名前だけ変わっているけど、結局、中身扶養なのかという感じもしなくはないんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君)　配偶者控除、先ほど申しましたとおり、扶養控除から分かれて出てきた面はあるわけでございまして。そういう意味では、一定の収入以下の扶養親族がいる方の税負担能力に配慮する仕組みではありますけれども、他方で、配偶者控除は、今回手直しをいたしました

配偶者特別控除のように、家計において稼ぎ手となることが多い配偶者に対してはその就業調整問題等に対応して配偶者特別控除を設けているところとございまして、そこは扶養控除と配偶者控除、配偶者特別控除については制度的な違いがある面もございまして。

○白眞勲君　そういう中で、今世の中大分変わってきたと私も申し上げたし、過渡期かもしれないというのを麻生大臣もおっしゃったので、シングルマザーとか、政府の言い方をすれば様々な働き方が出ているというわけですけども、結婚している夫婦だけは配偶者特別控除や配偶者控除を受けられ、シングルマザーは配偶者控除自体全くない、この辺りどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君)　配偶者控除は、結婚しているその配偶者のときに納税者本人に認められている控除制度でございますので、結婚していない方については適用がございません。

○白眞勲君　いや、それは私も分かっているんですけど、だって、配偶者いないんだから。だけど、いわゆる不公平感という部分においてどうなんだということなんですけど、その辺どうでしょう。

○政府参考人(星野次彦君)　配偶者控除は、繰り返しになりますけれども、配偶者を有する納税者本人の担税力の減殺に着目して認めている控除制度でございます。

仮にシングルマザーのような方についてどのようにかえるかという問題については、これは恐らく所得税制の中では基礎控除等々を始めたとして全体的な控除制度をどう考えるかといったようなその制度設計の中で考える話だと思ひますけれども、そこにつきましましては、一定の収入の中で控除制度を認めているわけでございまして、そういう意味では、一人一人実際に稼ぐ額に応じて控除をどうするかというのは、それはそれで所得税制の中で考慮されているというふうな考え方であります。

○白眞勲君　いや、つまりその家庭というふうにかえた場合に、家庭全体の収入の中で、配偶者が

いる家庭は控除を受けられるけど、配偶者のいない家庭は控除を受けられないということについての不公平感があるんじゃないんですかということをお聞いているんですけど、その辺どうでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君)　繰り返しになりますけれども、その配偶者というのは扶養家族の一人でございまして、扶養家族としての配偶者を有する納税者本人については、その方がいるための担税力の減殺を見ているわけでございまして、そういう事情にない場合には、当然のことながら配偶者控除は付かないということでございます。制度的にはそこは合理性があるというふうな考えでおります。

○白眞勲君　いや、制度的に、いわゆるシングルマザーの皆さんとかそういう、今家庭の環境で非常に変わつてきている中で、全体の家計の収入の中でどうなんだという部分をやっぱりもう一回ちよつとこの辺は、あるべき姿というのを私は考える必要があるのではないのかなというふうにも思っているんですけど。

ちよつと麻生大臣にお聞きしたいんですが、十一月一日に衆議院の財務金融委員会が我が党の古川議員がこう聞いているんです。これ、古川議員がこう聞いたんです。では、とにかく百三万を百三十万だとか百五十万に上げれば、それで何か問題が解決するという話じゃないですかねと、こういうふうなうちの、うちのじゃない、衆議院の古川議員が言つたわけですね。これ、昨年の十一月一日。そのときに、御答弁では、少なくとも、今いきなり百三万を百五十万とか百六十万にするようなつもりはありませんけど、こうされているんですが、その一か月後の十二月八日に百五十万になつちやうたんです。

一か月で変わった理由というのは何でしょうかね。

○国務大臣(麻生太郎君)　いろいろな方々から御意見がありまして、私は、百三万から百二十万だ、百五十万だになつても、同様に、まだいわけ

る保険の話やら何やらが付いていますから、その分が付いてますから、そんな簡単に効果が出てくるとは思えぬというのが一点と、もう一点は、会社の中において百三万円を対象にして会社の中のいろいろな規則がありますので、その部分も勘案してもらわぬと、直ちに効果が出てくるというのはなかなか出にくいのではないかとというのが私の当時の意見。

税調等々の中において、それに対して、いや、それなりにその意味は分かると、しかし、結果として、まずはそこからスタートしないと、百三万円というものがとにかくある程度かなりの勢いで意識として根付いているので、これをまず百五十万円に上げるだけでも大きな意味がある。また、企業においても、税が百三万円から百五十万円に変わるのであれば、企業もそれなりに対応していくという御意見が出てきたというのがその背景だったと記憶しています。

○白眞勲君 大臣はそうすると、百三十万とか百五十万に上げることは基本的には余りよろしくないと思つていたということですね。

○国務大臣(麻生太郎君) いや、私は効果があるかないかが一番大きな問題だと思つていました。効果があるのであれば、それなりに結構だと思ひます。

○白眞勲君 つまり、百三十万か百五十万というところ、効果が余りないんじゃないかということを考へていたということですね。

○国務大臣(麻生太郎君) 私は、最初に申し上げましたように、百三万円から百三十万、百五十万だになつていったところで、それに関連する会社の規則やら保険等々の話が一緒に付随してこないといふと、直ちにその効果が出てくるというのは、効果の期待が少ないのではないかと思つております。

○白眞勲君 この辺りは財務省としてはどういふふうにお考えなんですか。

○政府参考人(星野次彦君) 今大臣から御答弁がありましたとおり、女性の働き方の問題につきま

しては、税のみならず、保険の問題ですとか企業の手当の問題が同時にあると思ひます。あと、女性の働き方そのものの制約要因みたいなものもあると思ひます。したがって、そのいろんなそういった要因を丁寧に解きほぐしていく必要があるのではないかと考へております。

今大臣から答弁がありました中に手当の問題もありましたけれども、例えば手当の問題について、今回百三万を百五十万に上げることによつて、企業の手当の基準、これは百三万で出すのをやめている企業がかなりあるわけがございますけれども、そういった企業の手当の見直し自体を政府・与党からも働きかけて、経団連もその見直しについて言及をしております、いろいろな形でその制約要因になつてくるこの手当の話も含めて変えていくことによつて全体としてなるべく効果があがるようにしていきたいと思つておりますし、そういった見直しを考へていく必要があるかと思つております。

また、百三十万円の保険の話につきましても、厚労省の方で今後の対応を考へているというふうにと何つておりました、総合的に取り組んでいくことが何より重要だといふふうには財務省としても考へております。

○白眞勲君 いや、おっしゃるとおりで、手当とか保険とかは、今の話ですと、いや、これから考へるんですよ、これからいろいろ検討を始めるんですよ、これからということなんですけど、普通は大体検討して大体の方向性が見えた中で全体的な部分としての百五十万とかいふふうなことを出すのが当たり前だと思うんですけれども、何か検討しますというとは、はいはい、じゃ、それでやりましょうというの、何かちよつと先走つていふような気がするんですが、その辺いかがですか。

○政府参考人(星野次彦君) 先走つていふわけではございません。保険の問題も、昨年の十月に全体としては保険の適用者を増やしていくという考へ方の下で百三十万を百六万に減らし、それを更に検討していくことになつておりました、

様々な検討が関係する部署において検討され、実際に実施に移されてきております。そういう中で、なるべくその効果を発現させていくような検討を、これは今回で終わりというわけではなくて、続けていく必要があるという意味で申し上げていふわけでございます。

○白眞勲君 同時並行的にやっていくということが必要だと思ふんですけれども、何かそつちの方が少し遅れていふような感じが私はしてしやうがないんです。

そういう中で、ちよつと別の観点から聞きますけれども、今回税制改正では、日経新聞によりますとこつ書いてあるんです。これは今年の二月四日の日経なんですけど、「政府は三日、二〇一七年度税制改正の関連法案を閣議決定した。税制改正の各項目をすべて一年間適用した場合、個人や企業が国や地方自治体に支払う税金は年四百二十億円減る。」と書いてあるんです。これは日経だけではなくて、ほかの新聞も結構その四百二十億円という数字が出ていふんですけれども、四百二十億円の減税だということではよろしいんでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) 今先生御説明になりました四百二十億円の減税ですけれども、これは、二十九年度税制改正の改正増減収として計上しております。国税の平年度の改正増減収見込額百七十億円のプラスと、地方税の平年度の改正増減収見込額、これがマイナス五百九十一億円、これの合計額であると思ひます。

○白眞勲君 いや、ですから、これが減税なんです。これだけ減税されますよということとを各メディアが言つていふんですけれども、今のは分かりましたけれども、お話としては分かるんですけれども、何かこれを見ると、新聞読んだ人は、ああ大分減税してくれていふんだなといふふうには思ふんですけれども、そのとおりなのかどうかということとを私聞いていふんです。

○政府参考人(星野次彦君) 二十九年度税制改正の改正増減収の平年度の計数につきましては、今

申し上げた四百二十億円の減税という数字になつております。

○白眞勲君 エコカー減税の六百四億円の増税はこの四百二十億円に入つていふんですか。

○政府参考人(星野次彦君) 先生御指摘になられましたエコカー減税制度、車体課税の関係の税制改正の減税額における取扱についてお尋ねであらうと思ひます。

エコカー減税制度は、燃費水準が年々向上していくことによりまして、制度見直しを行わないと政策インセンティブ機能が低下をし、減収額も徐々に拡充していくという、そういう制度的な特徴を有している制度でございます。このため、政策インセンティブ機能の回復、また安定的な財源の確保の観点から定期的に対象範囲を見直す必要がある仕組みでございます。

今回、エコカー減税の基準見直しによる増収がございふます。これは平年度で二百九十億、初年度百億、これが国分でございますけれども、これらにつきましては、今申し上げたエコカー減税制度の特徴を踏まえまして、過去におけるエコカー減税制度の導入、改正に起因して、その後、後年度に追加的に発生した減収見込額、これが三百四十億ほど、国税ではございふますけれども、こういったマイナスの一部に対応したものであることと、また、現時点で増収見込額を計上しても、今後の燃費水準の向上により増収見込額が減少していくことが見込まれますけれども、その具体的な水準を現時点で見通すことがなかなか難しいという点で、他の制度改正による増減収見込額とは異なる性格のものであるということを考へまして、改正増減収表の中に掲げることにはなじまないといふことで外しまして、改正増減収表の欄外に注として今申し上げたことを記載することにしているわけでございます。

○白眞勲君 ちよつと私よく分からないんですが、今のお話つて、非常に長々とお話しされていふんですが、要は、エコカー減税つてこれから幾ら実際それで増収できるか、今分からないか

ら今のところ書かなかったんだということなんです。でも、それってちょっとおかしいような気がするんですよ。だって、ほかだって変動要因ですよ、みんな。これからの話ですから。

もう一回ちょっとお答えください。何でエコカー減税だけはいれなかったのか、それを教えてください。

○政府参考人(星野次彦君) エコカー減税制度は、制度内在的に燃費水準の向上を誘発する、それを非常に強く推進する制度でございます。燃費水準が年々向上していくことによりまして、インセンティブ機能が低下するとともに減収額も徐々に拡大していくという、そういった制度的な特徴を有しているということでございます。

そういった制度に着目いたしまして、先ほど申し上げました税収見積りにおいて、一つは過去に行われたエコカー減税制度の導入、改正に起因して追加的に発生した減収見込額、これがその三百億を超える大きな額があり、今回の増収額がそれよりも下回っているということもあり、また現時点で増収見込額を計上しても、先ほど申し上げた制度的な特徴から増収見込額が減少していくことが見込まれますので、その水準について現時点で、こういった点を踏まえて、改正増減収表の中には入れず、欄外に注として記載をしたということでございます。

○白眞勲君 何かね、私ちょっと納得いかないんですよ。

インセンティブの効果というのであるならば、先ほど言った配偶者控除だって同じじゃありませんか、配偶者控除だって結局、今まで働かない人たちが、この働かないという、ここまででいうところの人たちが、これから、そこまででいくんだとしたら、これからのとつと働きたいという人たちが出てくるという部分でのインセンティブの効果という面では、このエコカーと税収という部分では同じなんではないだろうか、私はそういうふうに思うんですね。

要は、減収が今度は、逆に言うと、これによって増収になる。つまり、国民にとつてみたら、増税感をわざと出さないためにこれを欄外に置いておいて、四百二十一億円の減収ですと、つまり減税されていきますよということを強調する意味合いがあったんじゃないだろうか。だって、六百億円が全くゼロになるわけじゃないわけですよ。そうですよ。必ず増収しています、要するにそれは。六百四億円かどうかは分からないけれども、必ずそれなりの数のこの見込額というのはある程度の基準があつて出しているわけですから。そういった面でいうと、全くこれを出していないというのは、これはミスリーディングなんではないかという私の指摘なんですけど、その辺いかがでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) 全く出してないというその御批判を先生のようにされることがないように、今回、そういう意味では、欄外に幾ら増え、幾らの減収がこれまでの既往の改正で起こっているかということの明記をしているわけでございます。そこは隠す意図ではなくて、繰り返しになりますけれども、エコカー減税制度という、ある意味制度的に政策インセンティブが発現することによって減収額が多額に拡充していくという制度が、今回その見直しをすることに伴つて税収にどのように影響するかということを特記したということでございます。そこは御理解いただきたいと思ひます。

○白眞勲君 いや、全然理解できないんですね。

その中で、じゃ、ちょっと話、別の観点から聞きますけれども、いわゆる配偶者控除、配偶者控除も今回変更したというのはインセンティブの効果があるんじゃないですか。あるかないか。

○政府参考人(星野次彦君) 今回、配偶者特別控除を百三万を百五十万に拡充したということによりまして、当然のことながら、そこは就業調整を考へることなく女性が増えるようになるように、その政策効果を狙つたものでございまして、当然政策効果は期待をしているということでございます。

ます。

○白眞勲君 だから、一緒じゃないですか、インセンティブだって、エコカー減税と。配偶者控除と全く一緒ですよ。だから、私は何でこれを、欄外に言ったからいいじゃないかというわけには私はいかないんじゃないかということを指摘したいというふうに思ひます。おかしいですよ、これ。そういう中で、ちょっとこれ、数字的なことを聞きたいと思ひます。安倍政権が発足した平成二十五年度から二十七年までの企業減税は累計で幾らになりますか。

○政府参考人(星野次彦君) 平成二十五年度から平成二十七年までの各年度の税制改正のうち、法人税関連の改正による平年度ベースの増減収見込額は、平成二十五年度、三千二百七十億円、平成二十六年度が五千二百億円、平成二十七年が七百六十億円でございます。この三年間の減収見込額を単純に足し上げますと九千二百三十億円になります。

○白眞勲君 九千二百三十億円、これ予算ベースですか、今のは。平成二十五年から二十九年までの企業減税は、復興税の廃止も含めて幾らになりますでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) 今申し上げたのは、予算の見込みのときに減収見込額として立てたものの合計でございます。

今お尋ねになりました法人税収でございますけれども、法人税収につきましては、予算ベースで全体を申し上げますと、平成二十五年が九・六兆円、平成二十六年が十・四兆円、平成二十七年が十一兆円ということになっております。

○白眞勲君 つまり、合計幾らになりますか。もう一回言ひます。予算ベースで平成二十五年から二十九年までの企業減税は、復興税の廃止を含めて幾らになるかを聞いていますので。

○政府参考人(星野次彦君) 申し訳ございません。もう一度正確に申し上げます。

平成二十五年から平成二十九年までの法人税収は、復興特別法人税を含む各年度の当初予算

ベースでお答えしますと、先ほど申し上げた二十七年の数字に加えて、二十八年十二・二兆円、二十九年が十一・四兆円でございます。単純に合計いたしますと五十五・七兆円になります。

○白眞勲君 これ企業減税ですか。

○政府参考人(星野次彦君) 今、今申し上げたのは、法人税収全体……(発言する者あり)復興法人税を含んだ法人税収全体でございます。

そういう意味では、改正増減収につきましては、今、先ほど申し上げた数字に加えて、二十八年の法人関係の改正増減収としては、マイナスの六十億円が二十八年度、二十九年度はプラス二十億円ということになってございます。

○白眞勲君 そうすると、二十五年から二十九年までの累計は幾らになりますか。

○政府参考人(星野次彦君) 九千二百七十億円になります。

○白眞勲君 つまり、二十五年から二十九年までは約九千二百七十億円、約一兆円近い減税がされているということなんです。

私はここで聞きたいのは、内部留保の関係です。

麻生大臣に私、前に聞いたことがあるんですけど、韓国で内部留保課税をされていると、始めたということで、麻生大臣に、どうでしょうか、日本でもやってみたらどうですかと聞いたことに対しては、麻生大臣は否定的な考え方を示されました。

私もその後、韓国の、一年ぐらやってみてどうだったの聞いたら、余り効果なかった、内部留保課税やっても意味ないですよと言われました。それはなぜか。外向きには、内部留保に課税しましたという部分においては国民向けにはアピールとしてはよかったけど、結局、企業は別の勘定項目にどんどん入れちゃって、結局、効果としては余りなかったという部分が、私は聞きました。そういう中で、やはりこの内部留保をどういうふうにしていくかというのは非常に大きなポイ

ントだと思えます。

麻生大臣にお聞きしたいんですけれども、この辺り、内部留保、なかなかいわゆる勤労者に還元されていない部分をどういうふうにかこれからやっていったらいいのかなというの、麻生大臣としてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 内部留保に関しては、これまでも度々申し上げておりますように、税金が安くなった割には、いわゆる利益の剰余金というもので見てみると、平成二十四年度の利益剰余金が当時三百四兆円が今三百七十八兆円ぐらいいに増えている。七十三兆円ぐらいいの二十四年から五年、六年、七年で増えておるんですが、その中で、設備投資には八兆、従業員の給与には約二兆七千億しか増えておらぬと。現預金が二十八兆、二十九兆増えておるといような形になっているのは、少々内部留保の在り方としてはいかがなものかというのが正直なところなんです。

そこで、政府としては、まず、これまでに取り組んできた法人税の改革とか、それから、いわゆる研究開発投資の増加とか賃金引上げを強く促すために研究開発税制とかそれから所得促進税制制度等々のめり張りを付ける見直しなどを通じて前向きな取組を促しているところなんです。投資や賃金に向けての取組を進めていく旨を表明をされるようになり始めたのが昨年ぐらいいからなんです。今年になって少しこの状況が動き始めているような感じがしますので、もうしばらく様子を見ていきたいと思っておりますが、いずれにしても、長い間のデフレーションの影響というのが多分一番大きかったんだと思いますが、デフレで金の値打ちが上がって物の値打ちが下がったものから、企業は金さえ持っておきさえすれば、物がどんどん下がって、結果としては、企業の資産内容が良くなるという状況が長く、二十数年続いた結果として企業の考え方が内向きになって、設備投資等々には出なくなった等々がありましたのが非常に大きな背景だと思えます。

政府として、ベースアップなんて言葉はもう全

然、絶えて久しく聞かれなかったものが、四年前からベースアップという言葉が始まり、曲がりなりにも三年、四年、ベースアップという言葉が続くようなところまでなりましたので、少し意識も変わってこれたんだとは思いますが、内部留保だけに偏るといのは、これは明らかに企業

の形としては、しかるべく配当に回るか、設備投資に回るか、賃金に回るか、この三つのどれかに回らないで内部留保だけのために、自己株消却だけがが増えていくという形では明らかに偏っていると、私はそう思っています。

○白眞勲君 最後に、このG20での辺り、内部留保についてお話しは、うちはこれで何か困っているんだよねとか何とかということはお話しされたことはあります。

○国務大臣(麻生太郎君) ありません。

○白眞勲君 終わります。

○風間直樹君 最初に森友学園問題についてお尋ねをして、その後、法案審議に入ります。法案審議を早くやりたいので、分かりますと簡単に御答弁をお願いします。

まず、地中埋設物の確認写真について、これは国交省として財務省にお尋ねをします。

過日、私は予算委員会、土地断面写真の有無の確認を求めました。確認はできましたでしょうか。

○政府参考人(和田浩一君) お答えをいたします。

先週十六日に行われました参議院予算委員会の現地視察におきまして、大阪航空局と近畿財務局が保有する写真のほか、工事関係者の了解を得て新たな写真を提供していただきました。この写真におきまして、古い掘削工事中に廃材等のごみを含んだ土が排出されている様子や、掘削を終えた掘削機の先端部に絡み付くほどのごみが発生する様子を確認することができ、この写真も参考にした上で今般の見直しを行っております。

なお、御指摘の断面写真については、工事関係者においても持ち合わせていないところでござい

ます。

○風間直樹君 この質問をしたのは理由がありまして、先日、NHKの「クローズアップ現代」で森友学園問題の特集をしました。その中に、埼玉県地下埋設物撤去を行う業者が、証言が録画で出ていました。その業者によると、政府が国会に提出した写真では、掘った写真が確認されず、ごみの状況を詳しく確認したとは判断できない。この写真では民間では取引が成立しない。つまり、この写真はどの信用性もない。お金はもらえない。掘ったんだというのが大事。国は費用を算出する根拠を残していないと、こういう証言があったんですね。

掘った断面の写真が費用を算出する上で決定的に必要だということなんです。その写真を、これ、工事を実際にやった業者も保有していないというところでよろしいですね。

○政府参考人(和田浩一君) 掘っている断面図については工事関係者が保有していないということでございます。

○風間直樹君 これ、国交省、実際にその土地を掘るときに、断面写真を撮ってくれという指示、依頼はしたんですか、していないんですか。

○政府参考人(和田浩一君) そのような指示はしてございません。

○風間直樹君 国交省、これ、大変な瑕疵ですよ、役所として。つまり、国民の税金をこの森友学園のこの土地に投じる上で、当然国交省がやらなければいけない、その費用の算定に必要な断面写真を撮るように国交省は業者に指示をしなかった。大変大きな瑕疵です。このことはしっかり指摘しておきます。(発言する者あり) 写真あるんですか。大塚さん、何か言っているけど写真あるの。

○副大臣(大塚拓君) 写真のことではなくて、国民の税金を投入するおっしゃっていただけなんですけれども、これ、特会の話なので税金ではないというふうにも思っております。

○風間直樹君 ちょっと今の意味よく分からない

ので、もう一回言ってください。説明してください。

○副大臣(大塚拓君) これは空港整備特会においてやっている事業でございますので、これは特会の収入ということでございますから、税金ということではないというふうに了解しております。

○風間直樹君 特別会計の収入は、出どころは国民の税金ではないんですか。じゃ、何ですか。

○副大臣(大塚拓君) 空港使用料などの空港整備特会の収入だということに了解しています。

○風間直樹君 空港使用料を払っているのは誰ですか。

○副大臣(大塚拓君) 空港利用者だと思えます。

○風間直樹君 利用者に日本国民は含まれないんですか。

○副大臣(大塚拓君) いろいろな国籍の方が含まれていると思えます。

○風間直樹君 大塚さん、今の御発言は論理的にもおかしいし、不適当だと思いますよ。撤回されたいかがですか。

○副大臣(大塚拓君) いや、不適当だとは余り思いません。

○風間直樹君 もう一回きちんと答弁してください。あなたの答弁はおかしい。ちゃんと説明してください。

○副大臣(大塚拓君) 空港整備特会の事業であって、空港整備特会の収入は税金ではないということに論理的におかしいとは思っております。撤回されたいかがですか。

○風間直樹君 つまり、国民が納めたものでしょうか、ちよっとお教えをいただければと思います。

○風間直樹君 つまり、国民が納めたものでしょうか、空港使用料として。違うんですか。

○副大臣(大塚拓君) 国民も含めいろいろな空港使用者が空港使用料として納めたものだということに考えておりますけれども、税金かという観点でいうと税金ではないというふうには思っておりますけれども。

○風間直樹君 じゃ、国民を始めいろんな国の方々が納めたこの空港使用料を中心とした空港特

会のお金を無駄に使つてもいいんですか。

○副大臣(大塚拓君) 全く無駄に使つていいとは思つておりませんけれども、それを恐らくずつと、この八億円の根拠とかそういうことを含めて、各委員会である御議論になられていんだというふうに考えております。

○風間直樹君 大塚さんは副大臣なんだから、あなた、その場で不規則発言はすべきじゃないし、もししたんだつたらその内容についてちゃんと国民が納得するように話をした方がいいですよ。もう一回答弁の機会を差し上げますので、きちんと答弁してください。

○委員長(藤川政人君) この際、委員長から申し上げます。必要な、質問に答えるようにしてください。

○副大臣(大塚拓君) 不規則発言というふうに聞こえてしまつたら大変失礼をいたしました。こちらの方で内輪でお話をしていたことに對して御質問がありましたのでお答えをいたしましたけれども、しつかりこの委員会の趣旨に沿つて質疑をしていきたいというふうに考えてございます。

○風間直樹君 次の質問に移ります。

財務省訓令における公文書の破棄手続なんです。これ、予算委員会でも、佐川局長がこの関連の文書は破棄されているという答弁を繰り返しておられます。

内閣府の公文書管理委員会にお尋ねをしますが、これは、今回のケースのように例えば財務省が関連文書を破棄する場合、審査が要らないというの事案なんですか。

○政府参考人(田中愛智朗君) お答えいたします。

公文書管理法は行政文書の適正な管理に関するルールを定めており、保存期間が満了した行政文書ファイル等については、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないこととされております。また、廃棄しようとするときは、

あらかじめ内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないことが定められておるものであります。

ただ一方、公文書管理法施行令において歴史的公文書等については一年以上の保存期間を設定することとされておりますけれども、一年未満の保存期間が設定される行政文書は歴史公文書等には該当しないため、歴史公文書等が国立公文書館に確実に移管されることを確保するための内閣総理大臣への個別の協議を要しないということになつておるところでございます。

○風間直樹君 佐川局長にお尋ねをしますが、今回のケースでは、森友学園、十年間の分割払です。から売買は正式には終了してないということだと思ふですね。同時に、大阪府のこの学校に対する認可も下りていなかったと。そういう中でこうした文書を破棄された理由はなぜでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

何度か御答弁してございますが、保存すべきものの決裁文書等は保存してございます。その上で、面会の記録等につきましては保存期間一年未満、保存の満了時期につきましては事業の終了後とする、そういう取扱いをしてございます。したがって、今委員御指摘ございました二十八六月二十日に、売買の契約はそこで成立してございます。したがって、売買の契約に至るまでの面会のやり取りについては現在が残つておらないということでございます。

○風間直樹君 大阪府についても私触れたんだけれども、これはどなたが、御答弁は。

○政府参考人(佐川宣寿君) 済みません、大変恐縮でございます。委員、大変申し訳ございません。

○風間直樹君 府の認可もまだ下りていない中でなぜ廃棄をされたんですかということですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 大変失礼いたしました。我々、二十七年の一月に大阪府の私学審におき

まして条件付で認可適当ということで、私ども、国有審議会に二月にかけてございます。そういう意味では、そういうものを受けた上でやつてございます。すし、文科省のどの委員会かちよつと忘れまして、国会における答弁におきまして、大阪府におきましては開校が四月であればその直前の三月に認可をするということもよくある話だといふふうな答弁も聞いておりますが、いづれにしても、私どもは、私学審の条件付の認可適当を受けましてそういう手続を進めておつたということでございます。

○風間直樹君 先日、予算委員会の現地視察で近畿財務局に行つた際、財務局の担当者から、残つている文書もある、一年未満でと、こういう話がありました。それ、ちよつと詳しく教えていただけますか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

今まで私、答弁してございましたように、二十八六月の売買契約の締結に至るまでの記録につきましては、面会の記録につきましては、そういう記録は現在残つておりません。ただ、先日、予算委員会の皆様方が視察をされました近畿財務局と大阪航空局と議論をされたところで、本年二月以降、先月でございますが、本年二月以降に森友学園と近畿財務局がやり取りを行う中で、必要な記録につきましては残しているものもあるといふふうに説明したというふうに承知してございます。

○風間直樹君 つまり、二十六年九月までの文書はもう残つていない、それ以降のもので財務局と大阪府でやり取りをした、あるいは学園とやり取りをした関係のものは残っているものもあると、こういうことよろしいですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

二十八の六月の売買契約のところまでについては残つておらないということでございます。本件、二月の九日に報道がございまして、それで

非開示、開示の話の報道がございまして、それ以降につきましては近畿財務局において一部残つているものもあるということでございます。

○風間直樹君 先日予算委員会でもちよつと紹介しましたが、近畿財務局OBを始め複数の財務局の方がNHKの取材に對して証言をしたそうです。四十年勤務の大半を国有地の売買に当たつた近畿財務局OBの証言として番組では紹介をされましたが、この方がおっしゃるには、交渉記録をすぐに破棄することはない、日時、場所、相手方、その要望、こちらの対応、資料、じいちゃん、ばあちゃんからの要望でもきちつと書いて上司に決裁を受けて供覧し記録に残す、それが文化、交渉記録は残つていはずだ。

佐川さんにもこの言葉紹介したんですが、その後、予算委員会でも現場に行つて、財務局からこういう話が出てきました。佐川さんの方で近畿財務局に對して、いま一度その後調査をされましたか。確認。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

ちよつと先ほどの答弁繰り返しますが、契約のところまでの面会の記録は残つておらないということでございます。本件、二月の月上旬にあいいう報道がなつてから一月、一月ちよつとでございますが、それ以降につきましては、森友学園側と近畿財務局の間でのやり取りの中で必要なものについては記録が残つていというふうなことで、先日、予算委員会の方々に御説明をしたというふうに承知してございます。

○風間直樹君 私まだ予算委員会のこの現場視察の議事録を全部読み込んでいないもので、ちよつと教えていただきたいんですが、この財務局の方で残つているものもありますとおっしゃった部分については、今後、これは国会に提出をできるんですか、されるんですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。二月の九日に、そこまで非開示というか、契約

金額を非公表としておりまして、連絡がございまして、そこは先方として開示に同意するというところでございましたので、まずそういうやり取りを先方と近畿財務局でございまして、それにつきましては先方から同意書が出てございますので、ただ、これにつきましては、ちょっと先方の了解を取らないとなかなか、こちら側の一方の判断ではできませんので、いずれにしても、そういう同意書はあるということは近畿財務局から聞いてございます。

それ以外のやり取りにつきましては、ちょっと私詳細は承知してございませんが、必要なものについての記録は残っているというふうに現場で予算委員会の方々に御説明をしたものだということに承知してございます。

○風間直樹君 確認ですが、同意書というのは森友学園側の同意書ということですね。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

おっしゃるとおりで、森友学園側からの開示をするという同意書でございます。

○風間直樹君 さらに、複数の近畿財務局のOBが証言をしているんですが、パソコンなどに記録が残っている可能性もある、今からでも調べれば出てくる可能性がある、これは、佐川さんがおっしゃる二十八六月より前の文書ということですね、記録ということですが、これについては調査をされるお考えはありますか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

委員が先ほどから御指摘いただいておりますその報道等につきまして、ちょっとどういう方がどういう思いで、目的で発言されているのか、私どもも存じませんので、その点についてのコメントは差し控えていただきたいと思いますというふうに思いますが、いずれにしても、我々、財務省の文書管理記録に基づいて、事案の終了のところであつた面会記録については処分しておるといふこととでございます。

○風間直樹君 でも、佐川さん、これだけ国民的な関心が高い問題ですし、国会でも連日取り上げられている問題です。今回、現場は近畿財務局ですから、テレビでどういった人が証言したか定かでないというふうにおっしゃらずに、やはりこれは理財局として、財務省として、いま一度確認してくれという指示を出されるのは私は当然だと思ふんです。それが国民の常識だと思ふんですが、違いますでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

私も、全国の財務局で毎年本当に数千件に上る処分をしておるところでございます。現場の職員が一生懸命法令に基づいて適切に対応してございます。大量の事務処理の中で、必要な情報につきましては、当然その財務局から本省に必要なものについては適切に上がってきてございます。

そういう中で私も適切に対応していると思っておりますので、そういう個別の、一件一件の個別の面会記録について確認するということについてまでは、私も、ちょっと控えていただきたいと思います。

○風間直樹君 では、お尋ねしますが、財務省の政務からも一回確認しろと、この点調べるという指示があつた場合には確認当然ですね。

○政府参考人(佐川宣寿君) 現時点において今仮定のお話についてはちょっとお答えを控えてさせていただきます。

○風間直樹君 では、ちょっと財務省の政務にお尋ねをしたいと思ふます。

今日は政務三役全員の方に御出席をお願いしておりますが、政務の中で公認会計士であり税理士である方がいらつしやるかと思ふんですけれども、杉さんですね。

杉さん、御経歴を拝見しましたら、平成十年に会計士の資格を取られて、以来二十年間、会計士として、また税理士の資格を持っていられつしやる中で、日本の監査法人とアメリカの会計事務所双

方でお仕事をされていらつしやうと、こう拝察しました。大変会計にお詳しい、そして豊富な経験と技量を持った方だと、そんなふうにお思ひます。

今回のこの近畿財務局の職員、それからOBから出ている証言について、杉さんの会計士として、また税理士としての御経験に基づく、これはやはりしっかりと調査をしなければならぬ、こういう認識でしょうか。

○大臣政務官(杉久武君) お答えいたします。

先ほど来佐川局長からも御説明させていただいており、私自身としては特に今回の対応について問題があるというふうには理解しております。

以上です。

○風間直樹君 問題があると理解をされてないというのは、国民の八割はこの問題おかしいんじゃないかというふうに感じているというのが世論調査では出ていますね。それに対して、杉さんが財務省の大臣政務官として省内でいろいろと御覧になつていらっしゃる限り、財務省に関して指摘されるような疑惑は一切ない、こういうことよろしいですか。

○大臣政務官(杉久武君) 私自身はルールにのつとつて適切に処理されているように考えております。

以上です。

○風間直樹君 この委員会の中には、麻生大臣筆頭に、会社を経営されていらつしやる方もいらつしやいますし、また議員としての仕事以外で会計士や税理士の皆さんのお世話になる方もいらつしやると思ひます。私もその一人ですが、私自身は、例えば納税申告のときなど、会計士の方、税理士の方から、必要書類をそろえること、そしてそれを漏れなく提出することについて非常にきめ細かく御指導をいただきます。

そういう経験からすると、今回のこの財務省の対応には、やはり国民に対して税金を適正に使つていられるという納得ある説明が現状ではなかなか

きていないというふうに思ひますが、杉さんはその点いかがお感じですか。

○大臣政務官(杉久武君) 繰り返しになりますすが、私としてはルールに基づいて適切に処理がされていっているというふうに考えております。

○風間直樹君 杉さんは公明党の所属でいらつしやいます。公明党は、今、党名、英語名ではKOMEI TOとそのまま言うのだからと思ひますが、以前はたしかクリン・ガバメント・パーティーという英語名だつたことがあつたと思ひます。つまり、クリンガバメントを指す党ですね。

恐らく杉さんの支持者の方々の中にも今回の問題について関心を持つていらっしゃる方は大勢いらつしやると思ひますし、本当に国民の税金、公金が適切に使われたのかという疑念を持つていらっしゃる方とらつしやると思ひますが、有権者の方との交流の中でそういう指摘を受けられたことはありませんか。

○大臣政務官(杉久武君) 特にそういった指摘を直接受けたことはありません。

○風間直樹君 済みません、重ねてちょっと伺ひますが、そうすると、有権者との交流の集會等の場で杉さんからこの問題について、有権者に対して、この問題はこういうことなんですという説明をされたことはありますか。

○大臣政務官(杉久武君) 特にありません。

○風間直樹君 分かりました。つまり、支持者、有権者の方とはこの問題に関して杉さんから国政報告の場で説明されたこともないし質問を受け取つたこともない、こういうことよろしいですか。

○大臣政務官(杉久武君) ございません。

○風間直樹君 次に、今日は文科省の樋口政務官にお越しをいただいていると思ひますが、樋口政務官にも同じお尋ねをしたいと思ひます。

樋口政務官も公明党の所属でいらつしやいますすが、今までこの問題が発生して以来、国政報告の場で御自身がこの問題について支持者の方々に説

明をされたり、支持者の方々から質問を受けられたことはあります。

○大臣政務官(樋口尚也君) お答えいたします。政務で地元で説明をしたことはございます。質問があったことはございません。

○風間直樹君 樋口さんは、この問題、森友学園問題、いろいろな面が報道されていますが、文科省の政務官として御覧になつていて、この問題の本質は何だと、問題があるとしたらここじゃないかと、その辺はどんなふうにお感じになつていらっしゃるのですか。

○大臣政務官(樋口尚也君) 文科省としてというよりは、私、政治家として見ておきますと、大変難しい土地があつて、それを売却されたんだろかなというふうに思います。私、不動産をずっとやっておりましたけれども、大変難しい土地、まあ瑕疵があると言つたらいいんでしょうか、そういう土地の問題だなというふうに思つております。

○風間直樹君 文科省の政務官でいらっしゃるから、文科省の中で担当の部局とこの問題で打合せをされることもあると思いますが、その際に政務官が心掛けていらっしゃる、あるいは、政治家としてこういう視点からこの問題に文科省が当たることが大事だと、そう指示をされていることはありますか。

○大臣政務官(樋口尚也君) 文科省といたしましては、これは大阪府の自治事務のお話でございますので、大阪府としっかり連携を取ること、心掛けております。

○風間直樹君 それでは、次の質問に参ります。これは財務省にお尋ねですが、国有財産近畿地方審議会の前に近畿財務局が籠池氏側に土地の評価額を漏らしていたという話が鴻池議員の事務所管理記録が出て以降、伝えられております。これ、事前通告として私から担当者を確認の上、事実を答弁していただいとお願いをしましたが、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

森友学園、国有地処分の相手方でございまして、様々な議論は近畿財務局との間でやっております。

まずは冒頭申し上げますが、これまでもあらかじめ事前に土地の評価額や賃料を提示したのではないかと御質問を何度もいたしておりますが、私も、私も、国有財産地方審議会より前に森友学園側に具体的な予定価格を提示することはございません。

ただ、一般的に申し上げますと、全国の財務局でのご覧ですが、国有地の売却価格とか賃料につきましては、それはお尋ねはございます。そういう意味では、私も、不動産鑑定評価に基づいて決定するんだというところはもうきちんと説明した上で、一般的には、参考値というふうにももちろんした上で、路線価とか公示価格とか、そういうもので公表されている不動産価格に関する一般的な指標を参考にしながら相手方と話をするということはこれは全国的にございまして、ただ、いずれにしても、事前に相手方に提示するということはございまして、その鑑定評価の価格について。

それで、今のお話その確認をという委員の御指摘でございますが、私も、本当に、先ほども申し上げましたが、毎年財務省の普通財産だけでも四千件なりの国有地を処分している中でございまして、そういう中で必要な情報は財務局から上がつてございます。我々としても必要な情報は共有しているところでございまして、そういう国有財産の個別の処分につきましては、まして事前に予定価格を先方に提示したかということにつきまして、私も、改めて確認をする必要はないというふうに考えてございます。

○風間直樹君 佐川さん、私も予算委員会なもので、ずっとこの問題の議論を聞いてまいりました。が、私は正直言います、この問題、財務省には余り大きな瑕疵はないんじゃないかという印象な

んです。ただ、皆さんに対する国民の疑念を深めている一番大きな理由は、調べればいいことを調べない、なぜ調べないのかという理由を言わない。だから、国民の疑念が財務省にも向いていると私は思っています。

これ、鴻池議員事務所作成の陳情整理報告書に出てくる話ですね。籠池さんの発言として、財務省担当者より土地評価額十億、賃料四千万円の提示ありという記載があつたと。記載があつたということは、この籠池さん、聞いているんだと思いますよ、近畿財務局側から。

そういう疑惑があるんだから、財務省が本当に身が潔白であれば担当者個別に確認すればいいじゃないですか。別に四千件全部する必要はないわけで、これ一件だけすればいいわけですから。それによつて、財務省の情報公開に対する誠実な姿勢も国民に伝わりますし、財務省はしっかり仕事をやっていらっしゃるんだという印象も伝わると思っています。

個別に確認したらいいかですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

今の委員が御指摘になりましたその鴻池事務所の資料というのもそうですし、何かそれ以外にも業者さんの資料というのも委員会で御指摘を受けたことがございます。その手、その手と言つたら失礼ですが、そういう誰がどこで書いたか、今、こういう情報社会でネット上でもいろんな情報が出てくる時代でございます。そういう一件一件の個別の情報について確認をせよと言われましても、私も、私も、現場で適切に毎日行政を行つて、まして不動産鑑定価格を事前に先方に知らせるというようなことではないというふうな思つておりますので、いずれにしても、個別の案件につきましては現場にそれを逐一というか、済みません、それにつきまして確認するということは必要ないかというふうに私も考えてございます。

○風間直樹君 いや、だから財務省が疑われるん

です。だって、別に疑われることやつていないでしょう、財務省は。私は、もし財務省がそういうことをされていたら、麻生大臣がいらっしゃるから、大臣から厳しく皆さんに対して指導もあるだろうし、ここは国会に言えと大臣おっしゃると思いますよ。だから私は財務省に対して疑念は持っていないんです、自分個人は。

ただ、国会での局長を始め皆さんの答弁をお聞きしていると、何か隠したい隠したいという意図が見えて透けるんです。それは国民、テレビ見ていて感じますよ。だから、個別に確認することはいいとおっしゃるに、個別に聞けばいいじゃないですか、電話一本で。近畿財務局の担当者も分かつていらつしやるんだから、電話すれば済む話です。こういう話が鴻池議員事務所作成の報告書に出てくるけどこれ本当か、誰か漏らしたかと聞けばいいじゃないですか。

今日、私、午後、質問あるんです、一時から。休憩一時間ありますから、その間に聞いてください。午後、答弁してください、もう一回聞きますから。

これは大事なポイントなんです。今回、いろんな資料を讀んでいて、国会での議論を聞いていて思うのは、財務省側と大阪府側でキャッチボールをしている、このキャッチボールの中でお互いに相手をおもひにかつて、はつきりと財務省も大阪府も言わないことがあるんです。そのおもひがかつて背景にどちらかの瑕疵があるんだろと思ひます。あるいは何らかの意図が。財務省側にそうした瑕疵や意図がないのであれば、これは大阪府に先駆けて、知っていることは知つていて、事実はこちらですと、再調査したらこういうことが分かりましたとおっしゃった方がいいですよ。その方が財務省に対する国民の疑念は晴れます。

いかがですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 再度の答弁で大変申し訳ございませんが、私も、そういうどここの情報から分らないようなことにつきましては、一件

一件確認することよりも、我々必要な情報は現場から必要に応じてきちんと上がってきているという認識でございます。

○風間直樹君 午後、同じ質問をもう一回しますから、佐川さん、一時間の間で近畿財務局の担当者を確認してください。

○委員長(藤川政人君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時開会

○委員長(藤川政人君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、渡辺美知太郎君、浜口誠君及び小池晃君が委員を辞任され、その補欠として愛知治郎君、藤末健三君及び辰巳孝太郎君が選任されました。

○委員長(藤川政人君) 休憩前に引き続き、所得税法等の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○風間直樹君 午前に引き続き、佐川局長、よろしく願います。

本題に入る前に、午前の質疑で鴻池議員事務所作成の陳情整理報告書を御紹介しましたが、佐川局長の御答弁は、出所が不確かなものを基にして近畿財務局などに事実の確認をすることは無いという趣旨のものでした。この鴻池議員事務所というのは、鴻池参議院議員の事務所ですので決して出所は不確かなところではないと思います。

その点について、佐川さん、御認識を聞くまでもないと思いますが、もしこの点御訂正にならないのであれば、訂正された方がいいんじゃないでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

鴻池先生の事務所が不確かだというふうに申し上げてはいるわけではございません。私が申し上げておりますのは、そういうメモとか記録といったようなものが出回っていることについて、本当にどういってお方がお書きになって、どういう目的で記録されて、どういう趣旨で、意図でそういうのが流布しているのかというのが一切承知しない中で、そういうことにつきまして個別に確認するということは差し控えたいというふうに申し上げたわけでございます。

○風間直樹君 鴻池議員が議員宿舎で記者会見された後で、財務省で鴻池事務所にいき、鴻池議員にお会いになるなり鴻池事務所の秘書さんに会うなりして、この作成された報告書はどういったものですかですとか、内容について確認をされましたか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 私は承知してございません。

○風間直樹君 すると、この内容が正確なのか、あるいは財務省おっしゃる通りに正確とは言えないものなのか分からないじゃないですか、確認しないと。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

午前中にも申し上げましたが、そういう情報も含めまして、これだけネット社会で情報が大量に溢れている社会でございます。そういう中で、個別の、先ほど申し上げたような状況のメモ、記録の類いについて私どもが個別にそれを確認するということは控えたいというふうに申し上げていくわけでございます。

○風間直樹君 財務省というのは本場に不思議な役所だと思ふんですけれども、別にネット上に載っている情報について一々財務省が確認に行く必要はないですよ。

ただ、国会議員が自ら記者会見をして、自分の事務所で作成した報告書について、選挙を受ける立場ですからね、我々、これ、記者会見して国民の前で事実を述べるといふのは決して曖昧な勇気

じゃないですよ。それなりのやはり勇気を奮って鴻池議員は会見されたと思います。それをネット上に載っている情報と同じ組上にのせて、そういうものを再確認することはないんだというのは、ちょっとこれ、財務省、役所としてどうなんでしょうか。不適切じゃないですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

鴻池先生御自身が記者会見をされたことは、報道によつて承知してございます。鴻池先生がその場で御自分のことについてお話をされたんだろうというふうに思いますが、今私が申し上げているのは、委員が御指摘のそのメモ、鴻池議員事務所秘書という方が何かこの財務局の人間とやり取りをしたというようなメモについては私承知してございませぬが、そういう、どういふ方がどういふ目的で、各財務局とか各役所との間でやり取りというふうについてメモを取られ、記録を取られ、そういう文書がどういふ形で出回っているのかについて私ども承知しておらないということでございますので、その点について申し上げた次第でございます。

○風間直樹君 佐川さん、私余り声を荒げるのは嫌なんですけど、あなた、局長の立場でこれ承知しなきゃいけないんじゃないですか。国会議員が会見をして、自分の事務所管理している記録はこうだと述べている。これ財務省に密接に関わる問題でしょう。それ承知していないで済むんですか。鴻池議員に連絡取って、これ見せていただければそれでもいいじゃないですか。

佐川さん、予算委員会から答弁ずっと一貫して言っていて、佐川さんの答弁の法則、財務省の問題に迫ってくると、全部一般論に丸めて、承知してないという答弁なんです。確認したらどうかと議員に尋ねられると、するまでもないと。情報の出所が定かでないとか、ネット上に載っている情報まで一々確認できないとか、抽象論にしちゃ

うんです。それによつて国民が知る権利を奪われているんですよ。もう一回お尋ねします。鴻池事務所に照会をして確認をすべきじゃないですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 大変恐縮でございますが、そういう個別の情報につきまして確認することは控えていたきたいというふうに思います。

○風間直樹君 まあ、いつから分からない、財務省も本場に不誠実な、財務省という佐川局長の答弁が本場に不誠実ですね。私は悲しくなりまして。こういう答弁が予算委員会でも延々繰り返されていきます。これ本場に時間の無駄ですよ。我々野党の議員は特に国民の真実を究明してほしいという関心を受けてこうして国会の場でお尋ねしているけれども、それに対して佐川さんの答弁が全く誠実ではない。非常に残念です。

次の質問に移ります。

今回の森友の問題で、森友学園側、認可を取り下げたわけですが、今後そのことによつて大阪府にもあるいは国にも森友に対する賠償といった事態も生じかねないと思います。大阪府の問題はさておき、まず文科省にお尋ねをしますが、今回森友学園が認可を取り下げたことによつて、今後、文科省として森友側に対して何らかの賠償の必要性が生じる可能性はありますでしょうか。

○大臣政務官(樋口尚也君) お答えいたします。文部科学省として賠償をするということは今想定ができませんが、いずれにいたしましても、この私立学校、小学校の認可は、学校教育法第四條第一項に基づいて、許可認可権を持つ各都道府県がその関係法令また審査基準に基づいて行うものでございますので、文科省としては想定しておりません。

○風間直樹君 では、財務省にお尋ねをしますが、同じ質問です、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

私ども、三月十日に森友学園が小学校の設置認可の申請を取り下げましたので、私ども、二十九年、今月の、三月末までに本件の土地を小学校の用に供するという売買契約上の森友学園の義務が果たせない見込みとなったことから、今後、国として土地の返還を求める契約上の権利を行使することとなる旨、既に近畿財務局から森友学園側に伝えたと考えてございます。

また、売買契約におきましては、買戻し又は契約の解除の権利、どちらかを行使した後に土地の原状回復を求めることができることとされてございまして、森友学園に対し建物等の撤去を求めることになると考えてございます。

いずれにしても、財務省としましては、法令あるいはこの契約に基づきまして適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○風間直樹君 森友側がこの校舎を解体して更地にして国に対して返却をすると、こういう道筋です。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

私ども、先方に通知をしました中に、土地の買戻し又はその契約解除の権利を行使し、同契約書に定める土地の原状回復を求める予定であることを通知しますというふうに申し上げているところでございます。

○風間直樹君 原状回復で校舎を潰すにしても相当森友側に解体費用が掛かるでしょうし、現在の森友学園の財務状態ではそれが可能かどうかというような報道も出ております。

もし森友学園側が解体をして国に返すということにに応じない場合は、国としてそれを差し押さえて、そして国が校舎を解体して更地にすると、こういう可能性もあるでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答えいたします。

現在、まだ三月中でございまして、契約上は三月末までの用途指定ということでございますので、それが終わった時点で私どもその権利の行使に動くということになると考えられますが、その

時点で、今委員がおっしゃいましたような、先方が応じる応じないといったような仮定の話についてはこの場でコメントは差し控えていただきますが、いずれにしても、そのときの状況に応じまして法令あるいは契約に基づいて適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○風間直樹君 そうすると、四月に入ってから事態が動き出すということと理解をしました。同時に、文科省の場合は特段賠償ですとか費用が発生する可能性はないということですが、財務省に関しては四月以降の事の運びによつては可能性もゼロではないというふうに理解をいたしました。それで財務省間違いはないですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

ちよつと委員のおっしゃっているその損害賠償というのは個別にどういう意味がよく分かりませんが、私ども、この契約に基づいて、まずはこの買戻しの権利なり契約の解除なりということを行使しまして、さらに、原状回復を求め、違約金を求めるということを契約に基づいてやっていくというふうに考えてございます。

○風間直樹君 分かりました。

それで、先ほどの質問に戻りますが、近畿財務局が土地の評価額を漏らしていたか否かという事実確認について、昼休みの時間を使って事実確認を求めましたが、結果はいかがでしたでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

午後の委員会が始まった冒頭にお答えしたつもりでございましたが、その点についてお答えしますと、委員に、恐縮でございますけれども、冒頭に申しましたお答えに基づいて、私ども、近畿財務局に確認はしてございません。

○風間直樹君 つまり、国会の審議で議員から確認を求められても、確認は拒否するということですね。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

冒頭お答え申し上げましたが、本件につきましては、そういう情報につきまして私ども個別に確認をするということとは控えていただきたというふうに申し上げたところでございます。

○風間直樹君 何で確認控えたんですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) これも午前中申し上げましたが、私ども、全国の財務局で大量の土地の処分をしております。そういう中で、大変、日々の業務の中で各財務局から本省に必要な情報は上がってきてございますし、必要な情報は本省と財務局で共有をしているところでございます。そういう中での判断でございます。(発言する者あり)

○委員長(藤川政人君) じゃ、ちよつと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(藤川政人君) 速記を起こしてください。

ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議いたします。

○風間直樹君 理事会での御協議、よろしく願ひいたします。

それで、今日は政務三役にお越しをいただいておりますが、日頃親しくさせていただいております三木大臣政務官、よろしくお願ひします。

財務大臣政務官になられてもうそろそろ半年以上です。しっかり仕事をしたいとされていると思いますが、政務官は、御地元選挙区で国政報告会などを開かれます際にこの森友に関する有権者からの質問も当然出ると思うんですが、それにどう対応されていらつしやいますでしょうか。

○大臣政務官(三木亨君) 森友についての質問が支持者からあるかということだったんですが、あることはあるんですが、財務省がどうということよりは、籠池さんってどんな人かとか、そういうことを聞かれますので、私は知りませんというふうにお答えしているところでございますので、

特に財務省関係のことで支持者の皆さんにお答えしていることはございません。

○風間直樹君 今回、この森友の問題というのは幾つかの側面がありますけれども、一つは大阪府のルート、それからもう一つは財務省のルート、国会審議で取り上げられている問題を中心に話しますが、それからもう一つは籠池ルートというルートも私もあると思つていて、籠池さん御本人が様々な情報の発信拠点になっております。

政務官は、この籠池ルート、大阪府ルート、そして財務省ルート、御自身から御覧になって、今回の問題の根源はどこにあるというふうにお考えでしょうか。

○大臣政務官(三木亨君) 籠池ルート、大阪府ルートというのは私承知しておりませんので分かりませんが、その財務省ルートというのがあるのかどうかということも承知はしておりませんが、財務省としては法令にのっとり適切に処理しているものというふうに考えております。

○風間直樹君 三木さん、私も予算委員会ですつと、もう五十時間以上になるんでしょうか、この問題聞いてきていまして、新聞、ニュース等、いろんな資料も見ていますが、いまだに問題の全体像と本質がよく分からないんです。誰がどういう意図で今回の問題の発端となったのか。

三木さんは、今回の問題の本質はどこにある、何がポイントだとお考えですか。

○大臣政務官(三木亨君) 非常にお答えにくい質問であると思うんです。

マスコミの報道でもいろんな側面からいろんな見方をされる方がおられまして、各それぞれ色のあるコメントをされておられるところだと思いますし、私としては、財務省が適正に、国民の信頼を裏切らずに業務を日々遂行しているかどうかというところが最も関心事でございまして、その点につきましては法令にのっとり適切に対処しているものというふうに考えております。

○風間直樹君 私、財務省の三役の皆さんの中では三木さんが一番親しいかなと思うもので、

ちよつと率直に伺うんですが、今日も佐川局長ずつと答弁されていますよね。予算委員会でもは佐川さんか一人で頑張つていらつしやるんですけれども。

委員からいろんな質疑が出ます。その中には似た趣旨の質問もあります。そういったときに、例えば、定例的な財務省内部の打合せの中で、局長から、今日の答弁はこういう方針でいきますとか、この質問に対してはこういう答弁でいきますと、こういう話というのは財務の皆さんに報告はあるんでしょうか。

○大臣政務官(三木亨君) お答えします。

私自身の受けました質問に関しては、詳細に御説明いただいた上で、しっかりと漏れないように答へさせていただきますけれども、他の局長の答弁について一つ一つレクチャーがあるかという、特に佐川局長は連日長い時間答弁で座られておりますので、我々に対してそういった説明をする時間よりも、委員の皆様方に真摯にお答へするためのしつかりとした答弁作りというものが必要になってくると思ひますので、私のところに一つ一つこの質問に対してはこうお答へしますということとはございません。

ただ、私どもも、テレビ等を通して予算委員会の風間先生の御質問も見聞いたしましたけれども、そういった点については把握しておるつもりでございます。

○風間直樹君 いや、今日の私と佐川さんのやり取りもお聞きになっていたと思うんですけれども、私の受け止めようとしては余り真摯に答弁いただいていないという感じなんですよ。

三木さんなら、今日終わってから佐川さんに、ちよつと、もう少しここをこういうふうな率直に答弁した方がいいんじゃないかという、そんな助言をいただけないでしょうか。

○大臣政務官(三木亨君) 私の目から見まして、佐川局長はしっかりと答弁をされているものというふうに考えております。

お話しするとすれば、今後も真摯にお答へして

いただきたいということをお伝えしたいというふうに考えております。

○風間直樹君 続いて、木原副大臣にお越しいただいてますので、お尋ねします。

木原さんは、今回のこの森友の問題、全体像がよく分からない、何が問題のポイントなのか国民にはよく分からないんですが、財務省副大臣という立場で、この問題の本質はここじゃないかと、どんなふうにお考えでしょうか。

○副大臣(木原稔君) お答えします。

私も国政報告の感想を聞かれますと思つておりましたけれども、そういう観点でいうと、昨日も含めて週末だつたり先週だつたりということで、直接有権者と接する機会もございましたので、そういう観点から率直な感想のようなことを申し上げますと、私自身も、私の場合は国政報告で私が一方的に最初説明をしますもので、相当国政報告をやりましたけれども、質問は一切ありませんでした。

そういう中で、後からちよつと漏れ伝えて聞いたり、私の秘書なんか聞いたりするのは、あと国有地の私上げということを有権者の方はほとんど知らなかったと、今回初めてその国有地というのを払い下げることがあるという、そういう認識を得て、そして加えて、それにはルールがあつて、そのルールのようなものを私が説明すると非常に納得していただけるというようなことだなと思ひました。

加えて、とりわけ申し上げれば、そういう中で、今回は森友学園のこと、個別のことに關していうと、安倍昭恵夫人が名誉校長でしたつけ、そういうことをやっていたということが非常に国民の関心事だったのかなというふうに思つておりまして、全体的に、委員の御質問に答へるとすると、今回はその辺りのところが非常にクローズアップされて問題化されているのかなというふうな思つております。

○風間直樹君 この間、参議院の予算委員会現場に視察に行きまして、その議事録をもらったん

です。内容をざつと読んだんですけども、大阪府庁に行き、国交省に行き、それから森友学園に行つています。

これ読んでいますと、一つ、ああ、ここがブラックボックスかなという部分がありまして、大阪府庁でのやり取りの中で、府庁側の答へが途端に曖昧になる瞬間があるんですね。それは何かというと、森友学園とのやり取りを文書に残していただくかという点と、もう一つは、大阪府庁と財務省との間でどんなやり取りをしたかというこの二つの部分なんです。この二つに差しかつたときに、大阪府庁の役人の人の口が途端に固くなる。私は、大阪府には明らかに何か隠したい事実があるんだらうと思ひます。これは大阪府の事務方か、あるいは大阪府庁の政治家なのか分かりません。ただ、大阪府庁の中に明らかに森友の問題で隠したい何かがある。

財務省はどうかという、質疑をしているときに、佐川局長が答弁をされますが、やはりこちらの求めに応じて正直に事実を開示していただけない。私は、財務省には今回、大きな瑕疵があるという、そういう確証は持つていませんけれども、何か財務省にも隠したい事実があるんじゃないかという国民の疑念はもつともだと感じています。副大臣、木原さん、今の私の指摘についてどうお感じになりますか。

○副大臣(木原稔君) 大阪府庁の職員若しくは政治家が口を閉ざす瞬間があるというのは、私はそのように感じることは、私個人としてはそういう感触はありませんけれども、加えて、財務省の今内部にいる人間としてもいろいろと個人的にも調べた結果、やはり手続というのは適切に行われておりまして、とりわけ私自身が、一政治家として、ああ、これは疑念だなと思うようなところはございませんというところを報告させていただきます。

○風間直樹君 ちよつとその予算委員会の現場での視察の議事録から一部を紹介させていただきます。

まず、松井知事は、これ報道でも御覧になっているように、近畿財務局が大阪府庁に何度も足を運ばれて要請をされたら、こういうふうにおつしやっています。

大阪府庁の方の話では、大阪府の私学課と近畿財務局の方でその後多分打合せをしていったということだと思ひます、その間の記録は残つていません、残つていませんが、そういう調整をして先ほど申し上げたとおりというふうにお答へしています。さらに、この件をそれぞれ財務省と大阪府の審議会ではどうさばるかということについて両者で協議をしました。

さらに、大阪府庁の方がおつしやるには、実際にこの森友学園が小学校を開校するための、そのための契約ができるかどうかをまきに見るために、条件を付けて財務省と大阪府それぞれ進捗状況を確認したということです。

こういうふうな参議院の現場視察に対して答えています。

これ、今日お越しいただいたのは財務省の皆さんですが、我々国会として、皆さんは政府として、この国の公金に關わる問題について真実を国民の前に明らかにする責務が双方にあります。したがって、是非、今日の佐川局長に答弁を求めましたが、委員会として、あるいは委員として、求めたことに対する事実を明らかにしていただきたい、そう思ひますが、木原さん、いかがでしょうか。

○副大臣(木原稔君) 今委員が御紹介いただいた文脈、その前後もちよつと分かりませんので、その部分だけを聞きまして、私の読解力の問題もあるかもしれませんが、先ほどおつしやつたその口を閉ざしている瞬間というふうなふうにはなかなか取りにくいというのが感想でございます。

あとは後段でございますけれども、もちろん公金というものは、それは役所としては適切に使わないといけないというのはもうごもつともなことであるというふうに思つております。

○風間直樹君 先ほど三木さんにも伺いました
が、木原さんは財務省事務方から、森友学園問題
についての答弁はこういう方針でいきますとか、
この答弁についてはこう答えますという報告や相
談を受けたことはありますか。

○副大臣(木原稔君) 私は今財務副大臣として、
大塚副大臣とともに、担当は私が衆議院で、大塚
副大臣は参議院という担当をさせていただいてお
りまして、私も同様に衆議院の予算委員会、そし
て衆議院の財務金融委員会という形で佐川局長を
始め理財局の答弁もずっと聞いてきた中でいう
と、その都度、必要な内容については、必要な事
項については財務省の方で報告は受けております
し、また、佐川局長に対しては、もちろん局長は
もう知識も経験も豊富でありますので、そういう
部分以外の部分で答弁に関してのアドバイスな
どはすることはございます。

○風間直樹君 ちなみに、答弁についてのアドバ
イス、今までどんなアドバイスをされましたで
しょうか。

○副大臣(木原稔君) もう余り個別的なことはこ
の場にはふさわしくないとはいえますけれども、
それは、もう例えば声の大きさの問題とか、あと
は目線の問題とか、そういうところでございま
す。

○風間直樹君 副大臣という立場で、また三役の
中でも特に事務方の皆さんと意思疎通をしている
様子がうかがえました。

木原さんから御覧になって、佐川局長の答弁は
何点ぐらいなんでしょうか。合格点に達している
んでしょうか。

○副大臣(木原稔君) 佐川局長、まあ点数はなか
なか付けにくいですが、非常に真摯に丁寧に答弁
をしているというふうに思います。

○風間直樹君 同じお尋ねを大塚副大臣にします
が、大塚さんは三役のお一人として、これまで財
務省の事務方から、森友学園問題についてこうい
う答弁の方針でいくとか、この答弁はこういう答
弁をしますという報告や相談を受けたことはあり

ますか。

○副大臣(大塚拓君) 全てではありませんけれど
も、必要に応じて、あるかと言われればあるとい
うことでございます。

○風間直樹君 もし差し支えなければ、その一例
を挙げていただければと思うんですが。

○副大臣(大塚拓君) ちよっと今から思い出すと
時間が掛かると思いますので、また内輪の打合せ
についてでございますから、余りここで御紹介申
し上げるのも適切でないというふうに考えており
ます。

○風間直樹君 大塚さんは、今までの予算委員会
を始めとする答弁で、佐川さん始め事務方の答弁
についてはどうお感じになっていきますか。

○副大臣(大塚拓君) 真摯かつ誠実に一生懸命答
弁をしているというふうに思っております。

○風間直樹君 財務省の三役のお立場ですと、や
はり一緒に仕事をされているわけですから、事務
方を守る、また事務方を信頼してということにな
ると思います。それは当然です。一方、我々野党
は、皆さんとは根本的に立場が違います。国民か
ら寄せられている、まあ責任が違うと言ってもい
いと思いますが、国民が持っている疑念に対して
国会の場でただしていくのが我々野党です。その
点厳しくやっていきたいというふうに思ってい
ます。

それでは、法案の質疑に入りたいと思います。
麻生大臣に御答弁いただく機会が今日はこれま
でなかったものですから、大臣にちよっとこの法
案についてお尋ねをさせていただきたいと思うん
ですけれども、通告は法案についてという大くく
りな通告をしていますので、大臣、御答弁いただ
ける範囲で結構ですから、大臣の理念というかお
考えを伺えれば有り難いと思います。

個人所得課税の改革についてなんですけれど
も、この中で金融所得課税、特に株式譲渡益課税
の問題について大臣のお考えを伺いたいと思いま
す。

個人所得課税の改革という中で、いわゆる所得

再配分機能、この回復というのが重要課題だと言
われています。それで、今回の法案の中で、政
府・与党の中で金融所得課税、特に株式譲渡益課
税の検討が行われたのかどうか、真実にして、
私、それを報道等で目にしたことがないんですけ
れども、この点はどうだったんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 株式譲渡課税を一〇%
から二〇%に上げるという話はかなり早い段階か
らあったと記憶します。

○風間直樹君 元々これ二〇%ですから、そこに
戻していくということだと思いますけれども。

大臣のちよっと個人的な見解を伺いたいです
けれども、この二〇%を超えて株式譲渡益に課税
すべきではないかと、こういう議論もあるやに聞
いています。大臣は、この株式譲渡益に対する課
税、どの辺の水準が適切、適当だというふうにお
考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは個人的な発言を
するところではありませんので、答弁は差し控え
させていただきます。

○風間直樹君 財務省として、あるいは政府・与
党の中でこの点について今回の法案作成過程の中
で議論されたという事実はありますでしょうか。
○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

事実関係も含めて私から若干補足をさせていた
だきます。

御指摘の金融所得課税でございますが、御案内
のとおり、平成二十六年から上場株式等の配当及
び譲渡益につきまして、それまで国、地方合わせ
て一〇%であった軽減税率を廃止いたしまして二
〇%の本則税率へと引上げを行ったところでござ
います。これによりまして、高所得者ほど所得税
の負担率が上昇する傾向が見られ、所得再分配機
能の回復に一定の効果があつたのではないかと考
えております。

今後の税率の水準につきましては、このような
改正の効果を見ていく必要があると考えておりま
して、そういった議論を中ではしております。ま

た、景気情勢や市場の動向、財政状況、また税制
ですとか社会保障制度等による所得再分配の状
況、金融所得課税の在り方、こういったものを総
合的に勘案して検討していく必要があるものと思
えておりまして、そういう意味では、検討をして
いるけれども、今回の改正には入っていないとい
うことでございます。

○風間直樹君 政府税調あるいは党税調、自民党
税調の中でこの株式譲渡益の課税割合についてど
の辺が適切だろうという議論自体はなされている
んでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

そういう意味では、今私が申し上げた一〇%か
ら二〇%のその引上げの効果を見つつ今後議論を
していくということでございます。そういう意
味では具体的に何%というふうな議論が現時点で
行われているということではないと認識しており
ます。

○風間直樹君 株式譲渡益課税というのは、古今
かどうかが分りませんが、東西ですね、二割が
上限というふうに私自身は捉えております。

これ、あれでしようか、政府税調の中で、これ
を二〇%以上にすべきだとか、あるいは今後そう
いった二〇%以上の税率を検討した方がいいとい
うたような議論はこれまでなされたことがある
んでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) 事実関係に即して申
し上げますと、例えば各国、ヨーロッパのその税
率を見ますと、ドイツ、フランス等は二〇%を超
えております。二五%を超えておりますし、フラ
ンスは三〇%を超えた税率にしております。イ
ギリス、アメリカにつきまして、これは所得水
準に応じて税率が違いますので、高い方の税率に
ついては二〇%を超えた税率が適用になります。

そういった事実を受けた上で日本の税制につ
いてどう考えていくかということについては、今後
の議論だとは思いますが、二〇%が上限だ
というふうな議論はないというふうに認識をして

○政府参考人(浅野僚也君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、外部訪問者が財務本省に入るときの面会受付票につきましては、行政文書として考えられますので、財務省行政文書管理規則の細則六条により保存期間一年未満となっており、具体的には、日々の入庁管理という目的に鑑みて、一日保存、翌日、翌開庁日に廃棄ということにしております。

○藤末健三君　お聞きしたいんですけれど、これ、入館票の粉砕、廃棄処理を行うというふうに書いてございますね。この入館票に書かれた名前などを別に例えばリスト化して保管したりはしないんですか。

○政府参考人（浅野僚也君） お答え申し上げま
す。

今、粉碎をするというような何か規定になっているかというのは、財務本省についてはないんではないかと思うんですけれども。財務本省がそうしているという御趣旨でございいますか。（発言する者あり）よろしゅうございますか。財務本省と近畿財務局、また場所も違いますし、庁舎管理はそれぞれの部局、地域単位でやらせていただいておりますので、いろんな規定等はちよつと違うんではないかと思ひます。

○藤末健三君　まず、じゃ、二つに分けてお聞きしますけど、本省は入館票の粉碎処理は行っている、その入館した方等のデータを例えばリストにして別にまた保管しているということはあるのかないか、まずお答えください。

○政府参考人（浅野僚也君）　お答え申し上げます。

○藤末健三君 よろしいですか。本省においては入館した人のデータは一切残らないということをここで明言してください。後で調べたら分かりますから、その事実は。よろしいですか。ここに書いてあるのは、入館票は粉碎しますよということですが、入館した人のデータを残すかどうかは一切書いていないじゃないですか。

私が基本的に、例えば我々がいますこの国会の議員会館の入出情報、これはもう三年間保存といえますし、あと一般的な企業の入出、会社に入つた、ビルディングに入つた人たちのデータってほとんどずっと電子化して保存するという状況なん

です。私はそれが一般的だと思います。入館者が入ったかというデータに基づき、様々な事件が起きたときに対応するわけじゃないですか。それをわざわざ速やかに処理しているという。私はちょっとおかしいと思うんです。常識的に、データを何か取っている、票をなくす、廃棄したとしても、データは何か残していると思います。がないと言ひ切れるかどうか、ここでお聞きしたいと思います。お願いします。

○政府参考人（浅野偉也君） お答え申し上げます。

面会受付票につきましては、先ほど申し上げましたように、これは庁舎管理と安全管理、入庁管理という観点から行っておりまして、セキユリティ上問題がなければその日ごとに終わっていく、事案が終了しているというふうに考えておりますので、これは翌日廃棄ということにしていただきたいと思います。

○藤末健三君　しつこくて済みません。明確にお答えいただきたいんですけど、本省に入館した方のデータは残っていない、一切残していないということでしょうか。イエスカノーかだけで答えてください。

私ども、入庁管理の、庁舎管理の観点からこの
面会受付票を取っているわけでございますけれど
も、これにつきましては翌日廃棄ということにし
ておりまして、廃棄処分してございます。

○藤末倒三君　質問に明確に答えていたいただきたいんですけど、入館票を廃棄するのは分かりました。じゃ、そのデータをどこかにきちっと別途保管しているんですかということをお聞きしているんですよ。なかったらないと言い切っていた方がいいんじゃないですか。後でどうなっているか、調査すれば分かる話ですのうで。

○政府参考人（浅野僚也君）　お答え申し上げます。

面会受付票は来訪者に書いていただくわけですが、いまますけれども、それを使って訪問先部局に確認を行うということには使ってございますが、その後、庁内でセキユリティー上の問題がないということであれば翌日廃棄をしているところでございます。いまして、それをどこかに転記しているとか、そういうことはございません。

○藤末健三君 それでは、近畿財務局はどうなっているか教えていただけますか。同じ質問です。

○政府参考人（佐川宣寿君） お答え申し上げます。

近畿財務局におきましても、庁舎管理上、来庁者には入館票を記入していただいております。

が、入館票は日々の入退館の管理という目的に鑑みまして、谷町にあります大阪合同庁舎四号館でございしますが、その入退館管理細則に基づきまして、翌日に廃棄する取扱いとしているところでございします。

○藤末健三君 最終的にまた確認させていただきたいんですけど、浅野審議官にお聞きしたいんですけど、そのセキユリティー等を所管する立場として、ビルディングに入った人のデータを全く翌日消してしまうということについてセキユリティー上の問題はないかどうか、お答えいただだけ

○政府参考人（浅野僚也君） お答え申し上げます。

庁舎管理につきましては、万が一、庁舎内で何か事案が発生した場合にはいろいろな方法を取って適切に対応していくとございますけれども、先ほど来御質問いただいております面会受付票につきましては、翌日廃棄という取扱いにしていただきます。

○藤末健三君 もうこれは水掛け論になりますけれど、一つありますのは、翌日に廃棄するということはもう常識的に私はおかしいと思います、正直申し上げて。逆に、その情報を隠蔽するためにわざわざなさっているんじゃないかということを疑われることもありますし、あと、少なくとも他の省庁、まあ少なくともこの国会においては三年間の保存が決まっていますし、今、他の省庁もいろいろ話は聞いていますけれど、翌日にそのまま処理するというのは今のところ聞いていません今のところは。明確に確認していきますけれども、その点は是非また引き続き議論をさせていただきたいと思います。

実際に、森友の案件は終わりまして、私は税法の問題につきまして議論させていただきたいと思いますが、まず冒頭にG20のことを御質問させていただきたいと思います。

G20につきましては三月の十八日にコミュニケーションが発表されたわけでございますけれど、そのコミュニケーションの例えばパラグラフの十番目にございましてのは、プログラム・タックス・ポリシー、成長を目指した税制の問題や、あとはタックスの安定性、確実性を確保するために国際的な協力をしようということを書いてございます。これにつきまして具体的にどのようなことを想定されているのかということをお教えいただければと思います。これは参考人で結構です。お願いします。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

今回のBEPsの報告の中で、今先生お尋ねに

なりましたのは、一つはBEP Sプロジェクトの今後の取扱い及び税の安定性に係る関係、この二点だと思えますので、その部分について御説明をさせていただきます。

多国籍企業による課税逃れに各国が協調して對抗いたしますBEP Sプロジェクトにつきましては、二〇一五年十月に最終報告書が報告されたことを受けて、現在、各国が合意事項を実施する段階へ移っているところでございます。

今般のG20会合におきましては、昨年六月に京都で開催されましたBEP Sプロジェクト実施フェーズのキックオフとなる会合において合意されましたBEP S合意の一貫した実施とそのモニタリング活動、更に多くの新興国、途上国の参加の促進等が着実に取り組まれていくということが確認されたものと理解をしております。今後、OECDにおきまして各国のBEP Sプロジェクト合意事項の実施状況につきましてモニタリングを行い、必要に応じて着実な実施を各国に求めていくこととなります。

また、BEP Sプロジェクトについては、広範囲な国・地域が参加することによりましてその実効性が高まるとの認識の下、参加国は昨年六月の四十六か国から現在九十四か国まで拡大しております、引き続き参加国の拡大を図っていくこととされているところでございます。

日本としても、引き続き、BEP Sプロジェクトの合意事項を踏まえまして、今般の外国子会社合算税制の見直しを始めといたします国内法の改正に着手に取り組んでまいりたいと考えておりますし、あわせて、他の国・地域による合意事項の着実な実施を促すことを通じて、租税回避防止に向けたグローバルな取組を引き続き主導してまいりたいと考えております。

また、先生御指摘になりました税の安定性強化の点でございますけれども、これは昨年七月に中国の成都で開催されましたG20財務大臣・中央銀行総裁会議の声明におきまして、税の安定性は投資と防止を促進する上で重要であることが強調さ

れ、OECD及びIMFに対し継続して取り組む旨が要請をされました。これを受けて、今回のG20会議におきまして、税の安定性に関する報告書がOECD及びIMFから報告されたところでございます。

この報告書の中で、税の安定性を欠く状況とは、企業が自社に係る納税額を見えない状態とされまして、貿易及び投資に悪影響を与える位置付けられております。また、税の不安定性を解決する手段として、明確な法制ですとか執行における予測可能性等について検討していくこととされております。その上で、税の安定性の向上のために各国が、国内法制や租税条約の枠組みを通じて、税に関する紛争防止や紛争解決についての手法、新税法制に関するガイダンスや情報の適時の作成等に関する実践的な手法が提案されております。

今後、同報告書の内容を踏まえて、各国が税の安定性向上に向けて自発的に取り組むとともに、OECD及びIMFが取組の進捗状況を二〇一八年に評価することとされております。我が国も、以上を踏まえまして、引き続き税の安定性の向上に向けた取組に貢献してまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非、このBEP Sという、ペリス・エロージョン・アンド・プロフィット・シフトティングという、まあ簡単に言うとなパナマ文書にありますが納税がどんどん海外に逃避していくというのを防いでいただくことが、やはり国内納税者の、何と申しますか、税制に対する信頼をつくる意味では非常に大きいと考えております。

局長、せっかくだからちよつとお答えいただきたいんですけど、今このBEP S、海外に対する税の逃避みたいなことを防ぐためには、四十六か国が九十四か国に増えたということですけど、タックスヘイブンの関係の国々はこのように対応しようとしているか、ちよつと教えていただけないでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) タックスヘイブンのその国につきましても、こういった枠組みの中にその議論に参加するというところで参加国の拡大を図っていくこととされておりまして、何より重要なのは国際的な枠組みの中で二重非課税等の防止の枠組みをつくっていくことだと考えております。また、参加国を増やし、なおかつ国際間におけるBEP Sの議論を深めることによって、そういった議論に対応してまいりたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非、BEP Sの議論を深めていただきたいと思いますし、私、一つ思うのは、ITシステムが大きな鍵になると思うんですね、コンピュータ化していますので。その議論を是非、もう実際に動いているように見えていますけれど、深めていただきたいと思います。

そういう形でこれから恐らくファイナンスのデジタル化がどんどん進むと思うんですけど、このコミュニケーションの六番目のパラグラフにまさしくデジタルファイナンスの議論が書かれているわけでございます。

FSB、ファイナンシャル・スタビリティ・ボードですかね、これは、金融安定化委員会と訳されると思うんですけど、こういうFSBの議論、これから明確にフィンテックを国際的な協力によりキーレギュレーション、キー、鍵となるレギュレーションを進めていくということとまで書かれているわけでございますが、そのデジタルファイナンスに対応するフィンテック技術の進展させるような規制についてはどのような議論があったか教えていただけないでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) このフィンテックに関しては、これは、G20においてはこれに対応できるほどのいわゆるシステムができていない前提で、システムってあれは金融のシステムという意味ですよ。度々、現金をトラックで持つてこないういった国と違って、デジタル等々の技術革新というものは、対応できる素養が、まず下地がある

という大前提の上に立つて、その上で、一か国でこれやっても全然意味がありませんので、今、中国から金はこちへ送れませんでしょう。実際どうやって送っているか御存じでしょう。そういったところをよく現実を知った上での話じゃないとこの種の話はできませんので、いろんな意味で、私どもが今般のG20のコミュニケーションにおいて、デジタル金融がもたらすということによって、これは利益もありますけれども、同時に潜在的なリスクというのがこれは大きくありますので、そういった観点から、これはクロスボーダーを含めたいわゆる監視を行っていないととても無理ですという点が一点。

もう一点は、フィンテックに関して、金融安定の観点からは、この課題についてということで議論を両方で進めていかないと、片っ方だけでかわると、技術的な話ばかりしちゃうと元々の信頼性とかいうのがなくなつては話になりませんのでということなので、このフィンテック等金融イノベーションの進展に向けた取組を進めていくとさせていただきます。

○藤末健三君 是非、我が国がイニシアティブを持つてこのフィンテックの議論を進められないかと思っております。今、例えばスマホ、恐らくこれからもうスマホが銀行になるんじゃないかと言われていて、我々日本のテクノロジーが、その中にあって、我々日本のテクノロジーが、そしてサービスが国際的にある程度の地位を占めるように、是非金融庁、金融産業育成庁に変わるといふふうに大臣はおっしゃっていただいているわけでございますので、頑張りたいと思います。

そういう中で、G20の話はこれで終わらせていただきます。税の話はこれで終わらせていただきます。所得税についてでございますが、私は、まず税の議論をするときに何が必要かと申しますと、一つは財政の健全化という議論が大事ではないかと。特に、二〇一九年の十月に消費税率を引き上げるといふ議論でございますが、これについての

麻生財務大臣のお考えをまずお聞きしたいということ、もう一つございますのは、税はやはり所得の再分配機能の根幹だと思います。税で集め、そして社会保障等で配っていく。このバランスが崩れますと、やはり格差がどんどんどんどん拡大し社会的な安定性は失われるんじゃないかと。

この税と社会保障のバランスの向上ということにつきまして、是非、消費税率の引上げ、そして格差をなくすための税と社会保障のバランスの向上につきまして、麻生財務大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。お願いします。

○国務大臣(麻生太郎君) 社会保障の持続可能というのは、日本にとつては、これは少子高齢化というに伴いまして、我々にとつては待ったなしというか最も大事なところなんです、それに加えて財政の健全化という問題もあります。したがって、消費税率の一〇％への引上げというのは、これは国民の安心というものを支える社会保障制度を次の世代に確実に送っていくという責任を果たすと同時に、市場また国際社会の方から見て日本の財政状況というのは異常ですから、そういった状況に対してちゃんと国はきちんとそれを返していくと、そういった信認というものを確保するという観点からも大事なところなんです。

もう一回、その格差の話にも関連しますけれども、我々は財政健全化をやっていくと同時に、我々はその一〇％のものを何に使うかというところが一番大きな問題でして、そこは、我々は未来への投資を実現する経済対策等々いろいろなることを申し上げてきておりますけれども、これは社会保障と税の一体改革ということでスタートしておりますので、そういった意味では、きちんとこの格差等々、社会保障、保険等々いろいろなものがありますけれども、そういったものをきちんと対応できるように万全を期してまいらねばならぬと思っております。

○藤末健三君 私、もう本当にこの消費税の引上げは必ず行わなきゃいけないと思いますし、同時に、消費税を引き上げたその財源を格差是正、

また、私は特に教育格差の負の循環をなくすための教育などに充てなきゃいけないと思っております。

ただ、これは繰り返しでございますが、私は、やはり税率を上げ国民の皆様へ負担を強いる、お願いする時には必ず必要なことは、一つは税金の無駄遣いがないということ、私は、もうこれまた繰り返しになりますけれども、佐川局長にもう本当にきちんと御説明いただきたいとずっと願っているんですが、やはり国のお金がきちんと使われている、今回、多くの国民の皆様が疑問なのは、初めまあ十億円近くの価格が付いていたものが八億円ぐらいのディスカウントをされ、で、その八億円の根拠がよく分からない。かつ、経緯もよく分からない。なぜかという、文書を捨てたという状況になっておられまして、私は、やはりきちんと税金が使われているという本当にこの信頼がなければ、税金を上げていくというのは非常に難しいことではないかと思っております。

その消費税を上げる私は旗手であるこの財務省においてこのような問題が生じていることは本当にゆゆしき事態だと思いますし、また同時に、我々国会議員も、この国民の、そして納税者の方々の信頼を本当に回復しなきゃいけないと思っております。

私は、個人的な意見だけを申し上げますと、次の二〇一九年十月の消費税は絶対上げなきゃいけないと思いますし、これは与野党を超えて私はやるべきだと思っております。正直申し上げて、その意思を持った国会議員が集まりということをお願いしておきたいと思っております。

私は、この消費税の増税の問題、そして所得配分機能の強化については、これは民進党時代、民主党ですね、当時、当時の民主党が政権与党時代に法律を整備させていただいたマイナンプーが非常に有効ではないかと考えておりますが、このマイナンプーの活用による、税を集め、そして本当に支援を必要としている方々に支援をさせていただくことができると思えますが、そのマイナンプーの活用による所得の再分配機能の強化、是非政府の意見を聞かせていただきたいと思っております。お願いします。

○政府参考人(向井治紀君) お答えいたします。マイナンプー制度は、当初の民主党の案以来一貫して税、社会保障の公平公正な社会の実現というのをこのマイナンプー制度において実現すべき大変重要な課題であると認識しております。

この点、マイナンプーの利用や情報提供ネットワークシステムによる情報連携によりまして所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止しつつ、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことが可能となると考えております。

具体的には、例えば税務におきましてマイナンプーを利用することにより、より正確な所得把握が可能になる、あるいは生活保護の事務において情報連携を行うことで健康保険や年金などの受給状況を効率的に把握することが可能となり、適正な給付の実現に資する。一方で、手を差し伸べるべき者に手を差し伸べるという観点からは、高額医療・高額介護合算制度におきまして、医療保険者や介護保険者との間で情報連携を行うことで制度の対象者を行政の側で把握し、給付漏れの防止に資するというふうなこともございます。

いずれにいたしましても、マイナンプーは、効率かつ公平公正な税・社会保障制度を維持していく、確立していくために、そういう各人の公平な、公正な負担能力それから給付、そういったものを把握することによりましてまた新たなそういうふうな制度もつくることのできるようなインフラともなっております。

そういうふうなことを考えながら、これらのマイナンプーのメリットを実現するために関係省庁と一丸となり、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○藤末健三君 向井審議官におかれても、本当に長い間ずっと頑張っていたいてありがとうござ

います。

ただ、私、苦言を呈するわけじゃないんですけど、このマイナンプー、よくいろんな方とお話をしていますと、何やりたいかよく分からぬと。何か通知は遅れてくるわ、わざわざ役所に取りにいかないかぬわ、手続は面倒くさくて、何のメリットがあるんですかとよく聞かれるんですよ。私は、やはり、私が聞かれたらお答えするのは、これは将来的に、今まで、例えば税のシステム、あと年金のシステム、生活保護のシステムとか介護のシステムがばらばらだったものを一つにまとめて見れるんですよ。ですから、本当に、例えば、もう資産をいっぱい持っていてお金を持っている方々が少し減って、例えば年金が月額三十万で資産が一億円ある人は年金をちょっと我慢してもらって、本当に三万円しかもらっていない方々にこうやって譲ってもらうことができるんですよとかそういう説明をしているわけでございますけれども、やはり実際に国民の皆様はどういうことが役立つかということを、まだまだ言いにくいところはあるとは思うんですが、そういう哲学をきちんと伝えていただきたいと思っております。

私は、このマイナンプーがなければ、先ほども申し上げました、税金がきちんと納められているんだと、みんな公平なんだという信頼、そしてまた本当に必要としている人のところにちゃんと届いているんだよという安心、これは、私はこのマイナンプーなくしてはできないと確信していますので、是非もつと力を振るっていただきたいと思っておりますし、私もできることはいろいろさせていただきますたいと思っております。

また、今心配になっておりますのは、やっぱり内閣官房がもつと周りを全部統合していただきたいなという。各省庁がやつぱりばらばらにシステム開発をしていて、ある役所はやつぱり正直言って予想どおり遅れています、もう当時からここは危ないんじゃないかというところがある。ですから、そういうところをきちんと叱咤激励しまして、マイナンプーの意義を国民の皆様へ伝えていただくと

ともに、システムをきちんと確立していただくことを是非やっていただきたいとお願ひさせていただきます。

税の所得分配機能につきまして、是非私が議論させていただきたいのは、地域の税収の格差が余りにも広がっているのではないかと。そして、同時に、地方交付税交付金制度で地方の税の収入の格差を是正するようなことを総務省を中心にやっていただいているわけでございまして、もう余りにも格差が付き過ぎ、地方交付税交付金制度で補正できないところまで来ているのではないかと。というふうに私は今思っております。

例えば、地方の税金を見ますと、例えば個人住民税、一人当たりの個人住民税を見ますと、全国平均を一〇〇としますと東京は一六三になります。これはたしか二〇一五年のデータじゃないかと思いますが、一六二。一方で、最低の沖縄は六〇・四ということでございまして、何と二・五倍以上の開きになっているという、個人住民税。あと、地方法人税につきましては、東京都は全国平均を一〇〇とすると二四六、そして最低の奈良県は何と四〇になっていると、六倍の格差。あと、地方消費税、東京が大体一三〇のところ、沖縄は七五、これも二倍近い格差。そして、固定資産税も、東京は一五七・六、一番低いところはどこかと申しますと長崎でございまして六七・八と、これも約二・五倍という形になっております。

このように、地方の公共団体が地方の税を集めるという機能、もう二・五倍ぐらいの差が付いている、東京が突出している状況でございまして、また同時に、地方交付税で補正をして、後のデータが欲しいということを申し上げたんですけれども、実は出てきませんでした。実際に地方交付税で補正した後に一人当たりの税収と申しますか、補正した後の税収はどうなっているのかというの、はちよつとデータがいただけなかったんですけれども、もうそろそろ地方の格差を是正するための制度の見直しをやるべきときに来ていると思うんですが、その点につきましては、原田総務副大臣、

いかがでしょうか。

○副大臣(原田憲治君) お答えを申し上げます。

これまでも偏在性の小さい地方税体系を構築する観点から取組を進めてまいりました。さらに、税制抜本改革法においても、偏在性の小さい地方消費税の充実と併せて、偏在性の大きい地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講じることとされており、この規定を踏まえ、法人住民税の一部を交付税原資化するなどの偏在是正措置を講じておるところでございます。

税源の偏在性を是正するための措置を講じてもお税源の偏在性が残ることから、地方交付税により財源の不均衡を調整し、全国どのような地域であっても一定水準の行政を確保するための財源を保障することが引き続き重要です。そのため、社会保障関係経費など法令等により義務付けられている経費を的確に算定するとともに、人口減少等の地域の実情を把握し、地方交付税の算定に反映することが必要と考えています。例えば、平成二十九年年度におきましては、引き続き地方財政計画にまち・ひと・しごと創生事業費一兆円を計上し、地方交付税において人口減少対策や地域経済活性化等に取り組むための財政需要を算定することとしております。

今後とも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう取り組んでまいります。

○藤末健三君 これ、総務省の政府参考人で結構ですけれど、データがあつたら教えていただきたいんですけれど、実際に、今、地方交付税交付金で補正した後に、一人当たりの使える税金、どのぐらいの格差があるか、ちよつと分かれますか。分かんなかったら分かんなかったで結構ですけれども、教えてください。

○政府参考人(池田憲治君) 恐れ入ります。ただいま手元にそういった数字を持ち合わせておりません。

○藤末健三君 恐らく、手元がないというか、多分作っていないんですよ、それ、実は。私調べたけどデータありませんでしたから。だから、皆さん、聞いてくださいよ。交付税を配った後にどれだけの格差があるかというのは分からないんですよ。ここに、手元にありますのは、税収がどれだけの地域格差があるかというのは出ています。ただ、一方で、じゃ、交付税で平らにしましたよと言っているけれど、実際僕が調べている推定データでは格差は残っています、圧倒的に。

何が起きているかと申しますと、多分、皆様の御地元、各委員の御地元もそうですけれど、私がある県に行つてびっくりしましたのは、ある市が並んでいるんですけど、そこに、インターネットに情報を書いていまして、うちの市は保育園がただですと、こういつて、あと中学校まで病院は無料ですよと、だから若い人たちが来てくださいますと書いてあるんですよ。実際何が起きているかというと、隣の町の人たちがどんどんどんどん移住しているという。そうすると納税者が増えますよね。じゃ、一方で移住された町はどうなっているかという、移住できない高齢者の方々が残っているんですよ。そうすると、介護の負担などがどんどんどんどん切られていくというような状況が起きていまして、これが私は現実だと思ひますし、これが同時に都道府県単位でも私は起きていると思うんですよ。

それは、是非、もう原田副大臣もそうですけれど、麻生大臣、私は、もうこの今人口が減少しどんどんどんどん一極集中が進む中で、恐らく地方との格差を是正するための税制の在り方を大きく変えるときに来ていると思ひますので、是非、これは恐らく役所の人たちはできないですよ、役所の人たちは与えられた法律を運用するのが仕事です、変えるのは僕は政治の仕事だと思ひます、これは、圧倒的に。

私がいつも総務省の方々に申し上げていますのは、一票の格差をこれからどんどん正すという動きになったときに、恐らくこれから

首都圏の国会議員はどんどん増えてくる、そして、首都圏の国会議員がもう過半数を占めちゃえば、地方は恐らく切り捨てられますよと申し上げています、私は、総務省の役所の人たちに。実際に、私は、そうなる前に、今こそこの状況の中で、やっぱり地方のことを考え、地方のことを思う議員が出ていなければならぬ、まだまだ、この状況で是非、この地方の税収の格差の是正を、議論を進めていただきたいということをお願いさせていただきます。これは、私は喫緊の課題だと思ひます、これは本当に。是非お願いしたいと思ひます。

続きまして、この所得税法の中におきます企業関係の税について質問させていただきますと思ひます。

私は元々経済産業省という役所におりましたので、実際自分で税制つくつたりさせていた、しかも、その中でいつも考えていたのは、いかに税金を取るかという話ではなく、産業政策、政策的にこの税制をどう使うかというのを考えておりました、一番、私は、特に国際的に活動する企業に対しては、国際的な課税のイコールフットイングが大事じゃないかとずっと思ひておりました。

そういう中で、今回、研究開発税制の強化が図られるわけでございますけれども、私は正直申し上げて、全然、いろんな議論を見ますと、特定の企業だけを支えるのはおかしいんじゃないかという議論がございまして、確かに特定の企業に集中しているかもしれない、減税が。ただ、その企業は何かと申しますと、一つありますのは、研究開発の費用をどんどんどんどん増やし、強化しているということ、そしてもう一つ大事なことは、隣の韓国や中国の企業と戦っているということだと思ひます、私は、それを議論しないで、ある企業だけがどんどんどんどん減税されてけしからぬという議論はないと思ひていまして、是非、この研究開発税制の強化の必要性につきまして、政府の考え方を聞かせたいと思ひます。

ます。

もし、麻生大臣、よろしければ、これは経産省が答えることになっていると思いますけど、麻生大臣のお考えもちょっと、もしよろしければお聞かせください。お願いします。

○政府参考人(保坂伸君) まず、経済産業省からお答え申し上げます。

企業の競争力を強化いたしまして経済成長を実現していくためには、安定的な研究開発投資が不可欠でございます。研究開発税制はこれを後押しする制度として非常に重要だと考えております。

議員御指摘のとおり、諸外国におきましても、税制による支援措置を講じ、企業の研究開発投資が安定的に行われることを支援してございます。例えば、中国につきましては、国家重点分野に該当する研究開発投資に限った支援措置を講じてございまして、追加損金算入という形式であるというふうに承知してございます。

制度の仕組みにつきましては国ごとに様々な違いがございますので、単純な比較は困難だとは考えておりますが、我が国におきましても、国際競争上、諸外国と比較して遜色ないレベルの支援措置を講じていくことが重要であると考えている次第でございます。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、藤末先生の御指摘のあったとおり、これは、日本のやっぱり経済成長というのを今後とも支えていく礎にはこの研究開発促進税制というのはすごく大事なもののなんだと、私は基本的にそう思っておりますので、これまでもかなりいろいろやってきているんですが、諸外国でもこれは同じようなことをやっておりますところは幾つもあるんですが、国ごとに対象となるものが異なっている、当然のことなんですが、日本の得意なところにやらないと意味がありませんので、そういった単純な比較というのは困難なんだとは思っておりますけれども。

私どもとしては、この研究開発税制については人件費とか減価償却費とか外部委託費など、幅広く対象としているのに対して、外国なんか

を見ていると、例えば減価償却費や外部委託費の研究開発税制への対象費用については制限があるようにしているといった違いがあるんだと思っております。

いずれにしても、我々としては、今般の税制改正においても総額型といったような、従来までと違って、試験研究開発といったようなものについて更に今までの額よりプラスやったところ、その分については更にというような形で、最大一四％というような形でさせていただいておりますけれども。大きなところは、もうそれ以上やらないな

ったところはそれはそれまでにしちゃって、全然別のところでやっていると、また、中小企業のところについてはそれをもっと更に率を増やすとかいった形でいろいろ触らせていただいておりますので、こういったものがどういった形で出てくるか、今後、この一年間よく見て、その企業の対応をよく見てから更に研究させていただきたいと思っております。

いずれにしても、この研究開発というのは、これからの時代、この数年間、IoTとかフィンテックとかいろいろ出てきますけど、こういったものに全部関係してきますので、非常に大きなものになるだろうと思っております。

○藤末健三君 ありがとうございます、大臣。そういう意味で私は、今回この研究開発税制を拡充して研究開発の対象範囲を広げていただいたと、サービス等に、これは非常に大きな意義があると思っております。

ただ、私は、やはり是非お願いしたいのは、国際的なイコールフットリングという話がございます、やはり隣の国、中国や韓国、もう製造業のライバル、あとドイツですね。ドイツは、調べますと、中小企業の研究開発の手当てとか税の手当てが非常に厚いんですよ、ドイツは。これは是非研究していただきたいと思っております。例えば予算でいうと、中小企業の研究開発予算は実は日本の三倍ぐらいありました、三年前に調べたら。それぐらい研究開発に重点的に行っておりますし、私が

また思いますのは、この税制、税金を一回いただいてから役所がプロジェクトをつくって何かIoT何とかをやりましょうというよりも、税を安くして企業の判断で新しいイノベーションに投資してもらった方が合理的だと思っております。なぜかと申しますと、役所がプロジェクトをつくって予算要求して始めるときはもう大体一年半とか二年たっているんですよ。もう完全に遅れているという、正直申し上げて、このイノベーションの回転が速い中で。

ですから、私は、政府がプロジェクトをやるということとはもう基本的に余りしなくていいと思っております、逆に税を安くし、本当に研究をどんどんどんどん伸ばしているところをもっと加速するということを集約的にやるのが我々のこの日本国の経済を再生させる大きな足掛かりだと思いますので、もともと、これは経産省もずっと研究してやっていたのだと思っております、これは本当に、ということも申し上げておきます。

また、次にやりますのは自動車の税制の見直しでございますが、これもまさしく様々な自動車に関する税の負担は大きい状況でございます。また、特に軽自動車、これはもう庶民の足でございますが、この軽自動車もやはり増税され、今売上げが落ちていくという中、やはりこの軽自動車、特に軽自動車は何と国内でしか造っていませんので、軽自動車が増えれば売上げ落ちますとそれだけ工場の稼働率が落ちるという、言わばそういうものなんです、実は。輸出はしていませんし、かつ外国からも輸入していないという、それが軽自動車でございますので、やはり軽自動車も雇用とか産業という位置付けでは非常に重要なものではあると思っております、この自動車関連の税制についての考え方、それぞれ総務省、財務省からお聞きしたいと思っております。お願いします。

○政府参考人(開出英之君) お答えいたします。議員御指摘のとおり、自動車関係税制につきましては、税負担は軽減すべきだという主張がなされていることは承知してございます。一方で、地

方団体からは、自動車に関する地方行政サービスに要する費用は自動車関係諸税の税負担を上回っているでありますとか、国、地方を通じる厳しい財政状況の下では代替財源のない負担軽減は困難といった意見が寄せられております。また、諸外国と比較しても、燃料課税や消費税合わせた場合につきましても、我が国の負担は必ずしも高い水準にはないという指摘もございます。

今後の車体課税の見直しにつきましては、こうした主張も踏まえつつ、道路等の行政サービスを提供するために必要な税収の確保という観点に立ちつつも、一方で、自動車産業が我が国経済や地域の雇用を支える重要な基幹産業であるとの認識も持ちながら検討する必要があると考えてございます。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。ただいま総務省からも御答弁ありましたけれども、日本の自動車関係の税負担につきましては、車体課税、燃料課税、消費税合わせたベースで見ますと、欧州諸国と比べて必ずしも高い水準にはないという認識を持っております。

車体課税につきましては、リーマン・ショック以降、エコカー減税や税率の引下げ等を行った結果、車体課税全体では収収が〇・八兆円近く減少しております。そういう意味ではユーザー負担の軽減を図ってきたところでございます。

また、自動車重量税につきましては、自動車の走行が道路損壊等の社会的費用を発生させている、また、自動車ユーザーは道路整備等による利便性向上の恩恵を受けているという原因者負担、受益者負担の観点も踏まえて自動車ユーザーに御負担をいただいているという観点もございまして。今後の車体課税の在り方につきましては、こうした観点、また国、地方の財政事情なども踏まえて検討する必要があると考えておりますけれども、道路や橋の老朽化等も進んでおりまして、維持管理、更新に多額の財源が必要となっていくというところもございまして。一方で、自動車産業のこ

とも考える必要があつて、そういうことも踏まえて今回の税制改正も段階的な改正をしているということをごさいますして、こういふことを総合勘案しながら今後も考えてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 自動車の問題につきましては、やはりいろいろな環境は変わつていきますので、その環境変化を踏まえて見直しをいただきたいと思ひます。

今、主税局長から〇・八兆円の税金が減つていくということをごさいますけれど、その多分多くの部分が売上げが落ちていくからじゃないかと私は思ふんです。減税というよりも、大幅に落ちていくから、売上げが。それで、なぜ売上げが落ちるかといふたら、いろんな要因はございませうけれど、やはり車を乗っている期間が、平均の車に乗っている期間がどんどん延びていくという現象もございしますので、私は、やはりとにかく税を取ろうというふうな発想のみならず、もうちょっと総合的に考えていただき、やはり車を購入するときの負担を軽減し、利用者がやはり新しく安全で燃費がいい車に乗るというようなことも是非考えていただくべきではないかと私は考えています。

特に、軽自動車についてちよつとお答えいただいていなかったと思うんですけど、原田総務副大臣、この軽自動車についての税の考え方、お答えいただかせませんか。お願いします。

○副大臣(原田憲治君) 軽自動車につきましては、公共交通機関が不十分な地域において、生活の足として、また農業や物流を支えるものとして重要な役割を果たしていることは十分に理解をしております。

その上で、今後の軽自動車税の在り方については、自動車産業が我が国の経済や地域の雇用を支える重要な基幹産業であるとの認識を持ちつつ、道路、橋梁等の財政需要の状況、軽自動車と小型自動車の税負担のバランス、税制が経済に与える影響等を勘案し、地方団体や関係者の意見を伺ひ

ながら総合的に検討していく必要があるものと考えております。

○藤末健三君 是非、原田副大臣にお願いがございしますのは、自治体の方に話を聞かれたら、それはもう税金取つてくれとおっしゃるに決まっています。もうこれ間違いないです、私、総務省に昔いましたから。私がお願ひしたいのは、関係者の中には是非利用者を入れていただけないでしょうか。今地方に行くと、もう車、普通車買わないで全部軽自動車という家、ありますよ、正直申し上げて。車のやっぱり保有コストや購入コストの負担が大きいから、全部軽自動車に替えられ

るというお話もあります。そしてまた、繰り返しではございますが、軽自動車は全部国内で造つています、本当に。これは輸入はないんですよ。ですから、軽自動車の販売が増えれば国内の産業は潤うという、そういう図式になっていきますので、より広い観点から議論することをこはお願いしたいと思ひます。

恐らく役所の方が率先して議論すれば、もうとにかく取れるところから取ろうという話になつちやうと思ふんですよ、私は正直申し上げて。その中で、地方での足という、もうほとんどほとんど公共交通がなくなつていく中で、やはり私は軽自動車みたいな安価で乗りやすい輸送手段、私はその利用者の観点を忘れないでいただきたいと思つております。

また、企業関係の税制につきましては、是非、この石油関係税制を、これはもう完全に二重課税、タックス・オン・タックスになつてございします。すでに見直しをいただきたいと思ひますが、星野主税局長、お考えをお聞かせください。お願いします。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

先生から、揮発油税が消費税との間でいわゆるタックス・オン・タックスとなつており問題ではないかという御指摘だと思います。この点につきましては、揮発油税等の個別間接税は原価の一部

を構成するものであります。消費税の課税標準である価格に個別間接税を含むという取扱ひは、これは国際的に確立した共通のルールとなつております。こういったことを踏まえまして、そのこと自体に特段の問題があるとは思ひておりません。なお、日本のガソリンに係る税は欧州などの主要国と比べて必ずしも高い水準にはないものと認識をしております。

○藤末健三君 是非、石油税制については、もうお答えはそういう形になると思ひますけれど、消費税を上げるときに抜本的に見直すということになつておりますので、見直しに向けた議論を深めていただきたいと思いますし、また同時に、石油化学製品の原料に関する課税の在り方を伺わさせていただきますと思ひます。

【委員長退席、理事長峯誠君着席】

今、石油化学製品の原料、ナフサと言われるものでございしますが、これにつきましては租税特別措置法という法律で減税している。一回課税をした上で、その後課税を外す措置をして、そして税をなくしているという状況で、一回課税されているような状況になつてございします。

これは、私たち民進党が政権与党時代、民主党時代のときにこの租税特別措置法を止めました。

何が起きたかと申しますと、一回その原料のナフサに課税されてしまったんですね、企業は。それも何千億円という規模の課税になつていました。当時。そして、企業はもう大慌てで、このまま税金が掛けられたら企業は、もう会社は潰れるというふうな状況になつていく。我々は、新たにそのナフサに対する原料課税を止めるという法律を通していただいたわけですが、実際に我々が政権与党時代に、その租税特別措置法、二年に一回見直しをするものを期限を切らずにずっと租税特別措置法で担保しますよと、二年に一回の見直しはなしますよとということを決まつたわけでございますが、私はそもそも課税すること自体がおかしいと思ふんですよ。

なぜかと申しますと、局長、聞いてください

ね、また租税特別措置法が止まる可能性があると思ふんですよ。そして、それが止まつたときに企業に対しては一回課税されるわけですよ。企業の会計が大きく変わる。その過ちがまた起きるかもしれない。当面、恐らく、もう半分、実質的に恒久化しているからいいですよとおっしゃるかもしれませんが、私が申し上げたいのは、もう答弁を聞く前から申し上げますけれど、租税特別措置法でカバーしているという今の状況が続く限り、租税特別措置法がまた何らかの理由で止まつたときに、企業はもう数兆円というこのナフサの原料費、そこに課税されることになると思ひますけれど、この状況をどう考えますか。局長、お願いします。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

石油石炭税における原料用ナフサに係る免税措置でございますけれども、揮発油税等、この税も含めましてそういった税は、その用途ではなくて揮発油等の消費一般に担税力を認めて課税をするものでございまして、その上で、石油化学業界の国際競争力等への政策的配慮から免税等の措置が講じられていくという、そういう制度的な整理がなされていると考えております。

先生今御指摘になられましたとおり、この租税特別措置法ということになつていくわけでございます。平成二十四年度の税制改正以前は二年ごとに延長されておりましたけれども、二十四年度税制改正におきまして政策税制措置による安定的な設備投資の支援や我が国産業の国際競争力の確保という観点等も踏まえて適用期限を撤廃をいたしまして、現在は期限のない措置になつていくということでございます。

○藤末健三君 局長、問題は、期限が切れていないということよりも租税特別措置法というので掛かっていることが問題で、一回掛けたものを外していることが問題なんです。私が知っている範囲では課税しているところはないですからね、ほかの国で、はつきり申し上げますけど。それこそ

まさしくイコールフティングですよ。ほかの韓国とか中国のそういう石油化学製品メーカーと戦っているんですよ、日本の企業は、国内でなぜそうやってわざわざ足引っ張ることを政府がしなきゃいけないのかっていう、それを本心に考えてください、絶対に。やる気なくしますよ、産業界。いや、本心にもうこれ答えていいです、何を答えるか分かっていますから。

是非、麻生大臣、この話、大臣、頼みますよ、本心に。日本の国内で頑張っている企業のためにやってくください。これは、もう役所の方が言うことはオウム返しで分かっているからもう聞きません、これは。是非お願いしたいと思います。

〔理事長兼議長 議員長着席〕

それで、最後でございますが、国税関連の人員の強化についてお聞きしたいと思います。

昨年、国際戦略トータルプランということでございまして、先ほどG20でBEP Sの話を議論させていただきました。国際課税をどう対応していくか。パナマ文書の問題とかいろいろ出ていますけれど、そういう中で、昨年十月、国税庁が国際戦略トータルプランを出していただいた。

是非、これは大塚副大臣にお聞きしたいんですが、国際税務官一人当たりの脱税の指摘額というのは分かれますか。分かればちょっと教えていただけますか。推定値で結構です。

○副大臣(大塚拓君) ごめんなさい、国際税務専門官ではなくて国税……(発言する者あり)一応私への質問通告という意味で国際税務専門官のこととがございましたので、取りあえずそちらをお答えしたいと思いますが、先ほど来BEP Sのお話も出ておりますけれども、とにかくしっかりと税収を確保するという意味で、国際課税は今非常に重要だと認識しております、国際税務専門官を中心に調査を行っているところでございます。この国際税務専門官については、全国の国税局及び税務署に三百六十三人配置しております、特に平成二十九年予算においては更に九人の増員を計上するという中で、体制の強化に努

めているところでございます。

二十七年事務年度においては、海外取引に係る調査において、法人税に関する申告漏れ所得金額二千三百八億円、所得税に関する申告漏れ所得金額六百三十六億円が把握をされているということでございまして、先生の御質問の趣旨からすると、しっかりと稼ぎ頭になるわけですから、人数を増やせばしっかりとそれだけ申告漏れも減らすことができるということで、私どもとしても、これは国税専門官も同じだと思いますけれども、しっかりと稼いでいただくためにも、人数を増やせばそれなりに収入が増えるという意味で頑張っていきたいというふうにも思っておりますけれども、単純に一人増やしたら幾らという計算がなかなか難しいところもありまして、国際税務については、特に最近、租税回避の手法がいろいろ巧妙化、複雑化しているところもございまして、いろいろな職種の間がチームで仕事をしているということもありまして、一概に一人幾らというふうに言い切れないところがあるわけですから、しっかりと増やせばそれだけ税収は上がるだろうというふうに考えているところでございます。

○藤末健三君 是非強化していただきたいと思いますが、先ほど大塚副大臣からもございましたけれど、公務員の定数は多分増やせばそれだけ給与を払わなきゃいけないから税金が使われて終わりじゃないですか。ただ、国税の人たちは、人数増やせばそれだけ税の払い忘れとか、あえて言えば脱税などを指摘することによって税収を増やすことができるというのは大きなポイントだと思っております。

多分国の方からなかなか言いにくいことなので私が個人的に計算したデータを申し上げますと、二〇一五年度の海外取引法人等に関する申告漏れと所得金額を見ますと、大体二千三百八億円でございします。そのうち、恐らく二〇%ぐらいの税率じゃないかと推定しますと、四百六十億円、海外の法人取引に関する税が増えているのではないかと。

また、海外の申告漏れが大体六百三十六億円が指摘されていますので、税率が二〇%だとすると百二十億ぐらい。合計で五百八十億円となりまして、現在、海外関連の調査官、国際税務専門官は三百六十三人ということでございますので、大体一・五億円ぐらい、一人当たりですよ、税収増やしているんじゃないか、貢献しているんじゃないかと推定できます。

ポイントは何かと申し上げますと、G20でも、BEP S、外国との取引による税の海外への移転みたいなことに対してはこれからどんどんどんどん対応していくということでございますけれども、国際税務専門官、増やしていただいたということでございますが、今三百六十三名でございますけれども、何と税務署は五百二十四名ございまして、各税務署に一人いるような状況でもないわけでございます。一人の人間がいろいろな税務署を回っているような状況でございます、是非この増強をお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○副大臣(大塚拓君) 先ほど少し申し上げましたけれども、我々としてもしっかりとこの人員は増強していきたいというふうに思っておりますし、増強すればそれだけ税収の基盤に貢献ができるというふうに考えてございます。

ただ、その一・五億円という数字がなかなか一対一対応で説明し切れないところがあるというのも事実でございますけれども、是非先生方からも御支援をいただいで、この件に関して我々は要求側でございますので、しっかりと頑張っていきたいというふうに考えてございます。

○藤末健三君 また、先ほど国際税務専門官、国際税の関係のことを申し上げましたけれど、国税の業務量の推移を見ますと、例えば対象となる法人数は、平成元年と平成二十七年を比較しますと、平成元年二百三十五万社だったものが平成二十七年には三百五十五万社と一・三倍になっていると。また、あと連結制度がございまして連結法人見ますと、平成二十二年、税務の対象の法人六千五百

社が平成二十七年には一万一千五百五十五社というところで一・五倍になってございます。このように、国税の業務の量は、法人数も増加しており、いろいろ増えはいるわけでございますけれども、是非この国税庁の定員を増やしていただきたいと思っております。

繰り返しでございますが、国税庁の職員は税収を増やす一助になるということでございまして、また同時に、これから税の、国民の皆様へ負担を仰ぐ中で、公正で公平でちゃんと信頼できる税システムを、制度をつくり、体制をつくっていただくことは非常に重要だと思っておりますけれども、是非、麻生財務大臣のお考えを聞かせていただきたいと思っております。お願いします。

○国務大臣(麻生太郎君) 税務職員を増やそうというのに賛成する党というのは余りありませんね、世の中には。ほかの役人はどんどん減らすのに税務職員だけ増やそうという話ですから、なかなか難しいんですよ、話は。

ただ、今おっしゃるとおり、インターネットシヨナルな話になってきていて極端なことに今なってきたりしますから、少なくとも日本に訪れる外国人の数がこの四年間で三倍というふうなことになる、当然のこととして税関の職員だけでもうとてじゃないけど間に合わないというののはあちこちで起きていて、結果として大きな空港で待ち時間が二時間だ、二時間半だということになってきている大きな理由はここに引つかかっていると思いますので、いろんな意味でこの点は、急激に養成するたつて、そんな一年や二年ですぐ税務職員が務まるわけありませんから、かなり時間が必要という話でもありますので、長期的なことを考えてやっていかないとダメで、これは対処さすつてありますけれども、傍ら、いろんな御意見がありますのでなかなか難しく、昨年一年間で久しぶりに純増一です。

○藤末健三君 いや、本心に昨年、久々に純増していただいたことはもう存じ上げております。ただ、私、G20の議論でも申し上げましたよう

に、これから国際的な税の調和というのが非常に重要になるということは間違いないと思います。これは、BEP Sの議論がどんどん進み、恐らく設計ができて、それを実施する体制がもう近くになってくるということ、そのためには、やはり、私この国際税務専門官の方々の話をお聞きしているんですけど、やはり養成するにはすごい時間がかかるという、ノウハウとか、あと語学力の問題もございまして、養成するのに時間が掛かるということもございまして。

また、同時に、これから国民の皆様には消費税の増税などの負担をお願いする中で、やはりこの税制が信用できる、あの人は払っている払っていないというところは絶対ないというところまで確立させていたかなきゃいけないと思っていますので、是非この国税の税の体制の強化をお願いしたいと思っています。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

本日は時間も大変限られた中でありますので、私からは、この所得税法等の一部を改正する等の法律案並びに関連する課題について、政府の見解、早速お伺いをしていきたいと思っています。

まず、個々のこのちよつと法律の中身に入る前に、昨年末決まりました平成二十九年年度の与党税制改正大綱、この内容について少しお伺いをしていきたいと思っています。

昨年末に行われましたこの与党税制改正大綱、一番私大事な部分は、こういう文言が盛り込まれました。若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要なんだと、こう書かれていますね。実は、この前段の部分、時代認識ですとか今の日本の状況等書かれた部分については、実はほぼ同じ文言、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しておりみたいなくだりは、実は前の年の大綱にも書かれているわけでありまして、その受けた一つの帰結として、ちゃんと若い

世代に光を税制でも当てていくんだと明記していただいたこととて、私はとても大事な点だということに思っております。

この大綱の中には、その後、具体的には総合的な施策を通じてやっていくんだけれども、特に個人所得課税については所得再分配機能の回復を図っていくんだということも盛り込まれております。政府税調としても、この基本方針、大綱をしつかりと踏まえた議論がなされたというふうに認識をしております。

税制に対する理解と納得を促していくという意味でも、例えば、今回一つの焦点となりました若い世代に対して、やはりこれ税制全般の理解を促していく、今回のこの大綱を受けて、そしてどういう改正がなされたのか、きちつとやっぱり説明をしていくということが私は非常に大事だと思っております。この点について、税制改正を通じてどのようにして若者世代、支援していくのか、改革の方向性について分かりやすくお示しいただきたいと思っています。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、平木先生御指摘のありましたとおり、今政府・与党税制改正大綱の中でも、これは若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要ということで、これは政府の税制調査会のレポートにおきまして、若い世代が安心して結婚し子供を産み育てることができるようになる観点から所得再分配機能の重要性が高まっているとの考えを最初に示した上で、こうした点を踏まえて、税制改正大綱において、今後の個人所得課税の改革については基礎控除などの人的控除について控除方式の見直しを検討するとの基本方針が示されております。

具体的には、基礎控除などの人的控除が採用しております所得控除方式は、これは高所得ほどいわゆる税負担の軽減額が大きいうことになりまして、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となります。ゼロ税率方式、あるいは税額控除方式、若しくは所得控除方式を維持しながら高所得者については税負担の軽減額を減減、消失させる

仕組み等々のものが、いろいろ、いわゆる主要諸外国などの例も参考にいたしつつ、控除方式の在り方について検討を進めるということにされておりますが、かなり具体的なそういう検討がなされているということでありまして、これは与党での御意見も踏まえつつ、個人所得課税改革につきましまして、これは引き続き丁寧に検討させていただきたいと考えております。

○平木大作君 この税制について今御答弁をお伺いして、改めてやっぱり税について分かりやすく語るって難しいなということを感じているわけでありまして。税金についてそもそも関心がないわけじゃないんですね。とつても関心がある、でも、やっぱり複雑だから、そもそもその全体像を含めてなかなか理解されている方がいらつしやらないというわけでありまして。

例えば、現役ばりばりのビジネスマンの方でも、企業に勤めている限りにおいては基本的に全部、まあ確定申告を御自分でなさらないということもあって、そもそも自分の所得税率知らないという方が本場に多いんですね、お話をしています。例えば所得税、こういう改革を進めていますよという話をするとときに必ず言われるのは、そんなことよりも、あつ、ごめんなさい、消費税の話をするとときに、消費税きちつとやっぱり上げていかなきゃいけないと思うという話をすると、必ずいただくのが、お金持ちの所得税をもつと上げてくださいますみたいな話をいただく。じゃ、例えば平成二十七年の一月から所得税の最高税率つて四〇%から四五%に上がつていまして、これを御存じですかと言つと、本場に今まで知つていまして、ある意味、きちつと全体観に立つて説明をしていかないと、もう目の前の消費税が上がる上からみない話だけに終わらせてしまつと、これやっぱり幾らたつても税の理解が進まないんだらうなというふうに思うわけでありまして、元の論点に戻りますけれども、じゃ、

若い世代の皆さん、この若い世代の皆さんにこの税について理解を深めていただく上では、先ほどもありましたけれども、単純にいわゆる税の部分はどうかということだけではなくて、例えば社会保障だとか労働政策だとか、そういうところと併せて、これ当然、格差の是正等を含めて政府としても取り組んでいただいているというわけでありまして、ここ、分かりやすく説明する努力です。政府として更に更に進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

先日の議論の中でも少し質問させていただきましたが、特に今回、所得税の中では大きな目玉となつておりますこの配偶者控除及び配偶者特別控除についても少しお伺いをしていきたいと思つてます。

これも私、先日まさに、パートで働いてます、アルバイトで働いてますという方たちに今回の改革について御説明する機会をいただいております。話をさせていただいたんですけど、御自身が、パートで働いている方も、そもそも、この百三万円の壁が百五十万円になったよということとは新聞で何か見たんだけれども、自分にどう跳ね返ってくるかというところがやっぱりまだイメージできていないなというふうに思うわけでありまして。そもそも、この百三万から百五十万というのは、単純に税収中立の中で高所得の方に制限を設けた、だから百三から百五十まで中立の中でこまごま引き上げましたみたいな、そういう短絡的な理解というのがやっぱりまだされている方が多いのかなと思うわけでありまして。

これも率直にお伺いするんですが、パートで働いている主婦の皆さん、今回のこの改正によって就業調整というのを意識しなくて済むようになるんでしょか。全体的ななともこの効果と併せてお答えいただけたらと思います。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。配偶者控除と就業調整問題の関係を含めて、政府税制調査会等におきましては、配偶者特別控除

の導入により、税制上、百三万円の壁は解消はしているけれども、導入後も就業調整によって百三万円以内にパート収入を抑える傾向があり、これは、配偶者控除の百三万円という水準が企業の配偶者手当の支給基準として援用されていることとすとか、心理的な壁となつてることが要因ではないかとの指摘がなされているところでございます。

こういった点も踏まえまして、今般、配偶者控除等につきまして、配偶者の収入制限を百三万円から百五十万円に引き上げるなどの見直しを行うこととしたわけですが、この百五十万円の水準は、時給千円で一日六時間、週五日勤務した場合の年収を上回る水準に設定をしております。パートで働く女性の方々の八割以上をカバーする水準となっております。

こうした税制の見直しに加えまして、民間企業においても配偶者手当の在り方を検討していただくなど、多角的な取組を行うことによって、働きたい方が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みの構築に努めてまいりたいと考えております。

○平木大作君 パートで働く皆さんの八割以上の方たちにとって恩恵がある今回の改正だということに御説明をいただきました。

民間でもいろんな試算が出ていまして、例えば、今回のこの恩恵を受ける方たち、減税の対象としてのくらいなのか。現役世帯でいくと二百二十四万世帯ぐらいが当たるんじゃないか。これは、加えて、年金受給世帯は七十五万世帯、こういう方たちも実は対象になっているという形で試算というのが出ておりました。また、別の試算でありましたけれども、いわゆる家計の中で使える可処分所得の向上、どのくらい寄与するのか。八千三百八十億円、こういう試算も出ているわけでありまして、これ本当に世の中にとって大きな意義がある改正なんだろうなと思うわけでありまして、ただ、もう一つこれ関連してお伺いしておきたい。

いんですが、一方で、やっぱり今回の見直しについて、私もいろいろどう評価されているのかなと新聞等を見てもみると、こんな指摘がありました。夫婦そろってフルタイムで働く世帯に比べて、配偶者がパート勤務する世帯が優遇される税構造が残った、こんな指摘もあります。あるいは、認可外保育所やベビーシッターなど託児サービス利用料の控除も見送られ、共働き世帯には厳しい内容だ、こんな指摘もあつたわけでありまして。

こうした指摘、政府としてどう受け止められているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

今先生から二点御指摘がございました。

まず、配偶者控除につきましては、昨年末の与党税制大綱においても述べられておりますけれども、扶養控除と同様、一定の収入以下の配偶者がいる方の税負担能力に配慮する仕組みでありまして、一定の収入以上の配偶者がいる方については同様の配慮を行う理由に乏しいことから控除の対象とはしていないわけでございます。

このように、配偶者の収入の多寡によりまして控除の適用が異なることについては一定の合理性があるものと考えておりました、こういった説明をきちんとしていくことが必要かなと考えております。

また、ベビーシッター代などの託児サービス利用料についての税制上の措置でございますけれども、こういった措置を講ずることにつきましては、税制上の措置の場合ですと、所得税が掛からない低所得者世帯には効果がないということ、また、ベビーシッター代につきましても既に給付措置が講じられておまして、仮に税制上の措置を講じる場合には、子育て支援策の全体像との関係を整理する必要があることなどの論点がありまして、昨年末の与党税制調査会での御議論におきましては長期検討とすることとされたものと承知をしております。

いずれにせよ、子供を産み育てやすい環境を整備することは重要な課題であると考えておまして、引き続き、様々な政策手段を検討していく必要があるものと考えております。

○平木大作君 今局長からも御答弁いただきました。例えば、ほかの社会保障の施策の中で措置されているもの、だけれど、これがやっぱり認識されていないがために、税制の部分のところだけ見て、何であれ控除にならなかつたんだみたいなやつぱり議論になつてしまふ。改めて、やつぱりこの全体観を持つてきちつと説明していただくということが大事なんだなということを感じるわけでありまして。

そして、これからの改革というのは、今年の年末、さらに来年の年末という形で進んでいくというふうにお伺いしていますが、先ほど麻生大臣からも具体的に御説明いただきました。

ただ、この控除方式で本当に説明が難しいんですね。私も先日、急に質問をしまして、ホワイボードを使いながら、計算しながら、ほら、こう違うんですみたいな説明をさせていただいたんですけれども、所得控除と税額控除にすることによってどう違ってくるのかみたいなことというのは、個人々人によってこれ当然所得税率も違いますし、どのくらいどう変わってくるのかということをやつぱりなかなか理解されていないということでございますので、今後、特にこれから取り組む改革について、大分難しい内容になってまいりますので、更にこの説明、具体的にしてい進めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、少し話題を変えまして、積立NISAについてお伺いしたいと思います。

これ私、大変画期的なことだなというふうに思っています。これまで現行のNISAという制度がありますから、何かこうちよつと世間の受け止めの現行のNISAの初心者バージョンみたいな思われている節があつて、私はちよつと違ふな思っております。

非課税の期間だけ言うと、五年間から一気に二

十年という、これまでなかつたような本当に期間になつたところがある一つの注目なんですけれども、やつぱり今それだけじゃない。若しくは、二十年になつたことでどう変わるのかということをやつぱり御理解いただいて、そして利用していただく、ここが一番大事なんだろうな思っております。

ちよつと先週発表されました日銀の統計によりまして、個人の金融資産が初めて千八百兆円を超えたという報道がございました。私も現役でいろいろやつていたときに千三百兆円とか千五百兆円といつていましたから、そのときと比べても大分増えたという印象を持つわけですが、ただ、この千八百兆円の半数以上がやつぱりまだ預貯金の中に眠つていてということでありまして、この貯蓄、貯金から投資とか資産形成という流れ、ずうつとこれ政府としても取り組まれてきたと思ひますけれども、なかなか大きな流れにはやつぱりまだなつていないなど。そのある意味大きな資産形成に向けた後押しになるのが今回の積立NISAだつたというふうに思っております。

この積立NISAの創設の狙いということをお伺いして、同時に、ちよつと併せてお伺いしておきたいんですけれども、これまで例えば投資をする、資産形成をするという上において、私、この大きな障害になつてきたのが投資税制だということに思っております。

これ、ようやく近年、例えばリスクの似通つた金融商品間の損益の通算ですとかあるいは損失の繰越し、こういったことを可能にしようというんな整理が付いてきてまして、これ、不公平な部分というのが大分是正されたというふうには認識をしているんです。まだまだこれやらなきゃいけないところもあるだろうと思っております。

今後のこの金融一体課税に向けた考え方と併せて、これお示しいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(武村展英君) お答えいたします。日本の家計金融資産は、御指摘のとおり、その過半が現預金であり、米国等と比べて株式や投資

信託の保有割合が少なくなっております。このため、日本の家計金融資産の伸びは低い水準にとどまっております。

今般、創設をお願いいたします。積立NISAは少額からの積立、分散投資による家計の安定的な資産形成を支援するための制度であり、この制度を通じて、これまで投資の経験がなかった方々も含めて幅広い家計に投資を通じて資産形成を実現していただきたいと考えております。

同時に、NISA口座以外で行う投資についても様々な取組を進めています。例えば、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備を進める観点から、平成二十五年年度税制改正におきまして金融商品間の損益通算範囲を特定公社債等にも拡大することとし、昨年一月から施行をしております。

金融所得課税の一体化を含めまして、投資に関する税制の在り方につきましては、制度の趣旨やこれまで講じてきた措置の政策効果も踏まえつつ検討していきたくと考えております。

以上です。

○平木大作君 一つは、この積立NISAについて、私ともいい取組だと思っております。けれども、これ一つ残念なところがありまして、基本的には、積立NISAという名前が表しているように、これ毎月定額ずつ買い付けていく、いわゆるドル・コスト平均法で少しずつ投資をしなからしつかり二十年間という中でリターンを得ていただくという、そういう趣旨だと思っております。すけれども、この上限が四十万円という枠の金額がなってしまうと、十二で割り切れないんですね。これ本当中途半端だと思っております。できればこの十二の倍数、四十八万円ですとか六十万円ですとか、こういうところにきちつとやっていた方がいいかなみたいなタイミングに、少し今月はちよつと増やそうみたいな変な調整をしなきゃいけないようになりますから、ある意味、枠をきちつと使い切っていたら、一回設定しておけば

放つておける、二十年間放つておいても大丈夫という形にやつぱり早くは正をしていただきたいというところはお願いしたいと思っております。

そしてもう一つ、今、金融一体課税に向けた様々な税制の取組もお話をいただきました。私もいろいろ資産運用のアドバイスをする現場にいた経験から、本当にこの投資の助言とかアドバイスを、ともすると、つい最近までどつちかというところ、どう投資すべきかという投資のストラテジーについてのアドバイスというよりは、税制上この商品がお得な点とかが、今売らなければならないだけどもこのタイミングで売った方がいいんだみたいな、そういうものが実は結構な割合を占めていたんじゃないかな。ある意味、きちつと資産形成に資する投資の在り方というものの逆行する税制であつたんじゃないかなというふうに思っています。

そういう意味では、大きく、今ようやく税制のメリット上こつちの方がいいとか悪いとか、今売るべきみたいなことが、昨年の一月に、今御紹介もいただきましたけれども、大分すつきりしましたので、今後、引き続きこの流れ、きちつと取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、海外の資産、所得に関する課税についてお伺いを二問ほどしておきたいと思っております。

これ、今、非居住者であることとすとか、あるいは居住者なんですけれども資産や所得が海外にあるということを利用して、本来だったら日本の国内で納めるべき所得税とか相続税を不当にというんでしようか、納税を回避する動きというのがございます。やはり税の公平性を担保するという意味でも、これきちつと対処していかななくてはならないわけでありまして、まずお伺いしたいのは国内居住者についてであります。

現在、海外資産や所得に対する課税として、二〇一四年から、不動産ですとか金融資産で海外に五千万円を超える資産を持つ方については国外財産調書の提出というのが義務付けられておりま

す。ただ、これ提出が余り順調に進んでいないという話もお伺いしているわけですが、海外での資産、所得の正確な把握と適切な課税に国税庁としてどう取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人 飯塚厚君 お答え申し上げます。

いわゆるパナマ文書やBEPSプロジェクトの進展などを契機といたしまして、富裕層や海外取引のある企業による国際的な租税回避行為に對しまして国民の関心が大きく高まっている状況にあると認識しております。国税当局といたしましては、こうした国際的な動きも十分視野に入れて適正、公平な課税を実現していくことが国民からの信頼の確保につながるものと考えております。

こうした基本的な認識の下に、国税庁といたしましては、先ほど先生の御質問の中にもございましたように、国外に一定額以上の財産を有する居住者に対しまして国外財産調書の提出を求めるほか、租税条約等に基づく情報交換や国外送金等調書等の資料情報を積極的に活用するなど、あらゆる機会を通じて情報収集を行っているところでございます。また、今後は、金融口座情報の自動的交換により外国当局から得られる預金等の情報も活用しながら、より有効な資料情報の収集を行うこととしております。さらに、これらの様々な資料情報を分析、検討し、課税上問題のある取引が認められれば税務調査を行うこととしていくところでございます。

国税庁といたしましては、今後とも同様のスタンスで、国際課税の分野でも適正、公平な課税の実現に努めてまいりたいと考えております。

○平木大作君 この調書の提出、一五年度の公表の数字ですと、八千八百九十三件ということでありまして、これ解説にあつたんですけれども、ハワイの金融機関に口座を持っている日本人だけで七万人いるというふうに言われているようであります。提出義務がある人に比べて、まだそもそもの提出のオーダーが一桁じゃなくて二桁くらい違うんじゃないかという御指摘もあるようであり

ます。今御答弁いただきましたが、海外の金融機関との連携等、きちつとやつぱり実効性を持って把握、また適切な課税に取り組んでいただきたいと思っております。

今、もう一問、非居住者に関して今度はお伺いをしていただきたいんですけれども、法的な意味での非居住者というのはなかなか線引きが難しい問題だと私も思っております。そもそも居住の実態がどこにあるのかとか、あるいは法律上、居住者としてどこまでなんだということが結構議論になる。一般的に言いますと、一年間のいわゆる半分以上に当たる百八十三日を超えて居住しているところでは基本的に所得税ですとか住民税が掛かるとい

う国が多いものですから、それを逆手に取って、一国に滞在する期間を百八十三日未満にして、一年の間で三か国以上を渡り歩くといういわゆるパーマネントトラベラーというのが大分前に指摘をされて、これなかなかやつぱり根本的な解決というのはいえんというわけでありまして、

今般の改正におきましては、一応一つの、非居住者と、法的な意味での非居住者の海外資産については、これまで、いわゆる贈与する側と受ける側共に国内に五年を超えて住所を有しないと、こうしてきた要件があつたわけでありましてけれども、非課税の要件があつたわけでありまして、これを五年から十年に今回引き上げることいたしました。

これ、改正の趣旨と見込まれる効果について御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(星野次彦君) 海外財産に対する相続税や贈与税の課税につきましては、今先生から御指摘ありましたとおり、日本人である贈与者と受贈者の双方が五年を超えて国外に居住する場合には国外財産に課税されないことから、相続税や贈与税の課税を逃れるために一定期間国外に住所を移すということが行われているとの指摘がなされてきたところでございます。こういった租税回避は様々な例えば雑誌等でも紹介をされておりましたので、国税庁としても問題意識を持つてお

りましたし、主税局としてもいろいろ検討をしてきたところでございます。

これを受けて、今般の改正ではこの居住年数の基準を五年から十年に延ばすということで、この十年の根拠自体は、例えば入管法における永住権取得の要件が原則として日本に十年以上在留していること等、こういった制度との整合性を見まして十年に延ばすこととしたわけでございますけれども、これによって国外財産に課税しない要件を厳しくしております、こうした租税回避を抑制する一定の効果があるものと考えております。

○平木大作君　ここまで個人に対する所得税や相続税について伺いしてきましたが、関連して、法人に対する課税についても伺いをしたいと思っております。

外国子会社の所得について、いわゆる租税回避を抑制するために、現地の税負担率など外形的な基準を満たせば日本の親会社の所得と一体とみなして課税をするいわゆるタックスヘイブン税制というのがあるわけであります。

従来より、この実体を伴わない所得であっても合算されない部分がある一方で、例えば事業として取り組んでいる、きちっとオペレーションしている航空機リースの場合でも、これは租税回避スキームなんじゃないかとみなされて合算されてしまふですとか、いわゆる問題点が指摘をされてまいりました。

今回の改正、これ、こうした課題に対処するために見直しをされたというふうに認識をしておりますけれども、この改正の意図及び制度の実効性を上げるための取組について伺いをしたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君)　今回の改正、外国子会社合算税制、いわゆるタックスヘイブン税制でございますけれども、より効果的に租税回避に対応するため、租税回避リスクを外国子会社の税負担率により把握する現行制度から、所得や事業の内容により把握する仕組みに改めることとしてお

ります。

具体的には、一見して明らかに利子、配当、使用料等の受動的所得しか得ておらず租税回避リスクが高いと見られるペーパーカンパニーは、原則として全所得を親会社の所得とみなして合算することとしております。

この場合のペーパーカンパニーは、次のいずれにも該当しない外国関係会社ということで定義をしております。主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係会社、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社、こういったものに該当しないものをペーパーカンパニーということで対象にするということでございます。

今般の見直しは、日本企業の海外展開を阻害することなくより効果的に国際的に租税回避に対応する観点から行うものでございまして、こうした趣旨を実現するために、例えば航空機の貸付業務につきましても、経済活動の実体を伴い租税回避リスクの低いと認められるものにつきましては一定の要件の下で合算対象から除くなど、合算対象の見直しを行っているということで調整を図っているところでございます。

○平木大作君　ちょっと時間押してきましたので、最後に一問だけ、所得拡大促進税制についてもお伺いをしておきたいと思っております。

これ、租税特別措置の適用実態調査、結果に関する報告書というのを見ますと、制度創設三年目となりましたこの所得拡大促進税制の利用が進みまして、平成二十七年年度はおよそ九万社、利用金額にして二千七百七十四億円の適用となったというふうになっております。

まず、この利用実態をどう受け止めているのか、そしてあわせて、今般の改正におきましては、この所得拡大促進税制であります、中小企業、平均給与等支給額が前年度比二%以上増えた

場合には従来の一〇%以上乗せして一気に二二%という、大変な税額控除が可能となったわけであります。

これ、デフレ脱却の一つの焦点となっている中小企業の賃上げ大きく後押しする私は大事な改革だと思っておりますが、この意図と中小企業経営に与える影響について、最後に政府の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(星野次彦君)　御指摘の所得拡大税制、平成二十五年年度に創設をいたしまして、企業の賃上げ努力を後押しするというところで、その後拡充を行ってまいりました。

今御指摘がありましたとおり、平成二十七年年度の適用件数を見ますと、全体で九万件、適用額が二千七百七十四億円ということで、幅広い企業がこの税制を活用しております。中小企業におきましても、例えば、適用件数は八万六千六百件、金額にして千五十億円ということで、中小企業におきましても利用されているというふうな受け止めております。

経済の好循環を確立する観点から、賃金引上げは重要な課題でありまして、安倍政権の下で、政労使会議といった取組のほか、こうした税制も一つのきっかけとして賃金引上げの動きが継続しているものと考えております。

二十九年度の税制改正におきましては、更なる賃金引上げに向けて、所得拡大税制のインセンティブ機能を強化することといたしております。具体的には、今先生が御指摘になりました中小企業もそうでございますけれども、大企業についてはより高い賃金引上げを行う企業に支援を重点化するという一方で、比較的賃金引上げ余力に乏しいと考えられる中小企業につきましては従来の要件をそのまま維持しつつ、更に高い賃金引上げを行う企業に対しては前年度からの賃金引上げ分に対する税額控除一〇%から御指摘のとおり二二%へと大幅に引き上げることといたしまして、こうした税制の活用により、中小企業も含めて更に賃

金引上げの動きが進むことを期待しているところでございます。

○平木大作君　これ、これまでなされた批判の中には、そもそも利用しているのは大企業ばかりじゃないかという批判もあったわけでありまして、黒字企業じゃないと使えないんだからという理屈でありましたけれども、今御答弁いただいたように、金額ベースで見ても全体の利用の中の三分の一以上は実は中小企業の利用だということでありました。

やはりこれ、これだけ思い切った措置でやって、使っていただいて何ほどの制度だというふうにして、中小企業の現場にしっかりと理解され、浸透されるよう、使っていただけるように御説明をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○大門実紀史君　まず法案関係の質問をいたします。佐川さん、少し休んでいてもらって結構でございます。

先日の本会議でも申し上げたんですけれども、日本経済の大きな構造的課題の一つとして、巨額に積み上がった企業の内部留保の問題があると。これは、自民党の中でも、あるいは民主党のときからそうですけど、その内部留保に課税をするというふうな議論もあるぐらい、もう共通の問題になってきておりますし、安倍内閣になってからも、内部留保をどう国民の方に回すかという議論が政府挙げてされてきているところでございます。

その中で今回の税制改正の問題なんですけれども、私が本会議で安倍総理に、そうはいっても安倍内閣の四年間で内部留保は更に積み上がった三百九十兆にもなっているんじゃないですかというところで、問題点は共有するけれども国民に回っていないんじゃないかという質問をさせてもらったときに、安倍総理は、企業の内部留保の活用については、これまで取り組んできた法人税改革や

二十九年度税制改革で、先ほどありました所得拡大促進税制なども含めてインセンティブ強化して、前向きな取組を促しているところで云々という御答弁があったんですけれど、本当に今回の税制改正が内部留保を活用と言えほどの法人税改革なのかということを変え疑問に思うわけがあります。

研究開発税制についても議論がありましたので、いろいろ質問も省きますけれども、問題は、先ほど私の尊敬する藤末さんから何か経済産業省を代表したような質問がありましたけれども、他国と戦っているのは大企業だけじゃないんですかね。中小企業も戦っていますし、それぞれの社員の皆さんも戦っていますし、国民みんながいろんな競争と戦っている中で大企業が減税が多いんじゃないかということが問題になってきたわけで、何もこれ全部一遍に廃止しないなんて誰も言っているわけではないんです。ここに偏っているんじゃないかという問題意識をずっと持ってきたわけでありまして、これは、三年間の実績を見ても、毎年の減税額は六千億以上上って、資本金十億円以上の大企業が九割程度を占めて、しかも上位十社だけで三割から四割を占めているというところで、本会議のとき申し上げましたが、トヨタ一社で毎年一千億もの減税ということで、トヨタの利益は二兆円を超えているわけですから、そんな一千億もの減税がトヨタに必要なのかというのと、もう一つ、減税は、この研究開発もそうだと思うんですけど、政策効果といえますか、この方向にインセンティブ、誘導していくという目的が減税の一つのあれだと思ふんですけれども、この研究開発税制についていえば、これは我が党が言っているだけじゃなくて、いろんな研究者、学者の方もおっしゃっていますけれど、もうその政策誘導目的じゃなくて、ただの補助金になっっているんじゃないかというところから、政府税調でもいろんな指摘がされてきたわけでありまして、特に総額型というところに批判が集まっ

きたというふうに思いますけれど、二〇一四年の政府税調の報告書では、いろいろ長いんですけど、要するにこの総額型についてどのように政府税調では指摘しているか、紹介をさせていただけますか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。先生が御指摘となっております二〇一四年の政府税調、これは六月二十七日に政府税制調査会の中で取りまとめをいたしました法人税の改革についての中におけます研究開発税制に係る記載のことであるとあります。

この報告書の中におきまして、研究開発税制のうち総額型の税額控除につきましては、元々平成十五年度税制改正において法人税率引下げが見送られる中で導入された経緯があること等を踏まえて、今回の法人税改革の中で、税率引下げに合わせる大膽に縮減し、研究開発投資の増加インセンティブとなるような仕組みに転換していくべきと提言をされております。

○大門実紀史君 今、先ほど申し上げたように、インセンティブとなるような仕組みにこの総額型のところを見直して大膽に縮減すべきだというようなことを政府税調も提案をされていたわけでありまして、実際蓋を開けてみたら、しかも、この国会でも何度も取り上げてまいりまして、安倍総理も見直すというなおこととおっしゃってきただんですけれども、結局、今回蓋を開けてみると、ほとんど見直しというような大幅な縮減どころではないような状況になっているということでございます。

○大門実紀史君 私は研究開発全部要らないというわけじゃなくて、やっぱり中小企業、先ほどありましたが、本当に中小企業も海外相手に頑張っておりますから、もうちょっと中小企業が使えるような、使いやすというような研究開発減税の仕組みに、何らかの提案もさせてもらってききたいんですが、変えていくべきだということ、もう一つは、先ほど平木さんからありましたけど、所得拡大促進税制、私も同じ質問しようと思つて、もう答えられたので中身は聞きませんが、要するにこういうものにもっと財源を充てていくべきだろうというふうに思います。

これについても、本会議で総理は、めり張りを付けたんだと、つまり、この大企業の研究開発投資を増加させる場合は高い税額控除率を適用する、減少させる場合は従来よりも低い税額控除率を適用する、それでめり張りを付けたとおっしゃっていますけれど、これはもう言ってみればちょっと小手先の話だというふうに思うわけであ

ります。麻生大臣に伺いますけれども、やはりいろんな方が今まで何年間にわたってこの研究開発減税の、何も全部なくせという意味じゃないんですけれど、問題点を指摘されてきた点について、今後どのように、まあいろんなことがあつてこういうふうにして、このままではいいとは思われないですけれども、いかがお考えでしょうか。

と合わせてみれば約百七十億円ぐらいの増収となつておりますので、政府税制調査会の問題意識もある程度踏まえた改正となつてはいるんですが、さらに、こういったものについては今後ともいまだ少しこの流れを見て、どういった対応になつてくるかをよく研究してみなきゃいかぬところだと思つておりますので、研究開発というものは今後とも必要なものだと思つておりますので、こういったものがなくなるとこの国のちよつと存在意義がなくなりますので、そういったものが偏ったものにならないように、中小企業等々、いろんなものがうまくそういったところに利用、活用してもらえよう方法で考えてまいりたいと思つております。

また、今年度の平成二十九年度の税制改正において、この増加インセンティブを更に強化するたに、増加型を廃止した上で、総額型をいわゆる試験研究費の増減に応じて控除率というものを変動させるように仕組みを改めさせていただくことにしております。つまり、これまでの研究開発税制というのは、総額型に上乗せする形になつていて、研究開発投資というものを増加させる、そういった企業の支援として増加型を設けていたんですけれども、今般の改正では、総額型そのものにこうした増加型の要素を取り入れて、研究開発投資を増加させる企業に対しては重点的に支援しますというものに改めております。

また、大企業と中小企業と分けた方もいたしておりますし、そうした結果として総額型と増加型

一つ申し上げると、最低賃金を引き上げて中小企業にも大膽な支援をしながらという提案を、何度かもうこれは民主党政権のときからさせていたでいて、むしろ安倍内閣になつてからはよくいろいろ問合せもしてもらつたり関心持っていたいてはいるのかなと思ひますけれども、そのときに申し上げたんですけれど、こういう、この税制そのものが悪いとか、もうちよつと使いやすくなった方がいいと思ひますけれど、問題点があるということじゃなくて、これは賃上げをした企業に後から事後的に報奨をするというか、いう形なんですよ。これは、どんな理由があつてもとにかく上げ

たら減税されるということでありまして、そのインセンティブ、上げるインセンティブに全部なるかという点必ずしもそうじゃない仕組みなんですよ。

世界のこういう賃金税制を見ますと、やっぱりインセンティブを働かす、結果的にインセンティブになる場合もあるんですけども、事後的にただ報奨するということじゃなくて、アメリカでやりました、あるいはフランスでやりました中小企業向けの社会保険料の軽減もあるんですけど、中小企業対策というのは、もう大胆な金額でほんと減税します、負担を減らします、その代わり最低賃金を上げてほしいということをやったわけですね。これが、当初はいろんな心配があつて中小企業団体からも反対の声があつたんですけども、アメリカではいろんな州でもやりましたが、結局今は中小企業団体もそういうことをやってくれというぐらいに、地域の消費が拡大したというような経験があるわけでありまして、インセンティブを働かす方のこの所得拡大促進税制も研究していただきたいなというふうに思います。そういうことも併せて今後御検討いただきたいというふうに、もう議論がいろいろありましたので、それだけ申し上げておきます。

こういう税の問題が、公平で適正な課税ということと、いただいた税金は一円も無駄にしないというふうな議論をしているときに、また確定申告の時期、皆さんが非常に税に敏感になる時期に、国民の財産である国有地が何で九・六億のところを八億二千万も値引きしたのかと。もう素朴な疑問ですね、異常な安値じゃないかと。この疑惑が一向に解明されない、不信任が高まるばかりという状況が続いているわけでありまして、佐川さんによつと一般論でお聞きしますけど、財務省や財務局が不当に国有地を安く売却したとしたら、これ一般論ですよ、したとしたら何に引つかかるんですか。財政法ですか、国有財産法ですかね。問われるのは、そういう担当者は背

任罪に問われるということなんですかね。ちょっと基本的なことを教えてください。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

ちよつと具体的なその罪名まではちよつとあれですけれども、基本的には、財政法九条で私ども正当な対価で財産を売却することになってございまして、不当な値段で売却することは法令違反だと思つてございます。

○大門実紀史君 実は近畿財務局を相手に訴訟がもう起きるという状況でありますので、その辺の緊張感を持つて、やはり明らかにするところは明らかにしてほしいなと思つておられますけれども、

今日、風間さんとの質疑を聞いていて、我が党も予算委員会でも、近畿財務局の担当者の方にお名前も特定して申し上げて、これこれこういうことを聞いてほしいということを申し上げて、私の方からも後から連絡室を通じて丁寧に、これこれこういう内容を聞いてほしいということを伝えたいですけれども、今日の風間さんに対する同じ答弁で、委員会のときは、要するに、出所不明でよく分からない情報だと、そういうものを一々確認などいたしませんということなんですけれども。

国会議員が、週刊誌ネタで、週刊誌でこうなつていて、どうなんだなんて、それは幾ら何でもいかなるものかと言われても仕方ないと思うんですが、国会議員が直接入手した資料に基づいてその確認を求めたときに、あなたの資料は信憑性が無い、どのものか分からない、だから確認をしませんというふうなことがあつていいのとか、経験上も、私の経験から思うんですよ。国会質問に對して余りに失礼じゃないかというか、前提を欠いているといひますか、国会質疑に對する。直接入手しているんですよ、議員が。

今まで直接入手したもので国会質疑についていろいろやつてきているわけですよ。それを答える答えはない私たちの判断です、財務省が判断するんですというふうな言い方をされたことは、私、国

会に来て十何年ないんですよ。だから、ちよつと何か基本的なところが、今回のこの問題における佐川さん答弁というのは踏み越えているんじゃないかと思ひますけれど、いかがですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 恐縮ですが、お答え申し上げます。

大門先生以外にもほかの先生にもお答え申し上げておるところではございますけれども、確かに委員の皆様が手にされたということではございしますが、でも、私どもとしては、やはりそういう資料が、本當にどういう方で、どういう目的でということをお書きになつて、本當に明確にこういう方がお書きになつて、それで、例えば我が方の職員に何か明らかにそういう良くないことがあるとか、そういうことであればまた別でございしますが、そういう資料に基づきまして、私どもはふだんから業務において近畿財務局を含め各財務局から本省に必要な情報が必要となされておるところでございまして、そういう中で、個別にそういう情報について確認をするというのを差し控へさせていただいておるところを先ほどから答弁をさせていただいておるところでござい

○大門実紀史君 佐川さん、本當お疲れですよね、見ていて分かりますけど。あの塩川大臣のときの秘書官で、もう長いこと見ていますけれども。御自分がやつた時期じゃないところのところを一生懸命こうやつてガードしなきゃいけないのは、先ほど言いましたけど、訴訟まで起きている状態でありまして、そんなにガードを張らなくても、別にちよつと対応したつていいんじゃないかと思うんですよ。その方が佐川さんも楽になるんじゃないかと思うんですよ。何か、もう本當に切れちゃうんじゃないかと思つて見ているんですけれども、もうちよつと対応を。

それと、私は思うんですけれども、変だなと、私の経験上変だなと思うのは、今まで国有地問

題、私何回か取り上げてきているんですね。大手町開発ですね。規模からいへばこんな森友どころじゃないですよ、あそここの大手町の大開発ですからね。国有地を等価交換して、後で容積率を緩和してでかいビルを、経団連と日経と読売新聞も入っているんですよ、建てさせてあげたというのは。合法的だけど非常に疑問を持たれた大手町開発もこの委員会でも取り上げましたし、朝霞の国家公務員宿舎の売却の問題も取り上げました。

ただし、そのときは、地方の財務局の担当者のいろんなことも全部聞いたら問合せしてくれて、直接私がヒアリングをさせてくれて、そういうことであつたんですよ。今も、ふだんも、地方財務局とか地方の国税局とか、いろんなことがあつても、ちゃんと財務省に言えば分かりましたといつてそれを問合せしてくれて、ちゃんと返事が返ってくるんですよ。なぜこの問題だけ一切対応されないのかというのが、この国会対応というか、経験上不思議なんです。聞いたら何が駄目なんです。

私、名前申し上げたあの近畿財務局の方に聞いて、忘れていたとか分かりませんとか答えませんでしたでもいいんですよ。聞かないというのが分からないんですけれども、問合せもしないというのが分からないんですけれども、もう一遍どうですか、その辺、佐川さん。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

一般的に、国有財産に関する処分とか諸手続きにつきましては、先生方からお問合せがあれば、それは各財務局にお願いして、その問合せについてはきちんとお答えをさせていただいておるところはもう通例でござい

本件につきましては、繰り返しで大変恐縮でございまして、どういふ記録でどういふメモなのか分からないという中で、そういうことがずっと出てくることに個別にそういうことについて調べていくということについては、我が方、

やっぱりふだんから各財務局と本省の間での情報共有の中で判断している中では、その個別の情報について全部確認していくというのは控えさせていた方がいいということでございます。

○大門実紀史君 まあ、委員長、先ほどもありましたけれど、やっぱり委員会としてきちっと、今までの財務省とこの国会との国会質疑における財務省のこの関係にも根本的に関わる問題でありまして、きちっと理事会でこの対応については協議をしていただきたいということをお願いして、具体的なおことは我が党の問題での責任者であります辰巳孝太郎委員から質問をさせていただきます。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

森友問題を取り上げます。

この森友学園への国有地売却契約は異例と優遇が重なり合ったものだと言わなければなりません。そもそも大阪府の認可のための審査基準は、土地は原則自己所有と定められておりまして、貸主が国や自治体の場合は例外的に認められますけれども、ただ、借地の上に校舎は建てられない、認められないということになっております。この取引は、当初は十年間の有償貸付契約から始まりまして。大阪府の松井知事は、今になって、この審査基準に抵触する可能性があるとして、一連の経緯を調査すると言いついておられます。つまり、事の始まりから森友学園の小学校建設のためにその運用と解釈がねじ曲げられた、疑惑にまみれた国有財産の売却だということだったと私は思うんですね。

国も大阪府と様々な協議を重ねてきたんだと、こういうふうな答弁をされていると思いますけれども、改めて、理財局、聞きますけれども、基準に抵触する認可に国が手を貸したということにこれなってしまう可能性があるんじゃないでしょうか。どうですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

私も、公的な用途で国有地を処分する場合には、まずはその事業の許可認可主体の判断が示されることがもう大前提でございます。そういう意味では、許可認可の主体の判断を受けて、私どもも国有財産の地方審議会を開催して処分の相手方とか処分方法について決めさせていただいているということでございます。で、ちょっと今先生がおっしゃられました事前のところかどうかということよりも、私どもは、二十七年一月の私学審議会において条件付でも認可適当という申請を受けまして、翌二月に国有の地方審議会を開催させていただいたということでございます。

○辰巳孝太郎君 ですから、その部分で法や条例、設置基準に抵触しているんじゃないかということが問われておつて、そして、国や大阪府というのはそれらについても協議してきたはずなんです。大阪府は、学園が買い取ること、学園がこの国有地を買い取ることになっており、基準を満たすと考えたと言っております。大阪府が認可を出せば国は契約に走る、手はずは整っている、こういうことまで審議会の中で議事録に残っております。

大阪府は、国からの働きかけがあったと言いつて、まさに財務への懸念が噴出し、結論が出なかつた二〇一四年十二月の私学審と、一転条件付認可適当と答申が出された二〇一五年一月の私学審をめぐって、国との協議記録はないと、こういうことまで言い出しておりますから、これはやはり真相究明のためには、当時の財務局、理財局、責任者である迫田前理財局の局長を参考人としてこの委員会でも招致したいと思つています。委員長、お計らいください。

○委員長(藤川政人君) 理事会にて協議いたします。

○辰巳孝太郎君 さて、今日は、放置された廃材問題を軸にお聞きしていきたいと思つてですね。二〇一五年五月二十九日に有償貸付契約が締結

をされました。まず、地下埋設物の撤去と土壌汚染対策が建設のためには必要となつております。確認しますけれども、この二〇一五年の有償貸付契約において不動産鑑定で示された埋設物の推定量と処理費用というのは幾らになっておりますか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

不動産の鑑定評価のお話でございまして、委員がおっしゃっているのは二十七年の四月の鑑定評価ということでありまして、四月の鑑定評価で地下埋設物の除去費用は七千万円、土壌汚染除去費用は五千万円ということでございます。(発言する者あり) 地下埋設物の除去費用を見ますと、推定でございますが、推定の重量で約一万一千七百九十トンというふうに示してございます。

○辰巳孝太郎君 この一万一千七百九十トンという埋設物の量、これを是非覚えていただきたいんですね。それだけの量の埋設物が元々想定をされていたわけでありまして。

それではもう一度確認しますが、二〇一五年の七月から十二月までに森友側が実際に処分をした埋設物の量と費用というのはお幾らでしたか。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。

平成二十七年七月二十九日から平成二十七年十二月十五日までの間、森友学園におきまして、かつて住居、道路等があったことなどに伴う地表工作物、地中埋設物の撤去を行つてございます。それで、撤去された量でございましてけれども、実績値で七百二十トンでございます。

○辰巳孝太郎君 つまり、これ推定量よりかなり少ないわけですね、一万一千七百九十トンと、実際に取り出されたのは七百二十トンですから。実際の埋設物というのはそれだけだったんですか、七百二十トンだけだったんですか、どうですか。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。先ほど申し上げました森友学園による地表工作

物及び地中埋設物の撤去でございましてけれども、撤去いたしましたのは配水管やマンホール、それからアスファルト、コンクリート殻、こういったものでございます。

○辰巳孝太郎君 つまり、廃材というのは残していたということよろしいですね。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。

撤去したものが配水管やマンホール、アスファルト、コンクリート殻ということでございますので、御指摘の廃材というものについては残つていたということだろうと考えてございます。

○辰巳孝太郎君 つまり、コンクリートや配水管、これらなどは七百二十トンでありまして、残りの一万トン以上の廃材はその場に置いてきたということになるわけでありまして。ですから、その廃材は処分されておりましたから、当然有益費としての支払は行われなかつたということでありまして。

その後、国は二〇一五年の十一月に一旦現地調査を行つて七百二十トンの埋設物処理を見届けております。既にこの時点では土地の表面というのはきれいに整地をされているんだと、こういうことを説明をしているわけでありまして。しかし、なぜわざわざ残したのかということ、これが疑問の一つなんです。

確認しますけれども、この二〇一五年の五月二十九日の締結されている国有財産売買予約契約書において、この二〇一〇年の土地調査において既に明示されている、つまり先ほどの一万一千七百九十トンですね、この明示されている敷地内にある埋設物の補償についてはどのように規定されていますか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

国有財産売買契約書の三十一条の特約条項の件でございますが、乙は、土地履歴調査報告書、地下構造物調査業務報告書、土壌汚染報告書等です

ね、に記載の地下埋設物の存在及び土壌汚染の存在等を了承した上、売買物件を買受けるものとするというのが一項でございます。

○辰巳孝太郎君　つまり、これは三十一条のその三に、今示された、二〇一〇年の土地調査において示された一万一千七百九十トンというのは、これはもう既に明示をされておりますから、売買契約に移ると、これはもう隠れた瑕疵には当たらないので、隠れた瑕疵ということになると補償しなければならなくなるけれども、既に明示をされておりますから、これはもう既に明示されているので隠れた瑕疵に該当しないので瑕疵担保の補償は行わないと、こういう条項であります。国は既にこの土地調査で深さ三メートルまでの埋設物、これ

処理費用は有益費で償還払いますけれども、売買契約に移行するとそれはもう隠れた瑕疵ではないから補償はしないんだと。

そうしますと、売買契約後に森友側が、置いてきているわけですね、廃材を、一万トン以上ですよ、補償してくれと言っても、今度は自腹での処理が森友は必要となるわけでありまして。しかし、実際には、その埋設物のほとんどを森友側は処理せずに置いていたわけですから、放置をしたわけでありまして。貸付契約期間中に森友側がこれ撤去すれば、国が有益費として費用を全部きちんと精査をして負担してくれるのに、あえてそれをせずに放置をしたということなんですよ。これ、誠に理解に苦しむわけですね。

ところが、ウルトラCの契約がその後結ばれるわけですね。翌年の二〇一六年二月から始めたくい打ち工事において、皆さんがおっしゃるように、九・九メートルの深いところから新たな埋設物が発見をされたとして、その分などを八・二億円と見積もって土地評価から控除し、一億三千四百万円で見積もったわけでありまして。くいの長さは九・九メートルなんだと、それ以外の部分は三・八メートルで補償したんだと。その体積に二〇一〇年に示された廃材の混入率四七・一％を掛け

て、埋設物の量は一万九千五百トンと算出をして、これを控除し、算出をしたわけですね。

しかし、先ほどあえて残しておいた一万一千トン、これを思い出していただきたいんですね。これは本来は、今契約に、おっしゃっていただいたように、売買契約においては隠れた瑕疵ではもうありませんから、これ補償はされないはずなんです。八・二億円、この分は除外されているんでしょうか、どうでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君)　お答え申し上げます。

今委員御指摘の売買予約契約書に付いておりまして別紙の国有財産売買契約書の三十一条のことをまず委員はおっしゃられております。その件につきましては、これは、契約時点におきまして、二十七年五月でございますが、契約時点において明らかとなっております地下の埋設物につきましては、これは隠れた瑕疵には該当しないということとを明確化している趣旨でございます。

一方で、本体の国有財産売買予約契約書がございますが、その四条におきましては、この売買予約契約においては、価格の算定の際には算定時における地盤の現況を価格要素として考慮することとしておりまして、この意味では、明らかとなつていられる瑕疵につきましては土地の評価に際して減価要因として考慮するというところでございます。

したがって、既に見付かっていた地下の埋設物につきましては、これはもう土地の貸主として対応が必要なものがございますので、先ほど委員がおっしゃいました二十七年の七月から十二月にかけての有益費、マンホール、コンクリート等の撤去工事が行われましたが、まだこの時点で廃材等残っておりますので、買受に移行する中で新たに発見されました地下埋設物とともに撤去費用を見積もったということでございます。

○辰巳孝太郎君　いや、だから、それがおかしいと言っているわけですよ。皆さんが見積もった一

万九千五百トンの中には、あえて残した廃材として一万トン以上が残っているわけですよ、残っているわけですよ。それを新たな売買契約でそれも含めて八・二億円をやったと、こういうわけでしょう。それがおかしいと言っているわけですよ。そこを正当化していただいたら困るわけですね。

つまり、本来は補償する必要のないものを含めて補償したということでありまして。そうでしょう。新たな埋設物と言いますが、一万トン以上の部分というのは新たな埋設物でも何でもありません。

これ、有益費で処理せずに評価額から控除すると、これで一体誰が得したのかということなんです。もしも有益費として処分した場合、土地はきれいになるわけですね、森友側は。しかし、森友側にとっては、お金の出入りというのはプラス・マイナス・ゼロなんです。払った分を戻してくれる、これはプラス・マイナス・ゼロなんです。ところが、今回のスキームでは、これは販売金額そのものを直接値引きしたわけでありましてから、森友側とすれば、結果的に一億三千四百万円のキャッシュさえあればいいということになるわけでありまして。

しかも、埋設物を処理したかどうかは、これは八・二億円、国は関知せずと言っているわけでしょう。確認する必要もないと言っているわけでしょう。実際、籠池氏は、この埋設物撤去に一億円ぐらいしか掛けていないというふうに発言をしているわけでありまして。つまり、この契約が問題だということを私は言っているわけですね。

政府は、この控除額というのは適正だということを答弁し続けてきたわけでありまして。しかし、本当に適切、適正であれば、ここまで問題にはなりません。九・九メートルというのはくいの長さが根拠だというのが政府の説明ですけども、これはまたの機会に議論したいと思っておりますけれども、今日は九・九メートル以外のところ、つま

り、くいは九・九ですけれども、それ以外というのは三・八で算定をしたというのが皆さんの算定方法ですね。

確認しますけれども、この三・八メートルの根拠というのは一体どういうものですか。

○政府参考人(佐藤善信君)　お答え申し上げます。

委員の御指摘は、今回の見積りに当たりまして、三・八メートルまで廃材等があると想定した理由ということと理解して答弁をさせていただきます。

本件土地の売買契約では、将来地下からのような埋設物が出てきたといたしましても買主は売主である国の責任を追及できないということになってございます。このため、売主の責任を追及できない代わりに、土地の価格を決めるに当たり、将来埋設物が出てくるリスクの分だけ土地の価格を引き下げておく必要があるということでございます。そこで、将来埋設物が出てくるリスクを見込みましてどれだけ価格を下げておくべきかということと、将来見込まれる地下埋設物の撤去処分費用という形で見積もったわけでございます。すなわち、地下埋設物の撤去処分費用の見積りに当たりましては、検証可能なあらゆる材料を用いまして、将来にわたってリスクとなり得る地下埋設物の存在範囲を想定しているということでございます。

このような考え方で見積りを行っておりますが、くい掘削箇所以外の部分の深さを三・八メートルとした理由を申し上げます、まず本件土地の地下埋設物については、平成二十二年の地下構造物状況調査におきまして、三メートルを超える深さのところにおいて廃材等のごみがあるということが確認されております。また、平成二十八年三月十一日に森友学園から近畿財務局に対して新たな地下埋設物が発見されたとの連絡があり、これを受け、工事関係者が試掘を行ったところ、三・八メートルの深さで地下埋設物、これは廃材とか

廃プラスチック等のごみでございしますが、が発見され、三月三十日に近畿財務局が現地確認を行い、さらに四月五日に大阪航空局と近畿財務局が現地確認を行い、試掘場所周辺に廃材等と混じった土砂が積み上げられているというのを確認しております。

さらに、本件土地の北側や西側につきまして、昭和四十年代初頭まで池や沼でありまして、その後、昭和四十二年から四十三年にかけて埋立てがなされ、急速に宅地化が進んだことが確認されているほか、当時は大幅に規制が強化されました昭和四十五年の廃棄物処理法の施行前でありまして、廃材等の不法投棄などにより、宅地化の過程あるいはそれ以前から、地下の深い層から浅い層にかけて廃材等を含む相当量のごみが蓄積することになったと考えられております。

このため、本件土地の撤去処分費用の見積りに当たりましては、くい掘削工事箇所以外の部分について、深さを三・八メートルと想定して見積りを行ったというところでございます。

○辰巳孝太郎君 それを聞いても、なぜ三・八にしたのかよく分からないんですね。

今、局長の答弁では、工事関係者が試掘を行って、それを三月三十日に財務局、皆さんは四月に入ってから確認をされたということなんですけれども、これ、三・八メートルというのは、皆さんは物差しで測って確認をされたんでしょうか。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、新たな地下埋設物が発見されたとの連絡がありまして、これを受けて工事関係者が試掘を行ったところ、三・八メートルの深さで地下埋設物が発見されたということでございますが、これにつきましては工事関係者が撮影をいたしました写真によって確認をしております。

○辰巳孝太郎君 写真を見て三・八メートルだと考えた、決断した、判断したということでしょうか。

しいですか。
○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。

判断をした根拠は、写真だけではなくて、先ほど申し上げましたように、そもそも平成二十二年の調査の結果、それから現地を確認したところ、試掘場所付近、周辺に廃材等と混じった土砂が積み上げられていたことを現に確認をしていること、さらには、本件土地の北側や西側が昭和四十年代まで池や沼だったと、こういったことを総合的に勘案をして、見積りに当たっては、くい掘削工事箇所以外の部分については深さを三・八メートルとして見積りを行ったということでございます。

○辰巳孝太郎君 皆さんは物差しで測ったわけじゃないということでしょうか。これだけ確認します。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。

私どもの職員が、職員が物差しで測ったというわけではありませんが、現地確認を行ったときには試掘場所周辺に廃材等と交じった土砂が積み上げられていることを現に確認をしているということでございます。

○辰巳孝太郎君 ですから、何の根拠にもならないんじゃないですか。

局長、今、新たな埋設物とおっしゃいましたけれども、これ本当に新たなんですか。先ほど我々が議論してきましたけれども、一万一千トンもの廃材が残されているんですよ、地下三メートルまでのところに。これ取り除いていませんから、これ新たなと言える保証は何があるんですか。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。

今私が新たに申し上げましたのは、平成二十八年三月十一日に森友学園から近畿財務局に対して、九・九メートルまでの深さのくい掘削工事を行った過程において新たな地下埋設物が発見され

たとの連絡があったということでございます。これを受けて工事関係者が試掘を行ったところ、三・八メートルの深さで地下埋設物、廃材、廃プラスチック等のごみが発見されたというものでございます。

○辰巳孝太郎君 ということは、局長、九・九メートルの分は新たなだけども、三・八メートルとされた分というのは新たな埋設物ではない可能性もあるということをお認めになるということですね。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、平成二十二年の地下構造物状況調査においてはおおむね三メートルまでを対象とした調査を行ったわけですが、三メートルまでの深さのごみに加えて、一部三メートルを超える深さのところにおいて廃材等のごみがあるということが確認されております。

○辰巳孝太郎君 だから、なぜ三・八メートルが全く分からないんです。なぜ四メートルじゃないのか。なぜ三・五メートルじゃないのか。なぜ三・八メートルにしたのかというのが局長の答弁じゃ何も分からないんですよ。何の根拠もないということじゃないですか。

今日、資料にも付けました。三月三十日のこの三・八メートルと根拠となった試掘場所、合計で七カ所あるんですよ。試掘を行っております。そのうち三カ所は校舎の下にあるんですよ。これは校舎の下ですから、二百八十六本打ち込んでいます。かなり密に打ち込まれておりまして、試掘場所その全ての箇所でのくい掘削箇所にも当たってくるわけですね。

二月から始まったくい打ちにおいて、九・九メートル、ごみが出てきたと。で、九・九までを補償したというのがこれまでの従来の政府の説明ですけれども、仮にそれが正しいとして、じゃ、校舎の下のくい以外の部分で、なぜ九・九メートル

ルまで掘り下げて、この三月三十日の分ですよ、ごみがあるか確認して補償しなかったんですか。これどうですか。

○政府参考人(佐藤善信君) 九・九メートルの方の關係につきましては、三月十一日に森友学園から近畿財務局に対して、九・九メートルまでの深さのくい掘削工事を行った過程において新たな地下埋設物が発見されたという連絡がございまして、これにつきましては別途現地の確認というものを行っております、まず……(発言する者あり)

○委員長(藤川政人君) 挙手の上、発言願います。

○政府参考人(佐藤善信君) 九・九につきまして、三月十四日に現地で職員が直接、現地に赴いて直接確認をしておいて、そのときに工事関係者からヒアリングを行い、九・九メートルのくい掘削工事の過程において廃材等が発見されたということ報告を受けるとともに、廃材等を多量に含む土が広範なエリアに積み上がっていることを確認をしております。

それを受けて工事関係者の側で更に試掘を行ったところ、三・八メートルの深さで地下埋設物が発見されたという連絡が近畿財務局にありまして、これを受けて三月三十日に近畿財務局が現地確認を行い、また四月五日には私どもの大阪航空局と近畿財務局とで現地確認を行ったということでございます。

○辰巳孝太郎君 いいですか、そこが矛盾しているんですよ。くいと同じ場所を掘っているんですよ、校舎の下を掘っているんですよ。くいを打ったときには九・九メートルからあるって言っているんですよ。あつたって言っているんですよ。それが皆さんの根拠なんです。その同じ校舎の下で皆さんは試掘をしているんです。だけど、その部分は三・八しか見ていないんですよ。そういうことなんです。これが何でかというのを、皆さん、何にもお答えにならない、お

答えできないわけですよ。いや、あるということだったら九・九メートルまで、くい以外のところも、校舎の下はですよ、補償しなきゃならなくなるんですよ、皆さんの理屈からいってですよ。

今日、私、資料に付けましたけれども、例えばこの建物の部分を九・九メートルまで補償したらどれぐらいの補償費用になるのか、私、計算してみました。一番下の部分ですけれども、これ、大体十億円超えるんですよ。四メートルの深さまで補償したらどうなるか、これは八・六億円。五メートルでも、これ三・八メートルの部分ですけれども、五メートルまでやったら十・五億円なんです。これ、土地の評価額、更地価格を超えちゃうんですよ。

ちょっと確認します、理財局。更地価格を超えるようなこういう補償というのはできるんでしょうか、どうですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。現実にはその更地価格を超えるような、そういういわゆる撤去費用とか様々な費用があるケースがあるかどうか、ちょっと手元にございませぬが、いずれにしても、そういう場合につきましては、そのときの状況に応じて、後々のその管理コスト等も含めて考えてケース・バイ・ケースで判断していくということだろうと思います。

○辰巳孝太郎君 そういうふうに契約、売却した国有地はありますか。

○政府参考人(佐川宣寿君) 今申しましたように、手元にちょっと資料がございませぬが、そういうケースが仮にある場合には、様々なコスト等も勘案しながら、状況に応じてケース・バイ・ケースで個々に判断していくことになるだろうというふうに申し上げております。

○辰巳孝太郎君 結局、私は、八・二億を値引きして一億三千四百万円という価格で販売するための恣意的な見積りだと私は言われても仕方ないと思います。しかも、工事関係者の証言による

と、グラウンド部分のゴミは撤去しなかったんだと、しかも三・八メートルの部分でも一・五メートルほどしか撤去しなかったと証言をしております、こう報道されております。

確認しますけれども、この撤去されていないグラウンド部分と撤去されていない建物部分、一・五メートルから三・八メートルまでの撤去費用というのは、これは八・二億円のうちどれぐらいを占めるんですか。

○政府参考人(佐藤善信君) 今日午前中に通告をいただいた問いでございますのであくまで簡単な試算ということなんですけれども、その前に、その試算の考え方と、先ほどちよつと申し上げました私どもの見積りの考え方がちよつと、全く、どう言えいいんでしょうか、違うものでござい

ますので、もう一度ちよつとその見積りの、我々の見積りの考え方を……(発言する者あり)要するに、今回は、本件土地の売買契約におきまして、将来にわたって本件土地が抱える一切の瑕疵について売主である国の責任を免除する特約が付けられているということでございます。

したがって、この見積りはあくまで将来見込まれるリスクを見積もったものでありまして、土地の買主に地下埋設物を見積りどおりに撤去する義務を課すものでもありませんし、また、土地の買主が地下埋設物を見積りどおりに撤去することを前提としているわけではない、これをまずは言った上で積算をさせていただきまして。

それで、土地部分をまず除きまして、建物部分の深さについて一・五メートルから三・八メートルの間だけに廃材を想定して計算をいたしますと、全体で撤去費用は……

○委員長(藤川政人君) 時間が参っております。○政府参考人(佐藤善信君) 約三・二億円ということでございます。

○辰巳孝太郎君 ということは、グラウンド部分も合わせると、グラウンド部分が三・六億円ですから、今三・二億円とおっしゃいましたね。つま

り、少なくとも六・八億円は、八・二億円のうちですよ、六・八億円は少なくとも過大だったという可能性があるということじゃないですか。

○委員長(藤川政人君) 時間を過ぎております。○辰巳孝太郎君 これはもうゆゆしき問題ですよ。引き続き、国有地の不当販売の追及を進めていきたいと思っております。

○委員長(藤川政人君) 辰巳委員、おまとめください。○辰巳孝太郎君 ありがとうございます。○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。よろしく願っています。

まず、ちよつと質問通告していないんですけれども、先ほど大門委員、それから午前中に白委員ちよつと気になったので、質問通告はないんです。が、ちよつと確認をしておきたいなと思っております。その後、岩田副総裁に、ちよつとこれは副総裁ということじゃなくて、学校の先生ということを確認させていただきたいんですけれども、麻生大臣が白委員の内部留保に関する質問に対して、回答で、内部留保を減らすには配当金を増やすか労賃を増やすかそれとも設備投資を増やすかという御回答をされたと思っておりますけれども、それはそういう回答でしたでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的に、あらかじめ質問通告がないことには答弁しないことになっておりますので。

○藤巻健史君 まあ私はそういうふうにお聞きしました。内部留保を減らすには配当金を増やすか賃金を増やすか若しくは設備投資を増やすかというふうな。これ、大臣は何回かおっしゃったと思うんですよ。別に大臣だけじゃなくて、前の予算委員会とか財政金融委員会と同じような発言を何度か聞いたんで、ちよつと気になったので申し上げます。

私も、公認会計士試験三回おっこっていますから、それなりに簿記の知識があるつもりではある

んですが、内部留保を減らすためには、確かに配当金を増やすとか、それから労賃を増やすというのは分かるんです。それはもちろん簿記上では左が借方、内部留保、貸方、現金とか当座預金とか普通預金になりますから当然内部留保は減っていくんですが、設備投資を増やしても負債サイドの内部留保は全然変わらなくて、資産サイドの現金若しくは普通預金が工場とかそういうだけに変わるだけなわけですよ。ですから、内部留保を減らすために設備投資を増やすという考え方はよく議論に大臣だけじゃなくて出るんですが、それはちよつと間違えた議論なので、ちよつと抵抗感がありますので、一応念を押しておきたいんです

が。特に、もう一つだけ申し上げちゃうと、アメリカの企業というのは、企業を持ち主というのは株主ですから、配当金を増やせ増やせという物すごい要求があつて、それがゆえに内部留保が減るわけですよ。

まあ何はともあれ申し上げたいことは、設備投資では内部留保は減らないと。トヨタだって、たしか、もう本当にうろ覚えですけど、あれだけ設備投資をしても一兆円以上の内部留保があるかと思うんですが、その辺について、学問的に、岩田先生、教えてください。

○参考人(岩田規久男君) 内部留保と設備投資の関係ですか。

○藤巻健史君 設備投資を増やすと内部留保が減るかという話です。

○参考人(岩田規久男君) それは藤巻先生のおっしゃるとおりだと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) よく思い出して議事録を拾っていただくとよく分かると思うんですが、内部留保が増える割には、増えているほどには設備投資が増えている、企業は減税減税と言うけれども、減税されて得た利益を何にしておるんですかということが基本的にずっと申し上げている点だと記憶します。

○藤巻健史君 分かりました。

大臣だけじゃなくて、大臣がまあどうおっしゃったのか分かりませんが、よく誤解をされてますので、一応それだけ、今後の議論で内部留保を減らすために設備投資を増やすというのは余り今後とも間違えていまずので聞きたくない。私も会計士、四回目で受かったわけじゃなくて諦めたわけで、それほど完璧な知識ではないとは思いますが、それは違うということだけはちょっと申し上げておきたいと思っています。

質問通告の質問を始めたんですが、十五日にアメリカが利上げをしました。政策金利〇・七五から一％に上げたわけですが、そのとき、FOMCのメンバー十七人の今後の政策金利の予想が、今年二回、来年三回、再来年三回ということ、二〇一九年末には二・七五から三％になると、こういう予想が出ています。

日本もそれだけの、今後二年間、二％の金利を上げるだけの経済力があるか、景気は良くなるのか、岩田副総裁にお聞きしたいと思います。

○参考人(岩田規久男君) ただいま日本銀行は、長短金利操作付きの量的・質的金融緩和の下で、経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、二％の物価安定の目標に向けたモメンタムを維持するために、金融政策、最も適切と考えられるイールドカーブを形成することを促しております。

現状では二％の物価安定の目標はまだかなり遠い距離がありますので、これができるだけ早期に実現するために、現在の金融市場調節方針の下で強力な金融緩和を推進していくことが適切であると現状は考えております。

○藤巻健史君 今お聞きしていると、デフレ脱却ということとアメリカ並みに二年間で二％の政策金利を上げるというのはちょっと難しいんだろ。なという感想を持ったわけですけど、その場合、アメリカは二％上げる、日本はなかなか難しいとなると、かなり為替がドル高円安の方向に行くと思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 今おっしゃっているのは日米の金利差の拡大によって円安が起る可能性があるということですが、その可能性はあるというふうには認識しておりますけれども、ただ、それがずっと、どんどんどんどん為替安になるというわけじゃなくて、金利差以外にもいろいろな要因によって為替は変動します。リスクオフになったりリスクオンになったりとかいろいろな要因によって変化しますので、今言った状況ですと為替安が傾向として続くというふうにはちょっと私は予想しておりません。

○藤巻健史君 為替が動く要因についていろいろありますけれども、やはり金利差というのが、まあ金利差と、あと経常収支の動きというのが極めて大きい要素を占めると私は現場にいて思っておりますが、そうしますと、何はともあれ金利がかなり拡大していくだろうということになると私はインフレになると思うんですね。要するに、自国通貨安、円安というのは日本をインフレに導くのではないかと思います、その点についてはどうでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) おっしゃるとおり、短期的には為替レートの変動に伴って輸入物価が上がるとか、あるいは、そのほかでもエネルギー価格などいろいろな要因が物価の動向に作用しますけれども、物価の基調ですね、これを規定する要因は、やはり経済全体の需給ギャップ、それと中長期的な予想物価上昇率がどうなるかというんで、やや長い目で見た場合には為替レートが物価上昇率にどのような影響を与えるかというのは一概には言えないというふうに思っております。

○藤巻健史君 去年の十一月にバンク・オブ・イングランドが、今年のイギリスのインフレ率を二・〇から二・七に上げたと思うんですね。そのときの唯一の理由が、EU離脱でポンド安が進行したからという理由だったと思うんですが、まさにバンク・オブ・イングランドは、通貨安、ポンドで自国通貨安がインフレを導くと、こういうふう

うに理解して予想、消費者物価、CPIの上昇率を二・〇から二・七に上げたんですね。ということ、やはり日銀においても、円安が進めばかなりインフレ率が上がるというふうに私は思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 今、最初申し上げたように、確かに短期的には為替が物価に影響を与え、ということとはそのとおりだということに思います。ただ、為替レートというのは、それが物価の上昇率、前年比で見た上昇率ですが、その与える影響は、円安とか円高という方向は、これは一方的に、もう長期的に非常に長い間続くということではない限りいざれ剥落する問題でありますので、先ほど言ったように中長期的な物価上昇率を決めるのはあくまでも需給ギャップと中長期の予想インフレ率だということに思っております。

そういう考え方で、日本銀行は、決して円安に依存する形で二％の物価安定目標を達成しようとする考え方は持っておりません。

○藤巻健史君 今、需給ギャップが決めるとおっしゃいましたけれども、円安が進むということ、外国、世界各国の消費者に対して日本の製品がめちゃくちゃに安くなるわけで、需要がすごく増えるわけですね。ですから、需給ギャップなんて簡単に需要過多になっていって、そういう意味でも為替というのは非常にインフレ率に関係あると思うんですが、需給ギャップが決める、ということ、それこそ円安がインフレ率を決めるというふうに言えるんじゃないですか。

○参考人(岩田規久男君) 円安によって需給ギャップが縮小するのではないかと、あるいは、あるいはマインス幅が縮小するとか、あるいはプラス幅が拡大する、ということだと思っておりますけれども、御案内のとおり、日本銀行、最初、円安随分進んだわけですね、あのQQEのときに。しかし、なかなか実は輸出が増えないというようなことで、現在はやっぱり為替レートが輸出に及ぼす

影響あるいは輸入に及ぼす影響というのは随分昔と変わってきていて、いろいろそれ以外の要因でもって、例えばサプライチェーンを形成するためいろいろなところに世界の企業を立地をするということ、円安になったからといって必ずしもすぐ日本に戻ってきて日本から輸出するというようなことには実はならないということがこの間の経験でそれが分かったわけでありまして、余り今円安に頼って需給ギャップを縮めるといようなことはなかなかうまくいかなくなっている状況じゃないかというふうに認識しております。

○藤巻健史君 それはちょっと、お聞きしていると認識が間違っているんじゃないかと思うんですけど、要は、今円安が進んだけれどもなかなか消費者物価指数は上がらないとおっしゃいましたが、今円安が進んでいないから消費者物価指数は上がらなくなっちゃったんじゃないですか。要するに、異次元の量的緩和を始める前に、七十円、八十円から百円ちょっとだったかな、まで行つたときにはかなり円安が進んで、一昨年の暮れ、百二十五円ですよ、ドル。そこまで順調に消費者物価指数伸びていたけれども、昨年は百二十五円からどんどん百二十円ぐらいいまで円高になっちゃった、だから消費者物価指数が上がらなかつた、こういう解釈で、要するに、もうちょっとビビッドに見ますと、明らかに消費者物価指数と円安との関係、円安と消費者物価指数というのは非常にコリレーションが高かつたというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○参考人(岩田規久男君) 確かに昨年後半にかけて円高になったわけですね。それが現在の消費者物価、前年比の下押しに寄与していることは確かだというふうに思います。ただし、より本質的には、原油価格の下落などの外的要因によって実際の物価上昇率が下落する、過去の物価上昇率に引きずりやすい予想物価上昇率がそれによってまた下押しされるということが主たる要因ではないかというふうに認識して

おります。

○藤巻健史君 本当にそう思っているんじゃないですかね。私、原油価格なんかよりもよっぽど為替のレートの方が大きいと思ってるんですけどね。

ある政府のブレーンの方と私飲んだことがあるんですけど、この三十年間、日本経済が低迷したのは円高のせいだということで、私は非常に彼とアグリして随分お酒を飲んだんですけども、そのときに彼は、その円安にする、進めるために量的緩和をするというふうにおっしゃっていましたが、それは違いますか。

○参考人(岩田規久男君) 量的金融緩和をした場合、他の国が一定程度の金融政策をしているというふうなときには、金利差等からしばらくの間円安は進むということはあると思うんですけども、それがずっと続いていくということではないというふうに思います。

結局、何度か何度か、どんどん円安になれば経済が良くなるということではないと、円安の面では、円安になり過ぎれば逆に悪い面もあるわけですので、やはりできるだけ経済いいという、例えば完全雇用であるとか、そういったようなことと物価も二%で安定しているという、そういうものと両立するような為替レートが結局フィッダメンタルズに基づいた為替レートになるのではないかとこのように思います。

○藤巻健史君 先ほど、いや、今副総裁は他国が金融緩和をしていけば余り変わらないとおっしゃいましたけど、今アメリカは明らかに金融緩和から脱して金利を上げる方向に入っていると。日本はなかなか上げられない、まだデフレから脱却していないということであるならば、明らかに、中長期的には知りませんよ、この一、二年ではかなり円安ドル高が進むというふうにお考えになりますか。

○参考人(岩田規久男君) 一、二年、長さはちょっと分かりませんが、ある程度アメリカの金

利が上がってきているという状況であれば、日本の金融政策が今の状況であれば円安の方向はあると思います。

しかし、実際にはいろいろな経済にはリスクがあります。ブレグジットのリスクもあるでしょうし、ランプ政策にも不透明性があつたり、いろいろあります。不確実性もあります。

そういうふうになったときには、不確実性があつたときには大抵リスクオフになって円高になるというふうなこともありますので、単に金利差だけでは、順調、順調といいますが、スムーズにこの一、二年の間ずっと円安が進むというふうには予想するのはちょっと確信が持てないという状況であります。

○藤巻健史君 リスクオフになったら円高になるというふうにおっしゃいましたけれども、これは単にマスコミを始めみんなが円は避難通貨であるというふうに言いまくっているからだけであつて、実質的には関係なくて、私は円は危険通貨だと思ってるんですけどね、単なる言葉の遊びというか。ということ、そんなにリスクオフになつても円高は進まないんじゃないかなとは思っています。

基本、お聞きしているところはやっぱり日米金利差が開いていけば円安が進むだろうということだろうと思うんですが、お渡しした資料を見ていただきたいんですけども、これ、バブルのとき、一九八五年から一九九〇年のバブル、狂乱経済と言われたバブルですね。このときの消費者物価指数見ていただきたいんですが、極めて安定しています。八六年から八八年、〇・五%、全国総合で。今、日銀が目標としている二%よりもかなり低い。でも、経済はあんなに狂乱したんですよ。

なぜこんなに消費者物価指数が低かったというふうに思われますか。岩田副総裁、お願いします。

○参考人(岩田規久男君) この時期に非常に消費

者物価上昇率が低かった一つの要因は、恐らく藤巻議員がおっしゃったと思うんですけども、その前のドルが、ここにも書いてあるように二百五十円ぐらいあるわけですね。それが百二十円とか相当の、半分近くにも低下するということになると、それだけ大きなことがかなり長期的にこれ続いた、どんどんどんどん為替が、一時的にじゃなくて、安くなるのが、だんだんだんだん安くなるということが比較的長期にわたって続いたわけですね。そういうような場合にはこういうことが、日本の物価が余り上昇しないということは確かに起こるというふうには思いますが、これについては様々な議論がありだと思つたので、一つの要因であつたということは私もそういうふうには思っております。

○藤巻健史君 今副総裁がおっしゃったように、明らかな円高がかなり進んだということによつて、二百五十円から百二十五円まで進んだということによつて、消費者物価指数はかなり低く抑えられていたわけですね。要は円高が進んだから消費者物価が低かった、だから、逆に言うと、円安が進んでいけば、かなり進んでいけば、消費者物価はかなり上がっていくことだろうと思ひます。

この表からちょっともう一つ注目したいのは、一九八八年から八九年にかけて、百二十五円九十銭から百四十三円四十銭とこれまた逆に円安が進んだわけですね。円安が進んだ途端に、〇・五%から三・〇%と消費者物価指数は上がっているわけですね。また逆に、今度は百四十三円から百三十五円と円高が進んだときに、また消費者物価指数は下がると。極めて高い相関関係が為替と消費者物価指数にあると思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 先ほど申しましたように、短期的に円・ドルレートが日本の物価に影響することがあるということ、それから長期的に何か円安がずっとどんどん進んで続けばその期間

はある程度長く物価に影響することもあるということですが、それはそんなに長く必ずしも続くのはいつてもそういうことであるわけではないので、日本銀行としては円安に依存しないで二%の物価安定を達成しようとしているということでございます。

○藤巻健史君 いや、私は円安にならなければ二%なんかまず無理だと思つていますが、円高になればまず無理だとは思つていますが、それは別として、二年間は、少なくとも二年間はアメリカはどんどん上げていくというのが一般的予想、FRB自身がそういう予想をしているわけ、なかなか日本が金利を上げていかなければ、この二年間、少なくとも二年間はかなりの円安が進むと思うんですが、これちょっと後でまた続きはお話ししますが、せつかくこのバブルのときの表がありますのでちょっと関連質問をしたいんですが、なぜ日銀は消費者物価指数二%を達成したのか、これ理由を教えてください。

○参考人(岩田規久男君) 幾つかの理由がありますが、第一は、まず、消費者物価指数には上振れ、ある程度上振れると、実体経済よりもという元々の特色があります。

それからもう一つは、一旦デフレになるとなかなかデフレというのは脱却できないということが日本の経験で分かったわけですね。これだけの量的緩和をやつてもなかなか、ちょっとしたことがあるとなかなか上がらないという。それは、やはり物価上昇率が足下で低下してくると、日本の場合には予想物価上昇率が下がってしまうということが大きく響いているわけでありまして。

ということで、一旦デフレに落ちた場合にはそこから抜け出すことが非常に困難だということ、ある程度のり代として二%ぐらいは保っておきたいということが二つ目として挙げられます。それから、この二%は世界の大体主要国のスタンダードになっているということも三つの要因の一つとして考えられるかと思ひます。

○藤巻健史君 確かに、景気が良くなればインフレになるというのは分かります。でも、インフレになったから景気が良くなるかということですよ。景気が良くなるのが目標であつて、別にインフレにするのが目標ではないんですから。

ということであるならば、そんなにインフレが好きならば、公共料金、バス料金とか学費とか、それ一〇％上げれば簡単に二％行っちゃうと思うんですけど、それで景気良くなるんでしょうか。

○参考人岩田規久男君 日本銀行が二％を目標にしているのは、それにつれて賃金も上がり、実質賃金も上がって生産性も上がるということ、それで経済も良くなるということでありまして。

というのは、今、二％に達しないので物価が非常に低い、あるいはデフレ期はもつとマイナスであつたということは、供給に対して需要が少くないということになりますね。ですから、そういう場合には、せつかく供給力あるわけですから、需要を増やせば、その間、物価も上がりますけど、賃金ももちろん上がるわけです。つまり、企業収益も良くなるし、働く人も効率よく働けるようになるわけです。

需要がなければ、例えばデパートの店員さんも、人が誰も来ないのにただ店番をしているということになってしまうわけですが、これ需要があれば、物はちゃんと売れるし、その人も効率的に働き、その人のやっぱ賃金もだんだん上がってくるわけでありまして、そういう意味で、実際は生活水準も両方上がるという形で物価が上がることが大事で、そうじゃなくて、ただ公共料金を上げるとか何とかというのでは、実は景気は良くならないで、いわゆる不況下の物価高というスタグレーションに陥ってしまうので、決して、そういうコストプッシュ型といいますが、そういうインフレでなくて、ダイヤモンド型のインフレということがむしろ生活水準を良くするという意味でありまして、そういう意味で二％の物価目標を今目指しているということでございます。

○藤巻健史君 また需要が少くないというお話で、また需給ギャップの話になりましたけれども、何度も繰り返しますけれども、円安になれば世界中の人たちが、こんな優秀な製品を日本は作っているんですから、円安になれば幾らでも買ってくるわけですから、需要がぐつと増えて、需給ギャップなんて幾らでも変えらる。ですから、やっぱり余り鎖国的な経済を考えないで、グローバルな作戦を考えて話をすべきじゃないかと私は思います。

もう一つお聞きしたいのは、何で消費者物価指数二％が必要かという話なんですけど、あの狂乱経済と言われたバブル、あれ確かに行き過ぎましたよ。行き過ぎましたけど、景気が良かったのは事実でして、あのときの消費者物価指数は〇・五なんです。〇・五でもあんなに経済が良くなったということとは、別にインフレになくても景気は良くなる。

このときはなぜこんなに経済が狂乱しちゃつたかという、これは当然、資産インフレなわけですから。土地と株の値段が上がつたから。ですから、別に消費者物価指数二％を目標にしないで、土地と株を上げることを目標にしていけばいいんじゃないですか。こういうことを言うとき金持ち優遇となつちやいますけど、そうじゃなくて、日本経済全体を良くするんだつたら土地と株を上げる方がよっぽど効率的で、それがバブルの経験、あのバブル崩壊という不幸なあれを生かす手段じゃないですか。

○参考人(岩田規久男君) ちよつと御意見の趣旨は、真意がちよつと分りかねるんですけども、バブルになつた方がいとおっしゃっているのかなというふうに思つたんですが、そうじゃないのかなとも思いますけれども。

この時代は、バブルにもなつたわけですから、もう一つ、非常に土地と株がもたらしたわけですから、それが結局バブルで、そのバブルが崩壊することによって結局最終的には長期にわたるデフレに陥つてしまふので、やっぱりそのバブルを

人為的に起こすような、そんな例えば金融政策というのはいくら望ましくもないと思います。

そして、この時代に、もう一つ、経済が元気が良かった理由は、そのバブル、土地、株が上がつたという要因でもあるんですけども、それは、やはりこの時代を振り返つてみますと、ジャパン・アズ・ナンバワンというような言葉があつたぐらい、日本の経営というのは世界に輸出もできるぐらいすばらしいんだという、そういう考え方が非常に広まつたわけなんです。この時代はちょうど日本経済、非常に何かがうまく、経営もうまく見えた時代なわけですね。それによって、例えば東京を国際金融都市の最大の金融都市にするんだとか、やっぱりそういうんで、もう、何というんですか、余りにも元気がいっぱい、今ではそのぐらいの元気があつてほしいなと思うくらい、当時はいわゆるユーフォリアといつて、そういうみんなが非常に、将来を非常に実態よりも明るく見過ぎて

といひますか、そこでまあ行き過ぎたということだつたんでございしますが、ただ、その行き過ぎた中ですごいダイヤモンドも増えたわけでありましてけれども、そういう意味で経済も良くなつたわけでありましてけれども、今そういう何かユーフォリア的な状況を起こして、バブルというのは、それでもつて経済良くなつても、それは後で必ずしつぱ返しが来るということだと思つております。

○藤巻健史君 お言葉を返すようですが、別にジャパン・アズ・ナンバワンと言われたのはもうちよつと早くて、何とか教授が出したのは一九七八年、宮沢さんがハーバードのケネディスクール行つたときに助けたという時代ですから七八年のはずです。だから、八五年はもうジャパン・アズ・ナンバワンが言われてからかなり後。

まあそれがそうなんですけど、もう一つ申し上げると、私は別にバブルがいいと言っているわけじゃなくて、土地と株の値段を上げれば経済は良くなるんじゃないですかと申し上げたわけなんです。このときこんなにバブっちゃつたのは、日銀がま

さに土地と株の値段をモニターせずに消費者物価指数ばかり見ていて引締めが遅れたからこんなバブっちゃつたんですよ。だから、私が申し上げたいのは、バブルは決して良くないんです、当たり前ですけど良くないです。ただ、景気を良くするんだつたら土地と株の値段を上げるという方がいいんじゃないですかという話をただだけでありまして。

次の質問に行きたいと思うんですが、私の感想というか、日米金利差、さっきの話に戻りますけれども、日米金利差が二％開くとすると、消費者物価指数、日銀の目標である消費者物価指数二％が達成しちゃうわけですよ。達成するとうなるかというのが非常に怖い状態です、当然のことながら、まずここを御確認したいんですが、岩田副総裁、異次元の量的緩和というのは消費者物価指数二％が安定的になるためにやつていられるわけですから、円安ドル高が進み消費者物価指数が二％に達成したときは、安定的に達成したときは異次元の量的緩和はやめるんですね。ここを確認したいんですが。

○参考人(岩田規久男君) まだちよつと二％、かなり遠いんですけども、二％に達するという時期はやがて来るというふうに確信を持つて金融政策を運営しておりますが、今回の場合は二％を少し超えるまではオペレーションコミットメントでマネタリーベースを増やしていくというふうにしております。それは、日本の予想インフレ率が非常に足下のインフレによつて異様に影響されやすいので、それを打ち砕くためには、やはり日銀が二％を少し超えてもまだその金融緩和の手を緩めないんだということによつて予想インフレ率を高めようとするのであります。

そのようにした結果、二％が一旦少し超えて、そして二％より少し戻ってくるということと二％に安定してこれが大丈夫だと思つたら、それは何らかの出口戦略に移っていくということでありまして、永遠に量的あるいはイールドカーブコン

トロール、今を続けていくということでは決してそれはないということであります。

○藤巻健史君　じゃ、当然、消費者物価指数が三%に安定的になったら日銀、異次元の量的金融緩和はやめるということですね、明確に。

○参考人(岩田規久男君)　どのパーセントになったらやめるかというのは、そのときの経済金融情勢、そういったものを全体をもう少しバランスを見て考えるということになるので、今、何%になったらこうするか何%になったら何をやるかというふうにはまだ決めていない、いわゆる先に手足を縛ってしまうというふうなことはしようとはしておりません。

○藤巻健史君　異次元の量的緩和をやめる、いずれは、何%を決めていないにしても、その目標、消費者物価指数が安定的になればどこかの時点でやめると思いますが、その時点で国のお財布が大丈夫か、資金繰り倒産をするんじゃないかと私は極めて疑問を持っていますが、それは後で、後日、大臣とかにお聞きしたいとは思いますが。

まず最初に、二〇一五年の政府対GDP比、これはこの前予算委員会で聞いたんですけれども、ギリシャが一七・九%に対して日本は二四・八%と。ギリシャよりも日本の方がよっぽどその比は悪いんですが、ギリシャは財政破綻するかもしれないと大騒ぎしていた、日本はまだ騒がれていない、世界的には。この差はどうしてだと思われませんか。

○参考人(岩田規久男君)　ギリシャと日本の財政状況を単純に比較することはできないというふうな思っております。その国の経済金融情勢など様々な要因が影響していると思います。

日本の場合、やはり財政運営に関する信認確保に向けた国全体の取組姿勢が重要な要因の一つになっているというふうに思います。この点で、政府では、機動的な金融財政政策は行一方、二〇二〇年度までにプライマリーバランスの黒字化目標などの中長期的な財政規律を堅持するとい

う方針を持っていると、そういったことが大きな違いになっているというふうに思います。

○藤巻健史君　私はやっぱり、この前の予算委員会でも申し上げたんですけれども、ギリシャと日本の差というのは、ギリシャの中央銀行は政府を助けられない。なぜならば、ユーロというのはヨーロッパ中央銀行しか刷れませんから、必要なときに、お金が幾ら政府が足りなくなってもユーロを刷るわけにいかない、だからギリシャは財政破綻の危機がある。

日本は、お金が足りない、今現状そうだけれども、日銀が国債を購入して提供しているということ、お財布の約四割は日銀が刷ることによって供給しているわけです。もし、消費者物価指数二%に達して、日銀が手を引くとすると、量的緩和をやめるということはまさにギリシャと同じ状況になるわけですよ。

私が思うに、なぜギリシャは騒がれ、日本銀行は騒がれなかったかということ、今までは政府のお財布を日銀が刷ることによって、ギリシャ中央銀行にはできなかった、日銀が刷ることによって何とかなっていた。だけど、しかしながら、消費者物価指数二%に行ったらならば、まさにギリシャと同じような状況になるんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君)　ギリシャの場合は、おっしゃる通りに、金融政策ができないということですね。それは一つの大きな要因だと思えます。つまり、それは、必ずしも財政をファイナンスする、それができないからだという意味ではなくて、むしろ、ギリシャの実態に合わせた金融政策を取って、ギリシャの需給ギャップを縮めて景気を良くするという手段を持っていなかったということでありまして。

それに対して、そうすると、もう一つの手段、景気を良くするような手段は財政政策なんですけれども、それはむしろユーロ全体の財政政策というのはいないわけでありまして、日本の場合です

と、地方特有の、大都市との例えば税収を調整する交付金のような制度がありますけれども、そういうものにはギリシャにないわけでありまして、そういう中で、ギリシャが財政再建しようとするかどうか、ギリシャが財政再建しようとするかどうか、ギリシャ、それで、緊縮財政することによって経済が悪くなって、また財政が悪くなるという悪循環に陥ることだったんですが、日本ではそのようなことはない。

景気を良くするまでは、財政は、短期的には機動的に運営をしていただき、中長期的には安定した運営をしていただく。一方で、景気は、物価二%目標というのは景気も良くするという意味でありますから、それによって景気を良くするという手段を日本は持っているということが違いがあるんだというふうに思いますので、考え方としては似ているのかなというふうに思います。

○藤巻健史君　今のお話聞いていて、もう一つ、確かにギリシャというのは本来であれば通貨を安くして経済を回復するという方法があったんですが、やっぱりユーロに入っちゃっているおかげで通貨調整による景気回復というのはできないだろうなというふうに思ったわけです。

次にお聞きしたいのは、消費者物価指数二%行ったら異次元の量的緩和をやめる、その後、インフレが万が一、そのまま終わればいいですよ、二%とか安定的になればいいんですけれども、安定的である保証はないわけですね。過熱しちゃう可能性はあるんですが、過熱をしたときに日銀はそれをコントロールする手段を持っているんですし、うか。

○参考人(岩田規久男君)　現在のイーロードカーブコントロールというのは、物価を二%に安定させる目標を達成するというところでやっているのであって、決して過熱して二%を超え、更に三%、ある程度、二%を少し超えるまで今度は許容していますけれども、それがどんどんどんどんインフレになる、それでも金融政策緩和をやめないであ

る程度引き締めるということをしないうようなことはありませぬので、どんどんどんどんインフレが高進するということはあり得ないというふうに思っております。

○藤巻健史君　インフレが加速することはあり得ないと言言するのは簡単なんです、手段がないときに宣言しても困ってしまうわけですね。私が見る限り、まさに車のアクセルを思いっきり今踏み込んでいくわけで、それにこの車にはブレーキがないんですよ。そのブレーキは何かという話を聞いているんですが、伝統的金融政策の場合には金利を上げるという方法がありましたけど、今、日銀は金利を上げる手段をお持ちですか。

○参考人(岩田規久男君)　金利を上げる手段というのは大きく分けて二つあると思います。一つは、当座預金に対して付利金利を上げていくということが一つであります。もう一つは、やはり売りオペなどを行うことによって金利を上げていくという……(発言する者あり)　売りオペですね、買いオペの反対ですね。要するに、バランスシートを少し縮小していくということでもあります。

そういうことをうまく組み合わせることによってインフレを加速しないようにコントロールするということは十分可能だというふうに思っております。

○藤巻健史君　じゃ、その二つの方法が可能か、実質的に、理論的には言っても可能かどうかお聞きしたいんですが、まず、日銀当座預金の金利を、付利金利を上げるという方法ですが、それに関連して、今、日銀がお持ちの国債の平均利回り、資産サイドの利回りは幾らでしょうか。

○参考人(岩田規久男君)　二〇一六年度の上半期で〇・三三二%であります。

○藤巻健史君　資産は〇・三三二%であるならば、極めて収入は低いわけですね。国債を保有しても〇・三三二%しか入ってこないわけですね。じゃ、負債サイドの日銀当座預金付利金利を上げていくといいますが、これ二%、三%に上げ

ていったら、日銀、損の垂れ流しで、倒産の危機にありませんか。

済みません、アメリカはたしか三%以上あって、アメリカは、確かに日銀当座預金は上げられますよ、それは、アメリカは手段を持っていますけれども、日銀は持っているんでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 結局、理論的には、日本銀行というのは必ず長期的に見れば収益が確保できるように仕組みとしてなっているわけでありまして、おっしゃるような短期的には逆さやが生じるというようなこともあるかもしれませんが、でも、それが長期にわたってずっとなっていくという、何か日銀がなくなっちゃうというようなことはちょっと考えられないということでありま

す。

○藤巻健史君 総裁のおっしゃっているのはシニョリッジの件だと思ふんですね、通貨発行益。それは負債サイドが発行銀行券しかなければ、いつまでたってもシニョリッジはありますよ。しかし、今、大体発行銀行券百兆円ちょっと弱と、あと日銀当座預金は大体三百何十兆ですね、たしか、一対四ぐらいですよ。

ということとは、日銀当座預金が最大の負債であって、これは日銀当座預金ですから民間金融機関にお金を払わなくちゃいけないですから、簡単に資金発行益から、シニョリッジから逆のマイナスのシニョリッジが発生しちゃう可能性があるわけ、いつまでもずっとプラスであるなんというのには到底信じられない。それはうそですよ、それ。

○参考人(岩田規久男君) 日銀がだんだん、どんどんどんどん付利を上げていって、永久に何かどんどんどんどん上げないと適切な二%を維持できないというようなことはなくて、むしろ、例えば償還期限が来るたびに国債の金利も上がっているわけですので、日本銀行の資産サイドの金利収入も増えていくわけです。

一方、当座預金の方は何か永遠にどんどんどん

どんすく上げないとインフレが止まらないというようなことはないわけ、どこかの時点で必ず貨幣発行益というのは出てくるように、そういう仕組みになっているというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○藤巻健史君 今の話は、私が現役のときだったらまだ話は分かるんですよ。それはなぜかという、日銀は一年未満の短期国債しか買っていないから、今は十年債、三十年債買っていますから、日銀、負債サイドで毎日こう金利上げていっても、収入の方は全然上がらないわけですから、これは全然、当座預金の支払金額が急速に上がっていったら、あと三十年待たないと、残存期間三十年の国債は三十年待たないと金利上がいんですから、これはもうどんどん損の垂れ流しになっていくというのは事実であって、それはごまかしですよ、そんなのは。

もう一つ言っちゃると、もう一つの先ほど総裁がおっしゃった売りオペの話ですけど、国債ね、今、実質的には財政ファイナンスですよ。政府が発行する百五十兆円のうちの百二十兆円も日銀が買っているわけですよ。マーケットの八割を買っている人間がもし買うのをやめたといったら大暴落ですよ、それ、どんなマーケットであろうと。ましてや、今、八割買っている人間がこれ売りに回したら、もう暴落もいところになりますよ。だから、売りオペでやるなんというのことは到底考えられないですよ。

これ、アメリカのFRBだって、今バランスシートを縮めないというのはそういうところにあったわけですよ、怖いから、暴落しちゃうのは怖いから。で、はるかに条件の悪い日銀が売りオペをするなんということ、可能性ないじゃないですか。百五十兆円のうちの百二十兆も買っているんですよ、今、それが売りなんてとんでもないですよ、そんな、聞いただけでみんなびっくりしちゃいますよ。

○参考人(岩田規久男君) 先ほど申し上げたのは、手段としてどういふのがあるかということ、申し上げたので、順番として売りオペをいつ始めるかというところは、おっしゃるとおり、そんなに早くはない、ない可能性はあると思ひますので、ただ、手段としてはあるということをおし上げたのであります。

○藤巻健史君 いや、私も手段は二つしかないと思ひていますし、その手段二つとも日銀において実行不可能ですね、実際には実効的なものはないですねということを確認したかったです。

○委員長(藤川政人君) 質問ですか。

○藤巻健史君 いや、実行できるんですか。だから、先ほど言いましたように、その二つの手段しかないということはお理解しました。

一番目の利上げというのは、一番目の利上げをしちゃうと損の垂れ流しになっちゃうて、そんなことはできないんじゃないですか、だから、アメリカはできるけれども、日銀はそんなことでできないんじゃないですかというのが一点目。

二点目は、二点目の方法も、八割を買っている日銀が売りに回るとなるとそれは到底できないんじゃないですか、すなわち、二つの方法あるのはいいけれども、両方とも日銀がやることは不可能ではないんですかと私は聞いているわけです。

○参考人(岩田規久男君) 可能かどうかというのは、ある程度の時間軸でも考えてだと思ひておりますけれども、藤巻委員のおっしゃるようなことで、なかなか、例えば赤字にならないように今、債券取引損失引当金というのを実際はやっているわけですよ。それによって、まず平準化しているというところで、利益を。それでも、今おっしゃったように赤字になることが絶対ないとも言えないんですけれども、それが何か藤巻委員は永遠にそう

なってしまうのではないかとというふうにおっしゃっているように聞こえるんですが、そういうことはないというふうに申し上げております。

○藤巻健史君 しかし、方法はなくて、やっぱり

アクセルを踏み込んでいる車がブレーキなしで、フットブレーキもなければエンジンブレーキも利かない車のアクセルを踏み込んでいけば、やっぱり永遠にという可能性は十分ある。だからこそ、ハイパーインフレのリスクがあるのではないかと私は思っているんですけれどね。今までの歴史がそういうふうなことを証明しているということであって、いたわけて。

なぜ、これ、今日、ちょっと税金の話をやりますが、まず最初に岩田副総裁をお呼びしたかという、やはりインフレはインフレ税と言われるくらい、これやっぱり税金なんですよ。税金というのは国民のお金を国が最初持っているところなんですけれども、インフレというのは債権者から債務者への富の移行という意味で、債権者である国民から最大の、日本最大の債務者である国への資金が、お金が、富が移るといふ意味では、まさにインフレと税金というのは同じだということ、このセッションで聞かせていただきました。

岩田副総裁は、ちょっとお待ちください、もう一つ、もう一問だけやりますので。

それで、財務大臣にお聞きしたいんですけども、先日、私が質問したときに財務大臣は、インフレは戦争が起らない限り起こらないと、ハイパーインフレは、戦争が起らない限りハイパーインフレは起こらないとおっしゃったんですけども、それは今でもそう思ひていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 時々その種の話がされますけど、私、ブラジルに住んでいて、ハイパーインフレの真つただ中に住んでいたという話は前にしましたよね。ブラジル、戦争していませんから。ブラジルは戦争せずしてインフレになったりハイパーインフレを起してありますから、戦争がなければそんなことになるなんて話は言ったことはない。何かの勘違いじゃないですか。

○藤巻健史君 いや、これはおっしゃいましたよ。私は、議事録で見れば分かると思いますけど。まあ、それはいい。

じゃ、どう思いますか。ハイパーインフレというのは戦争時以外でも起こりますか、起こらないと思いますか。

○国務大臣(麻生太郎君) ハイパーインフレが起きたのは、最近では、一番最近ではジンバブエ、その前のアルゼンチン、その前がブラジル等々、いずれも戦争が起きずに起きておると思いますので、十分にあり得る話だと思います。

どうしてそういうことになるかというのがお聞きになりたいんですか。

○藤巻健史君 最後に、日銀副総裁への最後の質問ですけれども、日銀副総裁は、ハイパーインフレは戦争以外で起こると思いますか、起こらないと思いますか。

○参考人(岩田規久男君) 今、麻生大臣がおっしゃったように、戦争以外でも起こるわけでありまして。それは、一つは、一方で極端に物資が不足している、つまり経済の供給能力が非常に不足しているというときにマネーをたくさん出して過ぎれば必ず、もうそのマネーも出すのはちょっと、巨額に出すわけですけども、そうなればインフレはやっぱり起こるということでもあります。

○藤巻健史君 いや、まさにそのお答えのとおりで、だからこそ私はハイパーインフレを心配しております。

ちよっと済みません、最後まで副総裁を引っ張ってしまいましたけれども、財務大臣にお聞きします。

インフレと、特に激しいインフレと消費税とはどちらが逆進性が強いと思うでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) どちらが逆進性が強いという話は、これは両者とも物価上昇を伴うという点においては、特に低所得者に物価によっての負担が掛かるという点においては、これは非常に問題であると思うのですが、しかし、ハ

イパーインフレというのはドイツなんかでもよく起きておりまして、戦前、戦前というか、第一次世界大戦から第二次世界大戦の間が一番ひどかったんですけれども。

こういった例がありますけれども、いわゆる物が完全になくなったとか、いわゆる特殊な状況で発生するものだと思いますが、消費税の引上げというのとは、これは全然状況が違って起こるもので、そういった意味では全く次元が異なるものだと考えておりますので、少なくとも消費税率というのは一〇%に引き上げることにしておりますけれども、それは、その増収分というものを私どもは少なくとも社会保障の充実とか安定化というものに充てたいと思っておりますので、軽減税率制度というものを含めまして、こういった消費税の値上げによって低所得者対策等々を行うと考えておりますので、いわゆるハイパーインフレ若しくは今のお話のあつておりました消費税の値上げというものは全く次元が異なっております。

○藤巻健史君 これで最後にいたしますけれども、消費税を上げるのを反対してしますと、財政がかなり厳しくなつてハイパーインフレになると。ハイパーインフレの方が私はやはり低所得者層に対してむしろくちなダメージがあると思うので、適切な財政再建策を行っていかなくてはいけないのかなというふうに思っております。

もう時間が来ましたので、今日はこれで終わります。実は副総裁とシムズ理論についてもちょっとお話ししたかったんですが、それは後日したいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(藤川政人君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

〔参照〕

(三宅伸吾委員資料)

米国の法人税改革案等について(概要)

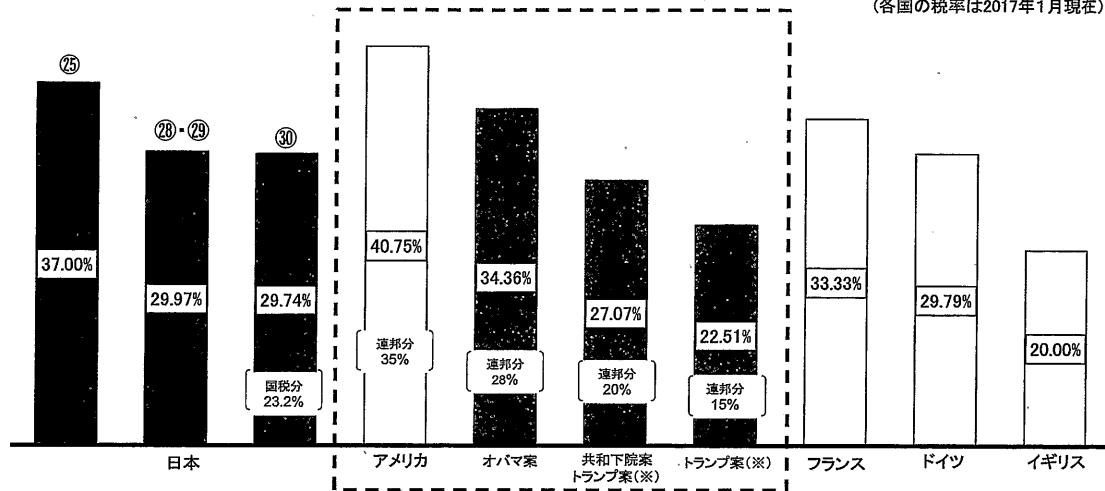
- ・ トランプ新政権は、法人税改革を主要政策の1つとしている。
- ・ 今後、米国議会において、税制改正法案が検討される見通し。

	トランプ政権(選挙公約等を含む)	下院共和党の改革案
税率	35% → 15%~20%	35% → 20%
財源	・政策パッケージ全体での財政中立 ・全ての租税特別措置を原則廃止(研究開発税制を除く) 等	・税制改革全体での税収中立 ・全ての租税特別措置を原則廃止(研究開発税制を除く) 等
国際課税	・本国への資金還流を促すため、米企業が海外に留保している利益を、みなし配当として一度だけ課税 (税率10%)	・本国への資金還流を促すため、米企業がこれまで海外に積み上げた内部留保に課税 (現金または現金同等物に対し、税率8.75%) ・今後生じる海外子会社等の国外所得については非課税
国境税・国境調整措置	・海外に生産拠点を移転し、米国に輸出を行う企業に対し、「国境税」を課税	・米国企業が公平な条件で競争可能となるよう、「国境調整措置」を導入(輸出免税、輸入課税)

(出典) トランプ政権: 100日アクションプラン(2016年10月)、選挙キャンペーンHP(2017年1月)、ロイターインタビュー(2月23日)等
下院共和党の改革案: "A Better Way (TAX)" (June 24, 2016)

主要国における法人実効税率の国際比較

(各国の税率は2017年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均。
なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) アメリカの改革案は、

「オバマ案」: The White House and the Department of Treasury(2012), "The President's Framework of Business Tax Reform"

「共和下院案」: "A Better Way (TAX)" (June 24, 2016) 「トランプ案(※)」: 「15%から20%のどこか」(1月23日製造業CEOとの会合、2月23日ロイターインタビュー等)

(出典) OECD、各国政府資料等

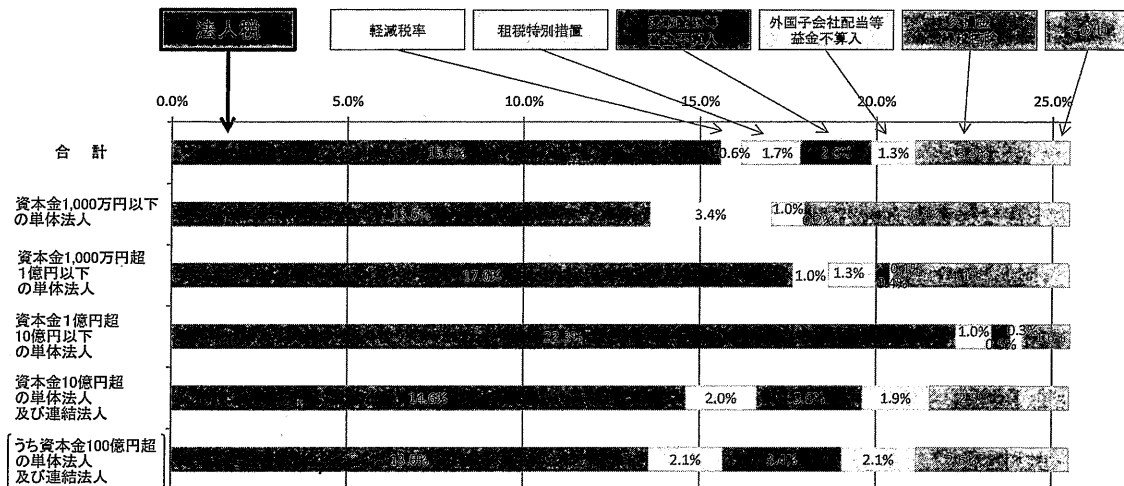
財務省資料

H29.3.21参議院財政金融委員会 三宅伸吾(自由民主党・こころ)

資本金階級別の法人税(国税)の状況(平成25年度)

(国税庁「会社標本調査」等に基づく推計)

国税庁「会社標本調査」(平成25年度)等に基づき、利益計上法人(欠損金繰越控除を適用して所得金額ゼロとなる法人を含む。)について、
・課税所得金額に、租税特別措置による減算額や、益金不算入とされた受取配当・外国子会社配当等を足し戻すことで、「税引前利益」を推計し、
・その上で、当該「税引前利益」に対する法人税の割合や、法人税制上の主な措置の影響額の割合を推計したもの。



* 受取配当等益金不算入及び外国子会社配当等益金不算入は、子会社段階で法人税が課税されることを踏まえ、二重課税を避ける観点から設けられている制度である点に、留意が必要。

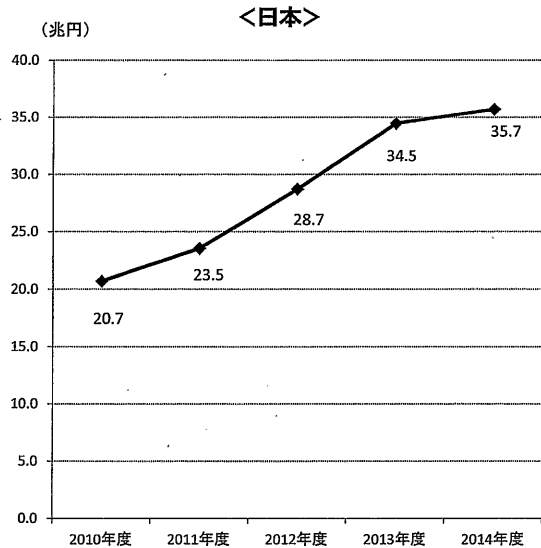
* 大法人(資本金1億円超)と中小法人(資本金1億円以下)では、利益計上法人の割合などの実態や税制上の取扱いが大きく異なっているため、法人税の負担割合を的確に比較することは困難であることに、留意が必要。

財務省資料

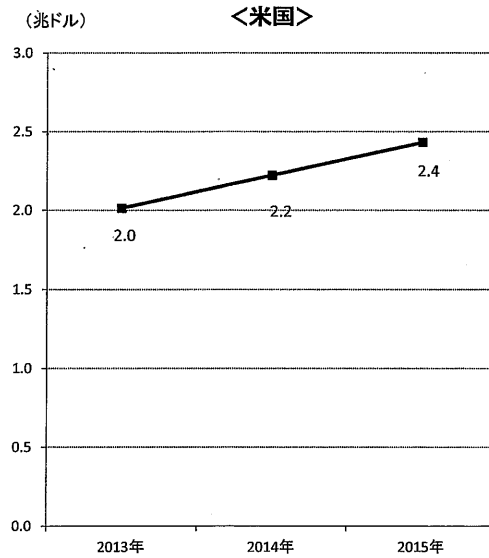
H29.3.21参議院財政金融委員会 三宅伸吾(自由民主党・こころ)

【1 税制】② 海外子会社に対する課税 還流税制
③ 日本企業及び米国企業、海外子会社の
内部留保の近時の統計(1/1)

日米企業における海外子会社の内部留保額



(出所) 経済産業省「海外事業活動基本調査(2016年5月公表)」



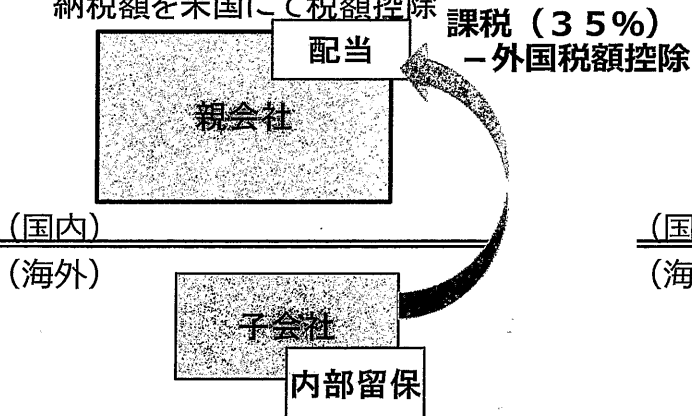
(注) Fortune500社(※)のうち、主要303社における海外子会社の
非還流利益(Unrepatriated Foreign Profits)
※米フォーチュン誌が企業の総収入に基づきランキング
(出所) Citizens for Tax Justice「Fortune 500 Companies Hold
a Record \$2.4 Trillion Offshore(2016年3月)」

財務省資料
H29.3.21参議院財政金融委員会 三宅伸吾(自由民主党・こころ)

海外子会社からの配当に対する課税方法

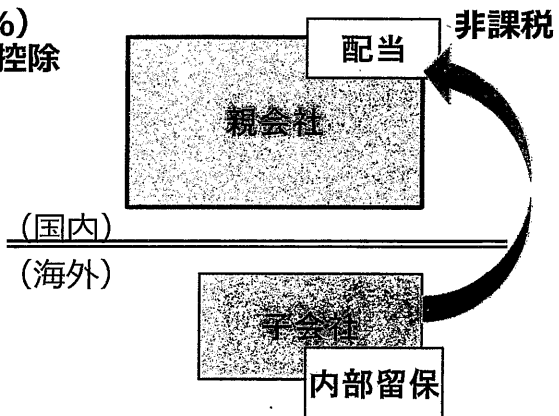
全世界所得課税方式 (米国)

海外子会社の利益は親会社への
配当時に米国の法人税率で課税
+ 当該配当に係る進出先国での
納税額を米国にて税額控除



外国子会社配当非課税方式 (日本、英国、ドイツ、フランス)

海外子会社からの配当は非課税



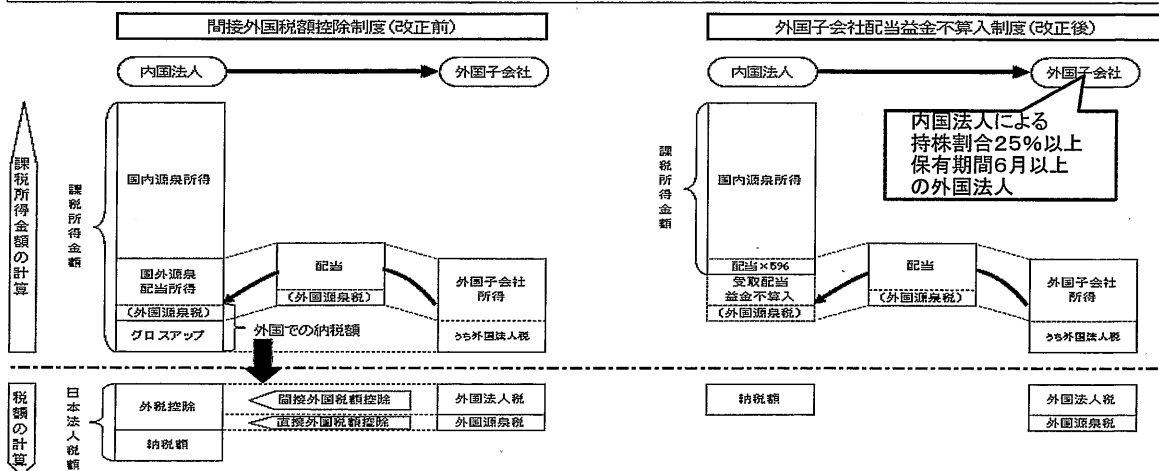
財務省資料
H29.3.21参議院財政金融委員会 三宅伸吾(自由民主党・こころ)

我が国の二重課税調整の仕組み(外国子会社配当益金不算入制度)

○「外国子会社配当益金不算入制度」は、①間接外国税額控除による二重課税の調整作業の簡素化、②日本企業の海外子会社の配当政策に対して中立的な税制の構築、との趣旨で、平成21年度税制改正により導入。

○これにより、外国子会社から日本の親会社に対する配当については、そのほとんど(95%)が親会社の課税所得の計算上、益金不算入となり日本で課税されないこととなった。

(注)日本企業が海外の支店等で得た利益に対する進出先国での課税や、進出先国から日本の親会社に対して配当(持株割合25%未満)・利子・使用料を支払う際に課される源泉税については、引き続き外国税額控除により二重課税を調整。

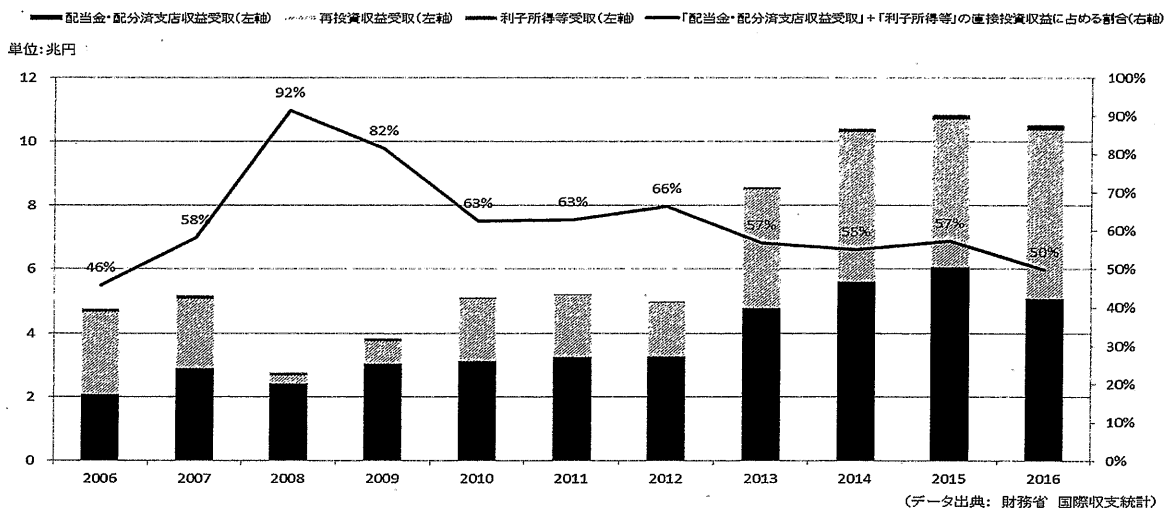


財務省資料
H29.3.21参議院財政金融委員会 三宅伸吾(自由民主党・こころ)

日本からの対外直接投資に係る配当収益の推移

「国際収支統計」上の直接投資収益の状況

- ・日本企業の海外における収益の還流の状況について、「国際収支統計」上の直接投資収益(受取)を見ると、2016年10.5兆円となっている。
- ・上記の計数には、①海外子会社等への出資及び貸付等から得られる配当・利子等の受取(2016年5.2兆円)と、②海外子会社等が収益を現地で再投資に振り向けた金額(同5.3兆円)も含まれる。
- ・このうち、②は日本国内での投資や分配には使用されず、海外子会社等の内部留保として計上される。
- ・①については、親会社の利益の一部となり、国内の設備投資や株主への配当の原資となるほか、内部留保となることもある。



財務省資料
H29.3.21参議院財政金融委員会 三宅伸吾(自由民主党・こころ)

【Ⅲ 社員の慰安旅行】

② 法人税、所得税に関する取扱いの概要(1/6 ページ)

○ 所得税法(抄)

(収入金額)

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

3 省略

○所得税基本通達(抄)

(課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)

36-30 使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。)に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない。

(注) 上記の行事に参加しなかった者(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を含む。)に支給する金銭については、給与等として課税することに留意する。

国税庁資料

H29.3.21 参議院財政金融委員会 三宅伸吾(自由民主党・こころ)

【Ⅲ 社員の慰安旅行】

② 法人税、所得税に関する取扱いの概要(2/6 ページ)

ホーム>税について調べる>法令解釈通達>源泉所得税関係 個別通達目次>所得税基本通達36-30(課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)の運用について(法令解釈通達)

昭和63年5月25日直法6-9(例規)、直所3-13
平成元年3月10日直法6-2(例規)、直所3-3により改正
平成5年5月31日課法8-1(例規)、課所4-5により改正

国税局長 殿
沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官

所得税基本通達36-30(課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)の運用について(法令解釈通達)

標記通達のうち使用者が、役員又は使用人(以下「従業員等」という。)のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、下記により取り扱うこととされたい。

なお、この取扱いは、今後処理するものから適用する。

おって、昭和61年12月24日付直法6-13、直所3-21「所得税基本通達36-30(課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーション費用)の運用について」通達は廃止する。

(趣旨)

慰安旅行に参加したことにより受ける経済的利益の課税上の取扱いの明確化を図ったものである。

記

使用者が、従業員等のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、当該旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととするが、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として課税しなくて差し支えないものとする。

(1) 当該旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による。)以内のものであること。

(2) 当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等(工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等)の50%以上であること。

国税庁資料

H29.3.21 参議院財政金融委員会 三宅伸吾(自由民主党・こころ)

【Ⅲ 社員の慰安旅行】

② 法人税、所得税に関する取扱いの概要(3/6 ページ)

ホーム>税について調べる>タックスアンサー>源泉所得税>特殊な給与>No.2603 従業員レクリエーション旅行や研修旅行

No.2603 従業員レクリエーション旅行や研修旅行

[平成 28 年 4 月 1 日現在法令等]

従業員レクリエーション旅行や研修旅行を行った場合、使用者が負担した費用が参加した人の給与として課税されるかどうかは、その旅行の条件を総合的に勘案して判定します。

1 従業員レクリエーション旅行について

従業員レクリエーション旅行の場合は、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は強い課税しないという少額不追及の趣旨を逸脱しないものであると認められ、かつ、その旅行が次のいずれの要件も満たすものであるときは、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっています。

(1) 旅行の期間が 4 泊 5 日以内であること。

海外旅行の場合には、外国での滞在日数が 4 泊 5 日以内であること。

(2) 旅行に参加した人数が全体の人数の 50% 以上であること。

工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の 50% 以上が参加することが必要です。

(参考)

具体的には、次のように取り扱われるものと考えられます。

【事例 1】

- イ 旅行期間 3 泊 4 日
- ロ 費用及び負担状況 旅行費用 15 万円(内使用者負担 7 万円)
- ハ 参加割合 100%

… 旅行期間・参加割合の要件及び少額不追及の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

国税庁資料

H29. 3. 21 参議院財政金融委員会 三宅伸吾（自由民主党・こころ）

【Ⅲ 社員の慰安旅行】

② 法人税、所得税に関する取扱いの概要(4/6 ページ)

【事例 2】

- イ 旅行期間 4 泊 5 日
- ロ 費用及び負担状況 旅行費用 25 万円(内使用者負担 10 万円)
- ハ 参加割合 100%

… 旅行期間・参加割合の要件及び少額不追及の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

【事例 3】

- イ 旅行期間 5 泊 6 日
- ロ 費用及び負担状況 旅行費用 30 万円(内使用者負担 15 万円)
- ハ 参加割合 50%

… 旅行期間が 5 泊 6 日以上のものについては、その旅行は、社会通念上一般に行われている旅行とは認められないことから課税

ただし、上記いずれの要件も満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。
なお、次のようなものについては、ここにいう従業員レクリエーション旅行には該当しないため、その旅行に係る費用は給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

- (1) 役員だけで行う旅行
- (2) 取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行
- (3) 実質的に私的旅行と認められる旅行
- (4) 金銭との選択が可能な旅行

国税庁資料

H29. 3. 21 参議院財政金融委員会 三宅伸吾（自由民主党・こころ）

豊中市所在の処分済国有地の経緯について

財務省より当初説明を受けて

H24.3.13	大阪航空局から学校法人への随時売却による時価売却の内容とする処分依頼を受理。
H24.7.25	学校法人が買受けを断念し、大阪航空局に買受要望書の取下げ書を提出。
H24.8.13	大阪航空局へ処分依頼を返戻。
H25.4.30	大阪航空局から入札による売却の内容とする処分依頼を受理。
H25.6.3	公用・公共用の取得等要望の受付開始(受付期間 H25.6.3～H25.9.2)。
H25.7.1	大阪府から当該財産の取得等要望がない旨の回答書受理。
H25.7.24	豊中市から当該財産の取得等要望がない旨の回答書受理。
H25.9.2	学校法人森友学園が取得等要望書を提出。
H27.1.27	大阪府私学審議会において、学校法人森友学園が設置予定の小学校について、「認可適当」の答申を得る。
H27.2.10	第123回国有財産近畿地方審議会において、本地を小学校敷地として学校法人森友学園に貸付及び売却を行うことについて、処理適当との答申を得る。
H27.5.29	買受け特約を付した有償貸付契約を締結。 契約締結後、学校法人森友学園は小学校建設工事を開始。
H27.8.26	学校法人森友学園から本地で地下埋設物が発見されたとの連絡。
H27.8.27	近畿財務局、大阪航空局及び現場関係者と現地確認を実施。
H28.3.24	学校法人森友学園から本地を購入したい旨連絡。
H28.4.22	本地の鑑定評価を山本不動産鑑定士事務所に依頼。
H28.6.20	学校法人森友学園と売買契約締結。 学校法人森友学園から契約金額を非公表にして欲しい旨の申出。

平成 29 年 3 月 21 日 参議院財政金融委員会 民進党・新緑風会 白 眞勲
出典：財務省提出資料より(小川敬天事務所 平成 29 年 3 月 13 日予算委員会提出資料)

【Ⅲ 社員の慰安旅行】

② 法人税、所得税に関する取扱いの概要(5/6 ページ)

2 研修旅行について

研修旅行が会社の業務を行うために直接必要な場合には、その費用は給与として課税されません。
しかし、直接必要でない場合には、研修旅行の費用が給与として課税されます。
また、研修旅行の費用に会社の業務を行うために直接必要な部分と直接必要でない部分がある場合には、直接必要でない部分の費用は、参加する人の給与として課税されます。

例えば、次のような研修旅行は、原則として、会社の業務を行うために直接必要なものとはなりません。

- (1) 同業者団体の主催する、主に観光旅行を目的とした団体旅行
- (2) 旅行のあつせん業者などが主催する団体旅行
- (3) 観光渡航の許可をもらい海外で行う研修旅行

(所基通 36-30、36-50、37-17～19、昭 63・5 直法 6-9 外)

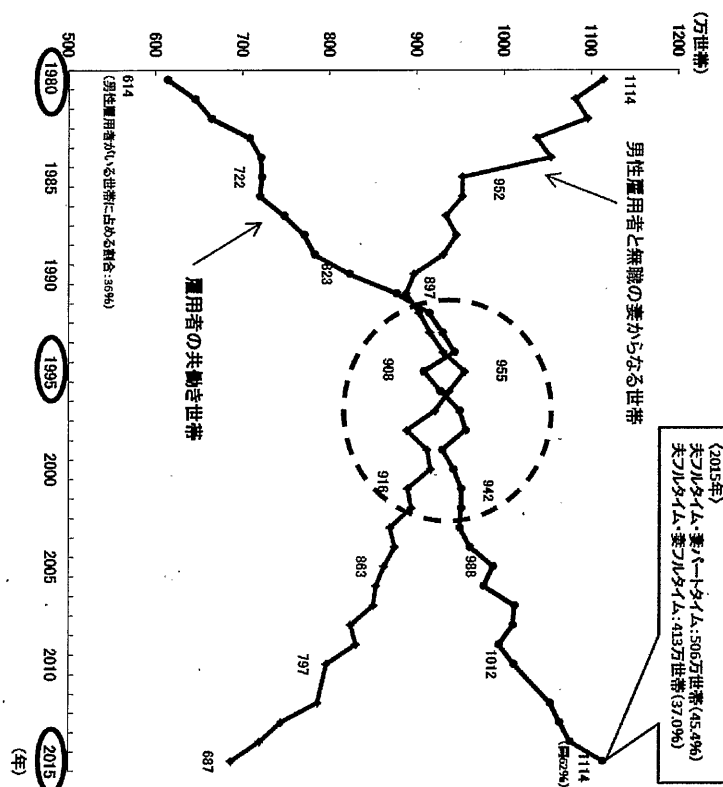
国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、税についての相談窓口をご覧ください。
(注) 下記の電話番号では、国税に関するご相談は受け付けておりません。

国税庁資料
H29.3.21 参議院財政金融委員会 三宅伸吾 (自由民主党・こころ)

(辰巳孝太郎委員資料)

- 共働き世帯は年々増加。1990年代に専業主婦世帯数と拮抗し、1997年に逆転。

《共働き等世帯数の推移》



(出典) 総務省「労働力調査特別調査」(労働力調査(併集統計))
(注1) 雇用者の共働き世帯とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
(注2) 男性雇用者と無職の妻からなる世帯とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び専業主婦等)の世帯。
(注3) 就業者から農林業及び自営業者、専業主婦等は除く。
(注4) 2011年は東日本大震災の影響により集計してないため、年次総量に公表されていない。

平成29年3月21日 参議院財政金融委員会 民進党・新緑風会 白 眞頼
出典: 政府税制調査会資料 (平成28年9月9日) より

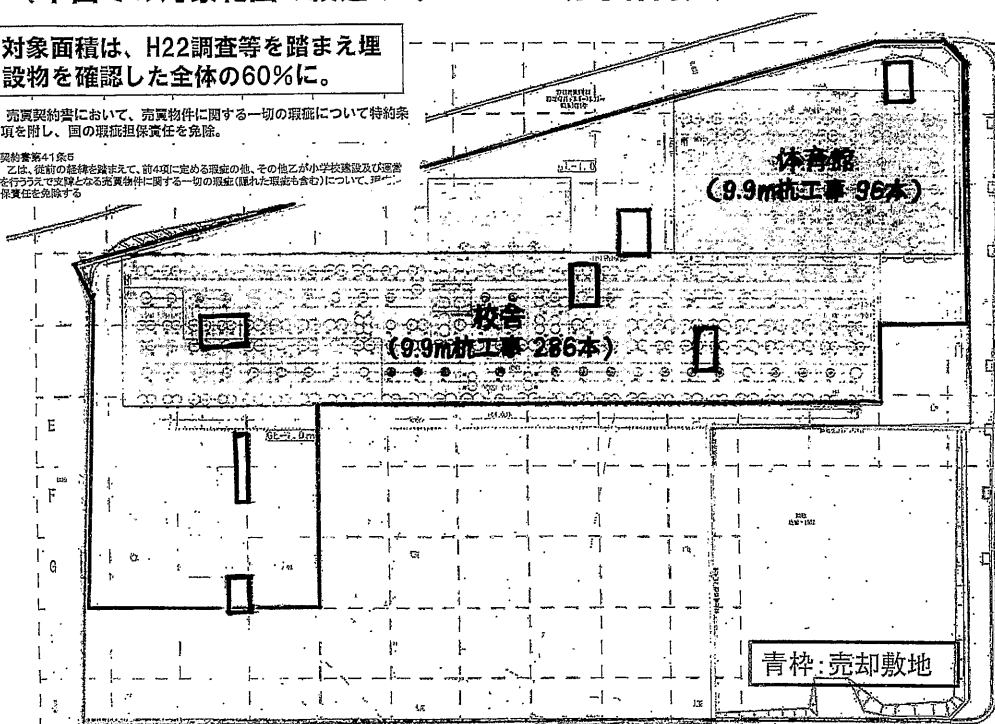
(辰巳孝太郎委員資料)

売却価額決定にあたっての地下埋設物の撤去・処分費用の見積り方法 (平面での対象範囲の絞込み (5190m²: 赤字枠内))

- 対象面積は、H22調査等を踏まえ埋設物を確認した全体の60%に。

※ 売買契約書において、売買物件に関する一切の瑕疵について特約条項を附し、国の瑕疵担保責任を免除。

現行第41条6
乙は、前項の経緯を踏まえて、第4項に定める瑕疵の他、その他乙が小学校建設及び運営を行ううえで支障となる売買物件に関する一切の瑕疵(隠れた瑕疵も含む)について、甲への瑕疵責任を免除する



2016年3月30日確認。試掘箇所

2017年3月21日 参議院財政金融委員会 日本共産党 辰巳孝太郎

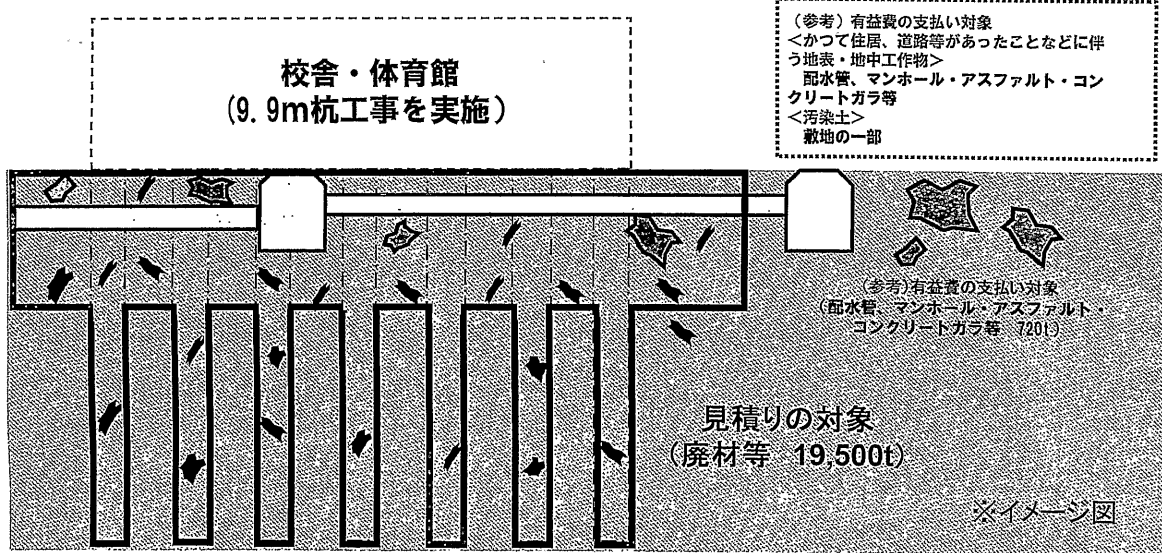
(出典) 国土交通省航空局資料にもとづき辰巳事務所作成

売却価額決定にあたっての地下埋設物の撤去・処分費用の見積り方法 (断面での対象の絞込み(校舎等建設に必要な部分にある廃材等:赤字枠内))

○ 地中深くの廃材などの処理の深度や範囲について、実際の土地利用(校舎建設の基礎工など)に必要な範囲に限定。

※ 売買契約書において、売買物件に関する一切の瑕疵について特約事項を附し、国の瑕疵担保責任を免除。

契約書第41条5
乙は、従前の経緯を踏まえて、前4項に定める瑕疵の他、その他乙が小学校建設及び運営を行ううえで支障となる売買物件に関する一切の瑕疵(隠れた瑕疵も含む)について、瑕疵担保責任を免除する



2017年3月21日 参議院財政金融委員会 日本共産党 辰巳孝太郎

(出典)国土交通省航空局資料

埋設物処理費用の比較

	日時	処理量	費用	1トンあたり	
不動産鑑定評価 (査定額)	2015年4月27日	1万1791.3t	7000万円 (業者ヒアリング)	5900円/t	①
有益費 (支払い実績額)	2015年7月～12月 (2016年4月6日支払い)	720t	約8600万円 (汚染水等処理費用含む)	(12万円/t)	②
売却時見積もり	2016年4月14日	1万9500t	8.2億円	4万2000円/t	③
補償の対象:杭部分330㎡深さ9.9mまで 杭以外の部分(建物と土地)4860㎡深さ3.8mまで。 ゴミ混入率47.1%と設定。					
土地(=グラウンド)部分をのぞいた補償なら?		1万0880 t	4.6億円?	(同上)	
杭以外の部分(建物と土地)深さ4mまで補償なら?		約2万 t	8.6億円?	(同上)	
杭以外の部分(建物と土地)深さ5mまで補償なら?		約2.5万 t	10.5億円?	(同上)	
建物部分(杭部分含む)深さ9.9mまで補償なら?		約2.4万 t	10.1億円?	(同上)	

出典)不動産鑑定評価書、国土交通省航空局資料にもとづき辰巳事務所作成

2017年3月21日 参議院財政金融委員会 日本共産党 辰巳孝太郎

(藤巻健史委員資料)

消費者物価指数(除く生鮮食品)

バブル

年	全国総合 (%)	東京都区 部 総合 (%)	ドル/円	日経 (円)
1982	2.8	3.0	235.30	8.016
1983	1.7	2.1	232.00	9.893
1984	2.2	2.4	251.58	11.542
1985	1.8	2.1	200.60	13.113
1986	0.5	0.7	160.10	18.701
1987	0.5	0.7	122.00	21.564
1988	0.5	0.9	125.90	30.159
1989	3.0	3.2	143.40	38.915
1990	2.7	2.7	135.40	23.848
1991	2.6	2.7	125.25	22.983
1992	2.1	2.2	124.65	16.924

平成29年3月21日 参議院財政金融委員会 日本維新の会 藤巻健史 出典:1995年基準 日本銀行主要統計ハンドブックより(元データは総務省(当時))

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願(第六一三号)

第六一三号 平成二十九年三月二日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 名古屋市 岩崎真 外四千三百三十六名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めることで社会保障財源の確保を図ることに係る請願(第六四二号)(第六四九号)(第六五五号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六二号)(第六六三三三)(第六六四四号)(第六六五五号)(第六六六六号)(第六六七七号)(第六六八八号)(第六七四四号)

第六四二号 平成二十九年三月三日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めることで社会保障財源の確保を図ることに係る請願

請願者 大阪府岸和田市 長岡千代子 外九百九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

消費税の増税や円安による物価上昇で庶民の暮らしは苦しくなるばかりである。法人税減税など大企業優遇の一方で、社会保障は改善が続き、貧困と格差がますます広がっている。取り分け、年金ではマクロ経済スライドという仕組みを使って今後三十年間も下げ続けるなど許すことはできない。これでは老後の暮らしは成り立たない。若者

の年金離れや未納の拡大も懸念される。今必要なことは、安定した雇用を保障し、社会保障を充実させることである。若者も高齢者も誰もが安心して年金の実現が強く求められる。
ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、社会保障財源は、消費税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求め、無駄な公共事業や軍事費を減らすことで確保すること。

第六四九号 平成二十九年三月六日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めることで社会保障財源の確保を図ることに係る請願

請願者 兵庫県伊丹市 副島達朗 外九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五五号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めることで社会保障財源の確保を図ることに係る請願

請願者 千葉市 萩原勝利 外一万七百三十六名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五六号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求めることで社会保障財源の確保を図ることに係る請願

請願者 奈良市 五百崎亮一 外一万七百三十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五七号 平成二十九年三月七日受理
消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な

負担を求めることで社会保障財源の確保を図ることに
関する請願

請願者 仙台市 田村守 外一万七百三十
六名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五八号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 北海道石狩郡当別町 山下さなえ
外一万七百三十六名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六五九号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 東京都板橋区 伊東輝 外一万七
百三十六名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六六〇号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 福島県郡山市 小野寺正教 外一
万七百四十一名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六六一号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 佐賀県唐津市 中川洋子 外一万

七百三十六名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六六二号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 群馬県高崎市 宮本優子 外一万
七百三十六名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六六三号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 大阪市 二見道子 外一万七百三
十六名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六六四号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 長野県伊那市 渡部学 外一万七
百三十六名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六六五号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 大阪市 植田嗣代 外一万七百三
十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六六六号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 熊本県天草市 山下春男 外一万
七百三十六名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六六七号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 山形県東根市 柴田重明 外一万
七百三十六名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第六六八号 平成二十九年三月七日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 東京都府中市 近藤任子 外一万
七百三十六名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第七一四号 平成二十九年三月九日受理

消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に適切な
負担を求めることで社会保障財源の確保を図るこ
とに関する請願

請願者 東京都昭島市 角谷和子 外九百
九十九名

紹介議員 伊波 洋一君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

平成二十九年四月十七日印刷

平成二十九年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇